

続・メッシーナ海法序説 : メッシーナ海事評議員 条項素描

著者	栗田 和彦
雑誌名	関西大学法学論集
巻	64
号	3-4
ページ	935-1040
発行年	2014-11-20
その他のタイトル	Ancora sul diritto marittimo di Messina
URL	http://hdl.handle.net/10112/8880

続・メッシーナ海法序説

——メッシーナ海事評議員条項素描——

栗 田 和 彦

目 次

- 1 はしがき
- 2 メッシーナ海事評議員条項
- 3 むすびにかえて

1 はしがき

メッシーナ (Messina) は、中世地中海交易の要衝に位置し、その港が、12世紀には、シチリア (Sicilia) のもっとも重要な港 (少なくとも、その一つ) になっていたことは、多くの歴史家の認めるところである。メッシーナにも、四大海洋共和国と称されるアマルフィ (Amalfi) などと同様、商事・海事慣習 (法) が生まれ、さらには、海事評議員裁判所が設けられ、海事評議員裁判に関連する慣習 (法) も生成・発展していた。

メッシーナの海法関連の写本の存在は、散發的ではあったが、かなり以前から、いく人かの研究者によって公表されてきた。それらのなかでもっとも重要なものは、Luigi Genuardi, *Il libro dei capitoli della corte del consolato di mare di Messina*, Palermo, 1924, pp. 28-159 が報じているメッシーナ海事評議員裁判所に関連する規則 (以下において、「Genuardi」または「Gen 本」と略称する) である。

再確認しておく、Gen 本は、第1条から第167条までの通し番号によってまとめられてはいるが (その後、第168条および第169条の一部の写本の断片が発見された)、編纂者によって、統一的な呼称は与えられていない。これらは、大きく、第1条から第56条まで、第57条から第110条まで、および第111条以下の3部に分けられる。

第1条から第56条までには、*Capitula Consulatus Maris Messane* (メッシーナ海事評議員条項。以下において、「CCMM⁽¹⁾」と略称する) とのタイトルが付されており、そして、57条から第110条までには、*Li capituli et ordinacioni di la curti di mari di la nobili citati di Messina facti et ordinati per la universitati di la predicta citati* (称揚された市共同体のために起草され制定された高貴なメッシーナ市海事裁判所の諸条項と諸規則。以下において、「Me 裁判所条項」と略称する) とのタイトルが付されている。

CCMM および Me 裁判所条項が、まさしく、メッシーナ海法の中核・最重要部をなすもの、と述べている (第111条以下は、15世紀から16世紀にかけて公

布・裁可された海商に関する規則・布告などのリスト)。

- (1) 直後の「1—1 先行の作業」にいう「序説」では、CCMMを「Me 評議員条項」と略称していたが、「Me 裁判所条項」とまぎらわしく感じられるため、表記方法を改めることにした。

1—1 先行の作業 筆者は、先に、「メッシーナ海法序説⁽¹⁾」(以下において、「序説」と略称する)なる小稿をものし、Gen 本における配置順では前後するが、Me 裁判所条項の検証作業を行った。

序説の(主たる)目的は、Me 裁判所条項の全54カ条と、アマルフィ海法のいわゆる Foscarini 本(以下において、「Am」と略称する)第1条から第35条および第39条から第58条の類似・対応関係の確認・検証であった。

両法は、「正確に対応する」あるいは「正確な翻訳である」といわれるほどに類似(酷似)しており、この類似・対応関係は、中世イタリア海法史研究上、大きな謎の一つであるが、序説は、規定の配列順、規定内容、使用文言・表現方法などについて、類似(および差異)・対応関係を逐条的に確認・検証することによって、両法の「類似のほど」を具体的に把握することに努めた。

序説によって、両法が他に類例を求めることができないほど類似・対応していることを確認・検証しえたが、CCMMの規定内容については、ほとんど検討できなかった⁽²⁾。

- (1) 法学論集62巻4—5号1763頁以下。

- (2) 序説で CCMM を検証しなかったのは、序説の(主たる)作業目的と紙数のほか、CCMM と Me 裁判所条項は、通し番号によってまとめられてはいるが、異なったタイトルによって、明確に分類されており、その性質を異にしているように思われたこともある。大雑把ないい方になるが、Me 裁判所条項は、(略称から受けるイメージと異なるかもしれないが)私法・実体法的な規定群であり、CCMM は、裁判法・手続法的な規定群からなっている(序説・1850頁以下)。

1—2 本稿の検討対象 本稿は、その検討の重要性を認識しながらも、序説で検討対象としえなかった CCMM について、検討を試みるものである。

CCMM は、メッシーナの海事評議員裁判制度に関連して、海事評議員の選任、その職責、海事評議員裁判所における訴訟手続、船舶売却代金の債権者に対する分配などについて定めている。

CCMM のかなりの条文とヴァレンシア (Valenza) 評議員規則 (1336年から1343年 (1342年) にかけてアラゴン王 Pietro 4 世によって公布された⁽¹⁾)。以下において、「Val 規則」と略称する) の相当数の規定が類似・対応関係にあることが、多くの研究者によって指摘されている。

Genuardi は、両者間の類似・対応関係を一覧表にまとめ、CCMM 第1条、第16条から第24条、第26条から第32条および第34条から第45条の29カ条と、それらに類似・対応する Val 規則の規定を明確に示している (Val 規則のほうからすると、全42カ条のうち28カ条、3分の2の規定が CCMM のなかに類似する規定を有する)、としている⁽²⁾。この関係をとらえ、CCMM は、Val 規則を翻訳あるいは移調したもの、と評価する向きもある。

さらに、CCMM のいくつかの規定 (Murino によると、第31条、第32条、第38条から第41条、第49条、第53条および第54条の9カ条) は、Am 第59条から第65条に類似しているため、Am および Val 規則と重複して類似することになる、といわれている⁽³⁾⁽⁴⁾。

CCMM は、Me 裁判所条項とともに、メッシーナ海法の中核・最重要部をなすもの、といいうるにとどまらず、イタリア海法と他国 (とりわけ、スペイン) の海法の関係を議論するうえで、きわめて重要な法ということが出来る。

(1) Cf., Jean Marie Pardessus, Collection de lois maritimes anterieures au 18 siècle, Tom., 5, Paris, 1839, pp. 374-393; Travers Twiss, L'orde judiciari de la cort dels consols de la mar, The black book of admiralty, vol. 3, in Rerum britannicarum medii ævi scriptores, Appendix Part III, London, 1876, pp. 450-495. 樋貝詮三「海の慣習法」(1943年) 633—654頁に Val 規則 (海事領事裁判所ノ司法手続) の全文和訳が掲載されている。同翻訳は、おそらく (訳語や注の内容から判断すると)、Twiss の研究に依拠しているもの、と思われる。

(2) Genuardi, p. XIV. Mario Murino, Andar per mare nel medioevo, Le antiche consuetudini marittime italiane, Chieti, 1988, p. 306, n. 1 は、Genuardi に同調して

いる。なお、類似性が認められる、といっても、かなり形式が異なっているのがみられる（その点については、Genuardi もよく承知している）。また、Genuardi が類似性を認めていない規定についても、類似性を承認しうるものがあるかもしれない。たとえば、CCMM 第26条但書きと Val 規則第20条との類似性を承認しうるかもしれない（本稿 2—26 参照）。

- (3) Murino, *op. cit.*, p. 306, n. 2. Genuardi および Murino の説く類似・対応関係を表にすると以下のようなになる（数字は条文番号を表わす）。

CCMM	31	32	38	39	40	41	49	53	54
Am	59	60	61	61	61	62	63	64	65
Val 規則	27	28	32	33	33*	34			

* 筆者は、CCMM 第40条と Val 規則第34条が類似する、と考えている（本稿 2—40 参照）。

- (4) Paul Laband, *Das Seerecht von Amalfi*, *Zeitschrift für das gesammte Handelsrecht*, 1864, S. 332, N. 135 は、つとに、Am 第59条は Val 規則第27条に由来する、としている。同様に、Am 第60条から第62条についても、Val 規則から継受したもの、と考えている（Laband, *a. a. O.*, S. 333, N. 139; S. 334, N. 140; S. 335, N. 143）。

1—3 本稿の目的 本稿は、CCMM の各条を逐条的に分析・検討することにより、メッシーナの海事評議員裁判制度の全貌（少なくとも、そのおおよそのところ）を明らかにするとともに、Val 規則との類似・対応関係のほど（実態）を検証しようとするものである。

筆者は、序説の 3—4「むすびにかえて」で、以下のようにのべた。

「なぜ、他に類例を求めることができないほどの類似性を伴った海法がアマルフィからかなり離れた（直線距離で約 300 km）メッシーナに存在したのか、その謎は依然として残るかさらに深まるであろう。さらには、アマルフィ海法（およびメッシーナ海法）が往時もっとも広範な適用範囲を有したコンソラート・デル・マーレの形成に影響を及ぼした可能性を否定できないかもしれない⁽¹⁾」。

これに若干の付言をすると、メッシーナ海法は、トラパニ（Trapani）海法に大きな影響を及ぼしただけではなく⁽²⁾、さらに広く、シチリア全体の指導的役割を演じていたもの、と思われる⁽³⁾。また、現在は独立の共和国になってい

るマルタ (Malta) が14世紀よりメッシーナ海法の強い影響を受けており、17世紀末に制定されたマルタ海事評議員規則のなかに、同規則によって規律されていない事項に関するすべての紛争はメッシーナ海事評議員の規定に準拠して判断されるべき旨を定めた規定があった、という⁽⁴⁾。

さらには、CCMMの多くの規定がVal規則(およびバルセロナ(Barcelona)海事評議員規則)の規定に類似・対応しているが、メッシーナにおいて海事評議員の制度が設けられたのは、1282年12月から1283年5月6日のあいだ、とする説が有力である⁽⁵⁾。すると、同制度の創設は、Val規則が公布された時期より50年ほど遡ることになる。CCMMがVal規則から多くの影響を受けたかもしれないが、逆に、Val規則がCCMMから撰取したこともあったかもしれない。

中世イタリア海法史ないし中世地中海海法史を語るうえで、メッシーナ海法の有する意義は、はなはだ大きい、というべきであろう。本稿により、メッシーナ海法に関する議論にとどまらず、中世イタリア海法に関する議論(イタリア海法が地中海海域の諸都市の法律・慣習に及ぼした影響などに関する議論も含めて)に新たな資料を提供しうるのである⁽⁶⁾。

- (1) 序説・1852頁。序説に残された課題の一つとして、Am第59条から第65条とCCMMの規定との類似・対応関係の検証があったが、その課題は、本稿により、解消されることになる。
- (2) 拙著「アマルフィ海法研究試論」関西大学出版部・2003年(以下において、「試論」と略称する)・263頁以下。
- (3) 本稿・2—37参照。
- (4) Mario Chiaudano, *Consolato del mare di Malta*, *Novissimo digesto italiano*, vol. 4, Torino, 1957, p. 235.
- (5) Chiaudano, *Consolato del mare di Messina*, *Novissimo digesto italiano cit.*, loco cit.
- (6) 本稿は、序説が検討対象にしたMe裁判所条項とともにメッシーナ海法の中核・最重要部の一方をなすCCMMを検討対象とするものであり、その意味で、序説の続編であり、序説と対をなす。しかし、本稿は、「続・メッシーナ海法序説」と称してはいるが、序説のたんなる補遺・補足にとどまらず、独自・固有の意義を有するものであるから、「メッシーナ海事評議員条項素描」というサブタイトルを帯

びている。

2 メッシーナ海事評議員条項 (CCMM)

本稿は、Genuardi の研究にしたがいながら、CCMM の第1条から第56条について分析・検討作業を行うものであるが、序説ですでに紹介しておいたように、CCMM について、Genuardi より先に報告をした者がいる。Raffaella Starrabba, *Consuetudini e privilegi della città di Messina sulla fede di un codice del XV secolo* (posseduto dalla Biblioteca comunale di Palermo), Palermo, 1901 (以下において、「Starrabba」または「St 本」と略称する), pp. 273-289 である⁽¹⁾。

Starrabba は、タイトルが示しているように、メッシーナの慣習 (法) および特権などに関する多くの写本を復刻・収録しており、そのなかに、われわれがいまかりに CCMM と略称している規定群の一部 (CCMM 第1条から第34条に対応する規定群) が含まれている。

St 本によると、その規定群に先立ち、“*Capitula extracta a libro Capitulorum curie maris nobilis Ciuitatis messane ad petitionem philippi de bonfilio et perroni de Joffo ipsius curie consulum*” とのタイトルが付されている⁽²⁾。明らかに、それは、Genuardi の紹介する写本のそれよりも長く詳細である。

St 本が CCMM のきわめて有益・貴重な研究であることは、まぎれもない事実であり、本稿において、St 本を無視するわけにはゆかない。しかし、本稿が、主として、Genuardi の研究にしたがうのは、なによりも、St 本が Gen 本の CCMM の第1条から第34条までに対応する条文しか報じていないからである。

St 本の特徴のおおよそを先にいくつか紹介しておくとして、まず、Gen 本のすべての条文に「条文番号」と「見出し」が付せられているが、St 本の規定群には、条文番号は付されておらず、また、Gen 本の第1条から第15条に対応する条文には見出しが付されていない (第16条以下に対応する条文には、見出しが付されている)。

St 本で用いられている用語・表現は、同じイタリア南部方言であっても、Genuardi が指摘しているように⁽³⁾、Gen 本のそれよりかなり古いようである (Gen 本は17世紀前半の写本であり、St 本は15世紀初頭の写本である、と考えられている。St 本の使用・表現が2世紀ほど新しい Gen 本の使用・表現より古くとも当然であろう)。

St 本の使用・表現の古さを具体的にいくつか列挙すると、固有名詞の頭文字についての大文字の不使用 (メッシーナ、イエスキリスト、聖夜および神をも小文字で表現)、冠詞前置詞の未発達・不統一、定冠詞の省略形の未発達、アクセント記号の不使用 (第2条において、è が用いられているくらい)、コンマやセミコロンの使用頻度、その他、単語のつづり (U と V, C と T, I と J, C と Z, Ç と C, che (chi) と ki など、枚挙にいとまがない) などである。

Genuardi の研究にしたがいながら、St 本をも参照するために、以下の方法によりたい。例として、まず、Starrabba, pp. 273-274 に収録されている Gen 本第1条に対応する条文を参照する。

Qvaskidunu annu in li festi di natali di nostru signuri ihesv christu tucti li sei consuli li quali sideru in lu officiu per lannu passatu si diuinu congrigari et iungiri in la curti ordinata undi lu officiu di lu consulatu dilu mari si reyi et illocu avendu deu et la bona iusticia innanti lockj et divinu ysligiri sei gintili homini experti in larti dilu mari, patruni di nauì oy mircadanti la quali eleciuni si diui fari per schori et per scarfi et non per malicia oy priyerij di autrui li quali sei homini diuinu essiri di fama bona et condicioni integra li quali diuinu incuminçari reyri et ministrari iusticia di lu primer iornu di ginnaru innanti çoe li dui primi electi per misi quactru ço esti ginnaru friuaru marçu et abrili et li autri dui sicundi electi per mayu iugnu iugnectu et augustu et li terci electi sictembre uctuuru nuembre et dichembre et cussi similiter diuinu sidiri li nutari per lu tempu supra distinctu.

うえの条文中に19個の下線を付しておいたが、それらは、Genuardi が Gen 本第1条との差異として認識したものである⁽⁴⁾。

CCMM 第1条から第34条を検討するに際して、Gen 本の各条によりながら、

Genuardi が差異と認識した箇所後に、St 本の対応語・句を《 》で包んで呈示することにする。筆者も、基本的には、Genuardi の認識基準にしたがいたいが、とくに筆者が指摘したい箇所（たとえば、Genuardi が見落としたと思われる箇所）については、①、②というように、○で包んだ数字の注を付すことにする。

2—1 で掲げる Gen 第1条を参照すれば、Genuardi が St 本との差異とした部分としなかったものの認識基準のおおよそが分かるであろう。すなわち、大文字の使用、冠詞前置詞、定冠詞の省略形、単語のつづり（の多く）、コンマの使用などは、差異として扱われていない。

- (1) Starrabba, Di un codice delle consuetudini e dei privilegi della città di Messina, Archivio Storico Siciliano, anno XXIV (1899), p. 285 によると、彼の労作に復刻・収録されている、メッシーナの慣習（法）および特権などの写本（装丁本）は、最初、1899年3月、ミュンヘンの古書店主から、パレルモ国立古文書館にもたらされた。写本は、同館の財政的事情もあって、同館が取得するに至らず、パレルモ市立図書館が購入することとなった、という。彼の労作は、パレルモ市立図書館が写本を取得してからきわめて短時間のうちに公刊されたことになる。
- (2) Starrabba, p. 273.
- (3) Genuardi, p. 28, n. 3.
- (4) この数は、長大な Gen 本第18条において差異として認識された数につぐ大きさである。しかし、その他の条文においては、差異として認識された箇所は、数個程度にとどまっている。

* 本稿の基本方針

[Val 規則および Am の類似・対応条文] 2 において、CCMM の各条について、順次、検討するが、「小見出し」の番号は、Gen 本の条文番号に合わせる。その番号の後に、Genuardi, p. XIV がその類似性を認めている Val 規則の条文をカッコ書きで表示しておく。また、第31条、第32条、第38条から第41条、第49条、第53条および第54条については、類似性が認められている Am の条文と試論での主たる検証箇所も併せて表示しておく。なお、CCMM の規定と Am の規定を対照する場合の基本方針については、序説・1768頁参照のこと。

[CCMM の見出し] CCMM の各条に付された「見出し」が語・句ではなく、文章になっている例が多いが、それらの見出しについても、本稿でも（序説と同様）、簡潔な表現で「試訳」をしておく。

[規定内容] 筆者は、CCMM のすべての条文について、翻訳あるいは規定内容の検証を試みた研究者を知らない。また、CCMM には古い方言・用語がかなり含まれている。そのような状況において、CCMM のすべての条文に正確な翻訳を施すのは、きわめて困難な作業である（少なくとも、筆者にとっては）。翻訳を試みても、場合によっては、かなり大胆な「推測」が入ってくるであろう。各条の分析・検討の便宜のため、筆者が解析できた範囲で、各条の「規定内容」を【 】で示すことにする。したがって、それらは、場合によっては、「試訳」あるいは「仮訳」の域に達しえていないこともありうる。

[引用文献の略称] La Tabula de Amalphi, diretto da Antonio Guarino, Cava dei Tirreni, 1965 を「Guarino」と略称するが、たとえば、Guarino, p. 36-1-2 とした場合、同書36頁にある Am 第1条に関する注の2を意味する。

2—1 第1条 (Val 規則第1条)

[Comu si divinu eligiri li consuli di mari : 海事評議員の選任方法]

Chaschedunu 《Qvaskidunu》 annu in li festi di Natali di N. S. Iesu Xristo tutti li sei consuli, li quali sederu in l'officio per lu anno passatu, si divinu congregari et iungiri in la curti ordinata, undi l'officio di {lu^①} consulatu di lo mari si reggi 《reyi》, et illoco, havendo Deu et la bona justicia innanti l'occhi 《lockj》, {et} divinu eligiri 《ysligiri》 sey gentilhomini esperti in l'arti di lo mari patroni di navi oij mercadanti, la quali elettioni si divi fari per sorti 《schorti》 et per scarfii et non per malicia oy prigheri 《priyerij》 de altriu 《autrui》, li quali sey homini divino esseri di fama bona et conditioni integra, li quali divino incomenzari 《incuminçari》 reggiri 《reyri》 et ministrari justicia di lo primo 《primer》 journu di gennaro innanzi, cioè 《çoe》 li dui primi electi per misi quattro, cioè 《co esti》 : gennaro, febraro 《friuaru》, marcio 《marçu》 et aprile 《abrili》, et li altri dui secundi electi per mayo, jugno, jugnetto et agosto 《augustu》 et li terzi electi : septembro 《sictembru》, octobro 《uctuuru》, novembro 《nuembru》 et decembro et cossi similiter divino sediri li notari per lu tempu supra distinctu. ②

① { } は、挿入・付加部があることを表わす。すなわち、本文の {lu} は、St 本では、lu が入っていることを表わす。ただし、Genuardi は、これを見落としている。

本条は、「見出し」には、「海事評議員の選任方法」とあるが、選任時期、選任者、被選任者の員数・資格、および任期・執務期間についても定めている（それだけではなく、公証人についても言及している）。本条と Val 規則第1条との類似性を承認しうるが、両者を詳細に対照・検討すれば、いくつかの差異を発見することが可能である。

【毎年、われらが主イエスキリストの聖誕祭に、過去1年間執務をしていた6名の評議員全員は、海事評議員の職務を行っている裁判所に集合し、そこで、神と正義に誓って、航海者の組合（l'arti di lo mari⁽¹⁾）、船長または商人のうちから6名の熟練の紳士を選任しなければならない。その選任は、策略または他人の請願によってではなく、くじ引き抽選により（per sorti et per scarfii）なされなければならない。その6名の者は、誉れ高く廉直な人でなければならない。その者たちは、1月1日以降、裁判を司りそして行い始めなければならない。すなわち、最初の被選任者2名が、4カ月間、すなわち、1月、2月、3月および4月、そして、第2の被選任者2名が、5月、6月、7月および8月、そして、第3の被選任者2名が、9月、10月、11月および12月（を担当する）。そして、同様に、公証人は、上記の期間について、執務しなければならない。】

選任時期は、毎年、聖誕祭の時期である。本条の文言を詳細に観察すると、Val 規則第1条と若干異なるかもしれない。すなわち、本条では、「聖誕祭に（in li festi di Natali）」となっているが、Val 規則第1条では、「聖誕祭の前夜に（lo vesper de la festa de Natal）」となっている。前者では、聖誕祭が複数形で表わされており（「祭の期間中に」と読むことが可能であろう）、一方、後者では、いわゆる「クリスマス・イヴ」になっている。

選任者も、本条と Val 規則第1条とでは異なるようである。本条の形式からすると、現任の評議員が、次年度の評議員を選任するように読むことができる⁽²⁾。Val 規則第1条によると、航海業者（navegants⁽³⁾）、船長（patrons⁽⁴⁾）および海員が、次年度の評議員を選任するようである。

本条においては、評議員として6名の者が航海者の組合、船長または商人の有識者のなかから選ばれる。これに対して、Val 規則第1条では、2名が航海

者の組合のなかから評議員として選任されることになっている。

任期が1年であることは、本条と Val 規則第1条とで一致している。ただし、本条においては、6名の評議員が2名・3組に分かれ、4カ月ずつ執務することになっている。

具体的な選任方法について、Val 規則第1条では、選挙による全員一致または多数決による旨が定められているが、本条では、そのような定めはない。選任が、策略や請願によることなく、くじ引き抽選により (*per sorti et per scarfi*)、公正に行われるよう、すなわち、不正が生じないように戒められているだけである。

- (1) これに類似の用語 (*larte del mare*) がトラニー海法の前文および第1条にみられる。拙稿「トラニー海法素描」法学論集55巻4—5号1294頁および1298頁で用いた訳語をあてておく。なお、Val 規則第1条にも、*la art de mar* が登場する。Twiss, *op. cit.*, p. 451 は、*the guild of navigators* との訳語をあてている。樋貝・前掲633頁も参照のこと。
- (2) ただし、選任方法が「くじ引き抽選」によるというのであれば、現在の評議員が、後任者の選任会議の運営をするだけのようにも解釈しうる。
- (3) この「航海業者」は、樋貝・前掲同所の訳語である。前注(1)でもみたが、「航海者」または「航海業者」がどのような範囲の者を指す用語なのか、難解な問題である。序説・1782—1783頁注*cumpagnuni も参照のこと。
- (4) 樋貝・前掲同所は、「船舶管理人」と訳している。

2—2 第2条

[*Electi quid debent facere* : 被選任者の義務]

Electi li {{sei}} consuli insembla personalmenti divinu teniri la curti insembla cum li notari, comu è costumatu, ita quod nullu dilli consuli pò, ne divi l'officio predicto vindiri, renunciari, ne^① committiri a persona nulla.[©]

© Genuardi, p. 29; Starrabba, p. 274. ① St 本では、*nin* となっているが、Genuardi は、見過ごしている。同様の例は、第8条において2回生じている。Genuardi がこの差異を最初に指摘するのは、第11条においてである。

本条は、評議員（見出しには、「被選任者」とあるが）の義務について定め

ている。すでにふれたとおり、本条から第15条までの規定には、Val 規則との類似・対応関係が認められていない。これらの規定は、CCMM に固有のもの、とというるかもしれない。

なお、本条から第6条の見出しは、ラテン語で表示されている。また、本文にも（他の条文においても、しばしばみられるが）ラテン語の字句がみられる。このことから、CCMM のもとの条文はラテン語で書かれていたのであろう⁽¹⁾、との推測が成り立ちうるかもしれない。

本稿では、便宜上、2段（文）に分けて規定内容を示しておいたが、本条、とりわけ、その前段は、評議員の義務に関する導入規定のような内容を定めている。ただし、見出しに「被選任者の義務」とあるように、かならずしも、適用対象を評議員に限定した表現をしておらず、本文（前段）において、「公証人」に対する言及がなされている。

【選任されると、{《6名の》} 評議員は、共同して、自ら、公証人とともに、慣習にしたがい、裁判所を運営しなければならない。したがって、評議員は、前述の職務を売り渡し、放棄し、何人にも委ねることができず、してはならない。】

前段は、被選任者（主たる者は評議員であろうが）の義務について、抽象的・一般的な表現でしか規定していない。

前段で注目する点として、「慣習にしたがい (comu è costumatu)」との文言が存在することである。この文言から、CCMM が編纂される以前に、すでに、海事評議員裁判制度が慣習上存在していたこと（その慣習の具体的な内容まで知ることはできないが）を読み取ることが可能であろう。類似の文言は、この後も、しばしば登場する。

後段では、前段より、少し具体的な内容が盛り込まれている。裁判制度の公正さを担保するために、評議員に求められるべき当然の所作（三つの禁止事項）が列記されている⁽²⁾。

本条は、義務違反については、なにも定めていない。それは、次条に委ねられている。

なお、後段に類似の用語方法により、公証人の職務放棄などを禁じた規定が第8条に存在している。

- (1) Riniero Zeno, *Storia del diritto marittimo italiano nel mediterraneo*, Milano, 1946, p. 136.
- (2) 現代法的な感覚からすると、三つの禁止事項が制限列举か例示列举か、という疑問（たとえば、「職務怠慢・懈怠」が本条にふれるか）が生じうるであろう（往時、そのような疑問があったのか否かは、筆者には不明）。2—8の注(1)参照。

2—3 第3条

[*Consules renunciantes officium in qua pena sunt*：職務違反をした評議員に対する制裁]

Item electi li consuli si renunciassiro, vindissiro oy committissiro l'officio preditto mai plui divi haviri l'officio, ne «non» dignitati in la citati predicta et divi pagari jure pene alla opera della matri ecclesia di Messina^①, {et} di ciò «ço» esti privilegiu in la banca delli iurati.^②

② Genuardi, pp. 29-30; Starrabba, p. 274. ① St 本では、missina となっている。St 本と Gen 本の対応関係が終了する第34条までの本文（見出しを除く）のなかに、Messina は、4度出てくるが、St 本では、4度とも、missina というように、頭文字が小文字で書かれている（ラテン語表示の Messane という語を含めれば5度）。また、St 本のタイトルのなかにも messane という語があるが、これらすべてが、Starrabba による書き換え（大文字から小文字への）であった、とは考えがたい。

本条は、評議員の義務について定めた前条を受けて、評議員の義務違反に対する制裁について定めている。

【同様に、選任されると、評議員は、前述の職務を放棄し、売り渡しまたは（他人に）委ねた場合、前述の市（メッシーナ市）において、2度と、その職務にも、要職にも就くことができない。そして、メッシーナの聖母（教会）の公庫に相当の罰金を支払わなければならない、それに関して、宣誓者の銀行において先取特権が認められる。】

本条についても、便宜上、2段に分けて内容紹介をしておいたが、前段では、

いわば、義務違反者の公職追放を規定している。規定内容は、義務違反者の「名誉」にかかわる措置になっている。

本条の後段は、義務違反者に対する罰金について定めている。前段の措置は、「名を惜しまない」人には、それほどの制裁の効果を生じない（かもしれない）が、経済的な制裁は、その種の人にも効果がある。しかし、本条においては、その具体的な金額については、なにも規定されていない。おそらくは、義務違反の程度により、罰金の額が定められるのであろう⁽¹⁾。

前条と本条により、評議員の職務（義務）および職務違反が規律されているが、報酬について、CCMMに明示的規定は存在しない（ただし、第51条の手数料を除く）。公証人の報酬・費用については、第9条が詳細な規定を設けているのと対照的である。

本条の規定内容とはかかわりないが、本文の文頭に置かれた Item について、ふれておきたい。Am や Me 裁判所条項でなじみ深いこの語は、本条以降第17条まで（ただし、St 本では、第15条まで）しばらくのあいだみられるが、いったん途切れ、また、第49条以降（第54条を除く）に登場する。

Item は、規定内容に直接関連する用語ではないが、それが置かれた規定ないしその規定を含む法律の成立・編纂時期を推測する手がかりの一つとされているのは、周知のとおりである。

- (1) なお、罰金の納付先について、「メッシーナの聖母（教会）の公庫（la opera della matri ecclesia di Messina）」としておいたが、そのような理解でよいのか、はなはだ心もとないし、また、それが具体的にどこを指すのかは、筆者には推測不能である。しかし、往時のメッシーナの人々にとっては、自明のことであったものと思われる。なお、本条により評議員が支払うべき罰金および第9条により公証人が支払うべき罰金が、第10条により裁判に欠席した訴訟当事者が支払うべき罰金と、同じ性質のものか、議論がありえよう。2—50注(1)も参照のこと。

2—4 第4条

[Quomodo debent pronunciare sententiam：判決の申渡方法]

Item *{in}* lu pronunciari di la sentencia divino sediri li dui consuli pro

tribunali, more solito, aliter la sententia non si può proferiri.[©]

© Genuardi, p. 30; Starrabba, p. 274.

本条は、判決の申渡方法について定めている。本条以降の規定の大半は、かなり具体的に、メッシーナ海事評議員裁判所における裁判・執行手続について、規定している。

【同様に、判決の申渡しには、2名の評議員が裁判官を努めなければならず、例のごとく、さもなければ、判決を申し渡すことができない。】

本条は、判決の申渡しには、2名の評議員が同席すべきことを求めている。前半部だけで本条の趣旨は明らかであるが、その趣旨を確認した後半部に注目すべき文言がみられる。すなわち、「例のごとく (more solito)」である。この文言は、第2条にみられる「慣習にしたがい (comu è costumatu)」などと同様に、CCMM に明示的に規定されていない「海事慣習 (法)」が往時メッシーナに存在していたことをうかがわせる⁽¹⁾。

(1) 同趣旨の文言は、CCMM 第42条および第43条にみられるほか、Gen 本第112条にもみられる。

2—5 第5条

[Quomodo debent procedere partibus petentibus consilium : 訴訟当事者の助言請求権]

Item in qualsivoglia 《qualumquata》 causa li parti litiganti, o, alcuna di ipsi reuedino chi 《ki*》 supra causa alcuna li consuli haiano consiglio, oy di mercanti, oy di jurista li consuli non ponnu zò negari, ma divino haviri matura deliberacioni et^① sano consiglio, et secondo lu consiglio spaciari 《spachari》 la causa servando sempri li capitoli 《la capitali^②》 della curti.[©]

© Genuardi, pp. 30-31; Starrabba, p. 274. * [ki] Gen 本の chi または che に対応する語として、St 本では多くの場所で、ki が用いられている。Genuardi は、数カ所で用法の差異を指摘しているが、無視している箇所が多い。本稿では、以降、chi または che と ki の対応関係について、逐一指摘しない。

① St 本には、ない。② Starrabba, p. 274, n. 2 も、ここには、li capituli が入るべきとしている。

第1条においてみたように、評議員は、海事関係の仕事に従事する者のなかから、それも、かなりの経験者のなかから選任される。彼らは、おそらくは、海事法・慣習に通じた者たちであろうが、すべての海事法・慣習の解釈に長けているわけではないであろう。現在の裁判においても、時として、鑑定人の意見聴取がなされている。

本条は、専門家の助言 (consiglio⁽¹⁾) を求める権利を紛争当事者に認めている。海事裁判の専門性からすると、専門家の助言は、公正・妥当な裁判にとって、不可欠であろう。

【同様に、いかなる訴訟においても、訴訟当事者またはそのいずれかの者は、訴訟に関して、商人のまたは法律家の助言をえるよう評議員に要求することができ、評議員は、これを拒絶することができず、熟慮した採決および健全な助言をえなければならず、そして、助言にしたがい、つねに裁判所の条項を守り、訴訟を処理しなければならない。】

いずれの時代においても、商事・海事慣習 (法) についてもっとも通じているのは、商人であろう。助言を求める相手として、商人は適材、といいうる。

また、評議員自身は、海事関係の実務家であっても、法解釈の専門家ではない。公正・妥当な裁判を行うため、あるいは、訴訟当事者に不満を残させないために、(職業的) 法律家⁽²⁾の助言は有益・有効であろう。

なお、専門家の助言 (意見) 聴取について、本条は、訴訟当事者の権利として認めているが、第20条では、評議員の義務として規定している。

(1) 本条の consiglio の訳語として「助言」をあてておいたが、CCMM には、consiglio (およびその派生語) が20数回出てくる。場所によっては、「合議」の意味に用いられているもの、と思われる (おそらく、第23条)。

(2) ここにいう「法律家」として、どのような職種の人が想定されていたのは、少なくとも、本条のみからは、不明というほかない。考えうるところでは、裁判官、公証人、弁護士 (多分、その時代にも、職業的訴訟代理人は存在していたであろう。第15条を参照のこと) である。

2—6 第6条

[Quomodo debet sigillari litera : 書類の捺印方法]

Item ogni littra 《litera》 si devi sigillari cum sigilli di li consuli et cum lo sigillo grandi di la curti et similiter li processi 《prochessi》, verum che de novu^① fu ordinatu che in qualsivoglia 《qualunquata》 processu appellatu si divi subscriviri di manu propria di alcuno delli consuli.[©]

© Genuardi, p. 31 ; Starrabba, p. 274. ① St 本では, “da nouu” になっている。

本条は、往時のメッシーナの裁判において提出された文書の扱いについて定めているが、その扱いが慎重になされていたことをうかがわせる。

【同様に、すべての書類は、評議員の官印および裁判所の大公印によって捺印されなければならない、訴訟記録も同様である。むしろ、上訴されたいかなる訴訟の記録においても、いずれかの評議員自身の手による署名がなされなければならない、と最初から定められていた。】

説明文の末尾にある「最初から」は、“de novu” にあてた訳語である。St 本では、解説文の注①でみたように、“da nouu” になっている。現代標準イタリア語の “di nuovo” には、「ふたたび」以外に「最初から」の意味がある。ただし、本稿の解釈が正しかったとしても、その「最初」がいつころのことかは、やはり、少なくとも、本条のみからは、不明というほかない。

なお、本条が規定している裁判所の公印の形式がどのようなものであったかは、第16条にかなり詳しく規定されている。

2—7 第7条

[Non ci essendo l'uno di li consuli, chi divi fari l'altro : 1名の評議員不在時の他の評議員の義務]

Item si alcuno delli consuli {《criati》} in lo tempo che divi sediri non fussi presenti a la citati, chi lu so compagno lu divi aspettari jorni quindici, cuntandu dallu jornu che incomencirà segniri innanti et si per aventura infra quissi jorni

quindici non venissi, tutti li consuli di quillu annu insembra divino eligiri un autro in locu di quillu absentu.[©]

© Genuardi, p. 31; Starrabba, pp. 274-275.

第2条および第4条にあるように、評議員は、2名で協力（共同）して、裁判にあたらなければならない。原則として（例外として、第27条の規定があるが）、1名が不在のまま、訴訟を遂行することができない。本条は、不在者が出た場合の対応策について規定している。

【同様に、いずれかの〔当番〕評議員が執務すべき時に（メッシーナ）市にいない場合、彼の相手方は、執務開始予定日から数えて15日間、彼を待たなければならない。そして、（彼が、）偶然、その15日以内に現れないとき、その年のすべての評議員は、共同して、不在者に代わる他の者を選任しなければならない。】

上掲の規定内容から分かるように、本来の執務者が現れるのを待つ期間は、15日間のみである。その期間を経過すれば、執務代行者の選任がなされる。迅速な訴訟進行が図られるのと同時に、本来の2名による訴訟運営の確保が意図されている。

執務代行者がどのような者のなかから選任されるのかについて、明示的言及はなされていないが、その年の評議員のなかから選ばれたであろうことが想像される。それは、第44条の「評議員の忌避」の規定が、忌避された評議員の代行者がその年の評議員のなかから選ばれるべき旨を定めていることを根拠・手がかりとしている。

2—8 第8条

[Li notari non ponnu renunciari ne commettiri l'officio : 公証人の職務放棄・委託禁止]

Item nullu de li notari eletti pò, ne^① divi l'officio predicto vindiri, nè^① commettiri a persona alcuna immo personaliter lu divi exerciri.[©]

© Genuardi, p. 32; Starrabba, p. 275. ① St 本では、nin。

評議員の職務放棄の禁止などについて定めた第2条の検証の場で若干ふれたように、本条は、同条後段に類似する用語方法によって、公証人の職務放棄などについて規定している。形式のみならず、趣旨も、第2条後段に類似しているのは、明らかである⁽¹⁾。

【同様に、選任された公証人は、何人も、前述の職務を売り渡し、いかなる人にも委ねることができず、たしかに自ら、その職務を遂行しなければならない。】

職務違反した評議員に対する制裁に関して、第3条は、罰金の支払いを命じているが、職務違反した公証人に対する制裁を定めた明示的規定は、CCMMには存在しない。

- (1) 本文において、本条と第2条後段の形式および趣旨が類似している旨を指摘したが、差異が認められないわけではない。第2条後段は、三つの禁止事項を列挙しているが、本条においては、異なった列挙方法が採られている。すなわち、「本文」において、職務の売渡しと職務委託が明示的に禁じられているが、職務放棄に明示的な言及はなされていない。逆に、「見出し」にあるのは、職務放棄と職務委託である。2—2の注(2)でふれたように、三つの禁止事項が「制限列挙か例示列挙か」というような議論の立て方が、往時すでに存在していたのか、不明というほかない。本条の「見出し」と「本文」の文言からすると、往時、厳格な文言解釈がなされていたようには感じられない。

2—9 第9条

[Li solupcioni chi divino haviri li notarii : 公証人の費用]

Item li predicti notarii divino haviri per loro paii et raxuni ut infra. Et si alcunu di loru presummissi plui pigliari fussi in pena di tari setti et grana dechi.

Videlicet

Per ciaschuna^① pregiaria 《priiaria》 de dublu quandu si fa execucioni per ciascuna cauthela …… gr. 5

Item per ogn'otra pregiaria 《priiaria》 gr. cinco^②…… gr. 5

Item per ciascuna cedula 《cetula》 gr. cinco^② gr. 5 tamen si fussi grandi

- gr. dechi^② ……gr. 10
- Item per ciascuno 《chascunu》 capitulo gr. uno^② gr. 1 et per la interrogacioni
gr. …… gr. {《j》}
- Item per ciascuno 《chascunu》 testimonio gr. dui^② gr. 2
- Item per ciascuno 《chascunu》 pidagiu 《pidaiu》 {《si esti in la chitati,》} gr.
deci^② gr.10 et si di fora tari uno et la cavalcatura cum li spisi …… tt. 1
- Item per ciascuna littra tari {《j》}
- Item per ciascuno processo 《prochessu》 secundu la quantitati.
- Item per copia di ciascuno testimonio grano uno^② …… gr. 1
- Item per ciascuna sentencia et provisioni gr. dieci^② ……gr. X
- Item per tavola et concursu di credituri per ciascuna cedula^③ …… gr. X
- Item per liberacioni 《diliberatiuni》 di cosa mobili ad incantu infra uncia
《unza》 una gr. cinco, da uncia una fina unzi dieci gr. X, da unzi dieci fino
cinquanta 《ad unçij^④》 tari uno et accussi innanti.
- Item per cosa stabili da unza una {j} fina in dechi gr. dieci, da unzi X fina a^⑤
cinquanta tari uno, da unzi 50 fino ad 《in》 cento tari dui et cossi innanti.
- Item per ciascuno navilio scoperto gr. dieci^② …… gr. X
- Item di ciascuno ligno covertu da unzi X fino a^⑤ unzi^⑥ 50 tari uno, da unzi^⑥ 50
fino ad^⑤ unzi^⑥ 100 tari dui et cossi innanti.
- Item da^⑦ ciascuna navi di dui coverti tari sei^② …… tt. 6^⑧

© Genuardi, pp. 32-34; Starrabba, pp. 275-276. ① 本条に ciascuno (a) は14回出てくるが、Genuardi は、そのうちの3回についてのみ St 本とのちがいを指摘している。第2条の解説文の注①、第5条の解説文の注*および第8条の解説文の注①でみたように、Genuardi の Gen 本と St 本の差異の指摘は、かなり不統一である。この点に関しては、以後、逐一指摘しない。② 公証人の報酬・費用の額について、St 本では、文字表示はなされていない（ローマ数字による表示のみ）。③ St 本では、cautela。④ Starrabba, p. 275, n. 2 は、写本にしたがっている旨を表明している。⑤ St 本では、in。⑥ St 本には、ない。⑦ St 本では、di。

本条は、公証人の報酬ないし費用および各種の職務について、具体的な金額

を列挙している。この一覧表から、往時のメッシーナの公証人の職務内容が分かる（すべてではないかもしれないが、主要なものは）。

なお、本条においては、多くの数字が出てくるが、それらの表示について、Gen 本と St 本とのあいだに、形式的な差異がみられる。Gen 本では、文字表示とアラビア数字またはローマ数字による数字表示の三つの表示方法が混在している。これに対して、St 本では、動産の競売について定めた箇所以降に文字表示がいくつかみられるが、公証人の罰金および報酬・費用の額については、ローマ数字による表示のみがなされている。

そうした表示方法のちがいにもかかわらず、Gen 本と St 本とのあいだに、公証人の罰金および報酬・費用の金額のちがいはみられない。

【同様に、前述の公証人は、彼らの報酬および費用として、以下のとおり、取得するものとする。そして、彼らのいずれかの者が、より多くを取得しようとした場合、7 タリ10 グラーナの罰金を支払わなければならない。

すなわち

すべての保証 (cauthela) について執行がなされる場合、すべての2倍の担保 (pregiaría de dublu⁽¹⁾) について、5 グラーナ

同様に、その他のすべての担保について、5 グラーナ

同様に、すべての支払猶予について、5 グラーナ

ただし、巨額の場合は、10 グラーナ

同様に、すべての条項 (capitulo) について、1 グラーナ

そして、尋問について、{《1》} グラーナ

同様に、すべての証人について、2 グラーナ

同様に、すべての交通費について、{《(証人が) 市内にいるときは》} 10 グラーナ

そして、(証人が) 市外にいるときは1 タリおよび乗馬料と費用、1 タリ

同様に、すべての書類について、{《1》} タリ

同様に、すべての訴訟記録について、訴額にしたがって

同様に、すべての証拠の謄本について、1 グラーナ

同様に、すべての判決および仮処分 (provisioni) について、10グラーナ
同様に、すべての支払猶予に関する債権者の一覧表について、10グラーナ
同様に、動産の競売について、1オンス以下の場合5グラーナ、1オンスから10オンスの場合10グラーナ、10オンスから50オンスの場合1タリ、そして、以下同じ

同様に、不動産の競売について、1オンスから10オンスの場合10グラーナ、10オンスから50オンスの場合1タリ、50オンスから100オンスの場合2タリ、そして、以下同じ

同様に、すべての無蓋船について、10グラーナ

同様に、すべての有蓋船について、10オンスから50オンスの場合1タリ、50オンスから100オンスの場合2タリ、そして、以下同じ

同様に、すべての二重甲板の船舶について、6タリ。】

Am でもしばしば登場した通貨 (グラーナ, タリ, オンス) が本条にも登場する。Am の編纂時期を推測する際、これらの通貨が手がかりの一つになっていることは、試論でかなり詳細に議論をしておいた。しかし、CCMM および Me 裁判所条項に関しては、明確な日付けのある記述 (CCMM 第54条, 第56条および Me 裁判所条項第91条) が存在するため、その編纂時期については、それほど詳細な議論はなされていない。

なお、本条の柱書きに不正を試みた公証人に対する罰金 (7タリ10グラーナ) が定められている。罰金の最高額を示したもののなか、一律の金額なのかは不明であるが、いずれにせよ、報酬の最高額 (6タリ) に比べると、高額であることが了解される。公証人の職務の信頼性・公正さを確保するためには、往時としては、妥当な額であったのであろう。

(1) この用語は、つづりが若干異なるが、第34条に出てくる。

2—10 第10条

[Chi si paga per ragioni di contumacia : 裁判欠席の罰金]

Item ogni persona citata et non compari in la curti esti in pena per la

contumacia di tari uno et per la spignatura grana cinco.[©]

© Genuardi, p. 34; Starrabba, p. 276.

本条は、裁判に召喚された者が欠席（不出頭：contumacia）した場合の罰金について定めている。本条は、当事者の欠席について定めた第46条および第47条（とりわけ、後者）と関連した規定である。

第46条は、裁判に欠席が認められる例外的な場合について定めており、それ以外の場合、召喚された者は、出席（出頭）しなければならない旨を規定している。本条は、まず、欠席者に科（課）せられる罰金を1タリと定めている⁽¹⁾。

つぎに、第47条は、欠席者が裁判の途中で出頭してくる場合について定めている。この場合、出頭者には、欠席の罰金とは別の名目の金銭（spignatura：追完金）の支払いが求められる⁽²⁾。本条は、その金額を5グラーナとしている。

【同様に、召喚されたすべての者は、法廷に出頭しなければ、欠席の罰金として1タリを、そして、追完金として5グラーナを支払わなければならない。】

- (1) 欠席者が支払うべき罰金1タリについて、その性質に関する議論がありえよう（「科す」ものなのか、「課す」ものなのか）。同様の議論について、2—3注(1)および2—50注(1)参照。
- (2) spignatura を追完金と仮訳しておいたが、欠席の罰金と、名目だけではなく、性質も異なるもの、と思われる。本条にいう欠席の罰金が現代法にいう刑事罰の性質を伴わないものであっても、欠席者は、支払いを強制されている。これに対して、追完金の支払いは、かならずしも、欠席者に強制されていない。これを支払って、訴訟を遂行するか、支払わず、欠席裁判を甘受するか、選択の余地がある。2—47参照のこと。

2—11 第11条

[Li praticanti in la curti di Messina non ponno concurriri in ditta curti :
メッシーナ裁判所執務者の訴訟禁止]

Item nullo notaro lo quali pratici 《pratiki》 in la curti di Messina pò, ne 《nin》
divi essiri scrittu 《scripto》 in li acti della curti preditta.[©]

© Genuardi, p. 35 ; Starrabba, p. 276.

本条は、直接的な表現によってではないが、選任され評議員裁判所で現在執務中の公証人の個人的な訴訟行為を禁じた趣旨の規定、と思われる。

【同様に、メッシーナ裁判所において執務している公証人は、前述の裁判所の書類に記載されえないしされてはならない。】

上掲のように本文で適用対象とされている者は、公証人 (notaro) のみである。しかし、見出しには、執務者 (praticanti) となっている。評議員および公証人のほかに、裁判にかかわる (可能性がある) 者としては、第18条の *sergenti* および第37条の *officiali* が考えられる (本稿は、ともに、「事務官」と訳している)。

用語として、見出しの「裁判所執務者 (*praticanti in la curti*)」のほうが、本文の「裁判所において執務している公証人 (*notaro lo quali pratici in la curti*)」より、明らかに広い範囲の者を示すもの、といいうる。

本条の適用対象が、公証人に限定されていたのか、事務官にも拡大適用されていたのか、本条の文言のみから判断することは困難である⁽¹⁾。

なお、評議員の忌避については第44条に詳細な規定が設けられている。

(1) たしかに、本文では公証人しか登場していないが、見出しが本条の運用実態とかけ離れたことを表示している、とは考えがたい (このことは、本条に限らず、一般的に妥当するであろう)。本条が適用対象を公証人に限定して運用されていたのであれば、見出しにも、公証人を用いたはず、とも考えうる。本条は、本来的には、公証人を適用対象として成立した規定かもしれないが、その他の執務者にも類推適用されていたのかもしれない。もちろん、これは、筆者の推測の域を出ない。

2—12 第12条

[*Lu consulu non si divi eligiri chi non sacchia leggiri et scrivere* : 評議員の識字能力]

Item nulla persona la quali ad minus^① non sacia leggiri oy scriveri si puo, ne divi eligiri per consulu et si electu fussi quilli, li quali lu eliginu, siano in pena di unzi dui all'opera della matri ecclesia di la predicta citati.^②

© Genuardi, p. 35; Starrabba, p. 276. ① St 本には、ない。

本条は、評議員の被選任資格として、識字能力者であることを規定している。往時は現代と異なり、識字能力を有しない者は、数多く存在していた、といわれている。それでもなお、高度な営為である裁判を主宰する者は、必然的に識字能力を要する、と考えるのが通常であろう。その意味では、本条の前段は、少なくとも、現代的な常識にかなった規定、といいうる。

本条後段は、識字能力を有しない者を評議員に選任した者に対して、罰金を科すことによって、識字能力を有しない者から評議員が選任されないようにしている。

【同様に、少なくとも読みまたは書くことができない者は、評議員として選任されえないしされてはならない。そして、その者が選任された場合、彼を選任した者は、前述の市の聖母（教会）の公庫に2オンスの罰金を支払わなければならない。】

本条の規定には明示されていないが、規定の形式および趣旨からして、識字能力を有しない者から評議員が選任されても、その選任は無効とされていたもの、と思われる。

なお、評議員の選任（広い意味での被選任資格）に関連する規定として、再選禁止期間について定めた第17条がある。

2—13 第13条

[Li notari divino esseri notari publici : 公証人の資格]

Item nullu notaru^① lu quali non sia approbatu per experimenti et chi haija exercitu^② l'officio publico in la citati predicta ad minus anni tri, pò, ne 《nin》 divi essiri electu in lo notariatu di la curti predicta.^③

© Genuardi, p. 35; Starrabba, p. 276. ① 公証人 (notaro publico) CCMM において、かなり頻繁に, notaro (notaru) という用語が登場する。本稿は、一応に、その用語に対して「公証人」という訳語をあてている。しかし、本条の見出しには、形容詞 publico が付せられている。イタリアにおいては、notaro (notaio) は、古くか

ら存在する職業であり、往時のそれは、現代の公的資格を要する「公証人」とはかなり異なった性質を有していたようである（Dizionario enciclopedico del diritto, vol. 2, Novara, 1979, pp. 876-878）。これに「公証人」という訳語を与えることの当否については、別の考証を要するかもしれないが、「試論」および「序説」における所作（試論・199頁、序説・1805頁など参照）を踏襲しておくことにする。② Genuardi, p. 35, n. 8によると、Gen本のこの語は、exercutu になっているようである。一方、Starrabba, p. 276, n. 1によると、St本では、exercitu になっているが、頭文字のeの前に若干離れて、gが書かれているようである。Starrabbaは、この文字を削除すべき（誤りであるから）、としている。

本条は、前条が評議員の被選任資格について定めているのに引き続いて、CCMMにおいてかなり頻繁に登場する notaro (notaru) の被選任資格について規定している。

【同様に、試験に合格し前述の市において少なくとも3年間公務についたことのない公証人は、前述の裁判所の公証人の職に選任されえないしされてはならない。】

本条は、公証人の被選任資格について識字能力者であることを明示的に要求していない。しかし、本条にいう「試験」がどのようなものであったかは不明であるが、往時も、試験方法としては、筆記試験が一般的であったもの、と推測される。また、市において「3年間公務」に従事するには、少なくとも、その間に識字能力を身に付けていたであろう。

2—14 第14条

[Li notari non divono extrahiri li acti dilla curti : 公証人の裁判書類持出禁止]

Item nullu delli notari pò, ne «nin» divi extrahiri «extrayri» nullu actu dilla curti predicta, ma sempri gubernarili et usarli «vsari» in la curti predicta exceptu dari processi ad consigliu et quando vayno ad pidaggio «apidaju».©

© Genuardi, p. 36 ; Starrabba, p. 276.

本条は、前条につづいて、公証人に関する規定であるが、その訴訟における

禁止行為について定めている。すでにみたように、第11条も、公証人の禁止行為について定めているが、本条の禁止行為と性質が異なるように思われる。第11条が公証人の個人的な訴訟行為を禁じた趣旨の規定、と考えられるのに対して、本条は、公職者としての執務に関する禁止規定、と考えるべきであろう。

【同様に、公証人の何人も、前述の裁判所のいかなる書類も持ち出しえないし持ち出してはならず、つねに前述の裁判所において書類を管理しそして利用しなければならない。ただし、訴訟記録に助言を求めそして交通費を払って行く場合は、このかぎりでない。】

本条は、裁判所の書類の裁判所外の持出しを禁じ、その裁判所内の利用を命じている。公文書の管理に厳格さが求められるのは、洋の東西また古今を問わないであろうが、すでに、その旨を明示した規定が CCMM に存在したことに驚きを覚える。

2—15 第15条

[Curiali non pò esseri costituito in procuraturi : 代理人選任の禁止]

Item nullu curiali, nè homo litteratu pò esseri costituitu in procuraturi ad «a fari» questioni in la curti preditta, ma sempri li propri persuni divino domandari li raxuni «raiuni» loru, tamen si alcuna delle parti fussi absenti può constitui procuraturi ad persona ydiota tamen si la parti adversa fussi persona litterata {po constitui procuraturi licteratu^①}, tanto essendo presenti {«la parti»}, quanto absenti.[©]

© Genuardi, p. 36; Starrabba, p. 276. ① St 本にはこれらの文言が入っているが、Genuardi は、見逃したようである。

本条は、代理人選任の禁止・本人訴訟の原則を定めるとともに、その例外(代理人の選任が許容される場合)について規定している。Val 規則のなかに、たとえわずかであっても、本条と類似性を有する規定を発見することはできない⁽¹⁾。

【同様に、いかなる弁護士⁽²⁾も識字能力を有する者も、前述の裁判所における審問の代理人となることができず、つねに、本人が、その言分を主張しなければならない。ただし、当事者のいずれかは、不在のとき、制限能力者の代理人⁽³⁾を選任することができる。相手方当事者は、識字能力を有する者である場合、存在しているときも、不在のときも、{識字能力を有する代理人を選任することができる}。】

本条の本文は、代理人選任の禁止・本人訴訟の原則を明示している。同様の原則を定めた規定を他の都市の法律のなかに発見することができないにしても、本文（原則）について、大きな解釈の対立を生じることはないであろう（若干の差異が認められるにしても、St 本と Gen 本のいずれに依るにしても、同様の解釈に至りうるであろう）。

例外について定めた但書き（後半部）の解釈に対立がみられる。解読文の注①でふれたように、Genuardi は、St 本にある文言を見落としている。これらの文言を欠いたままでは、本条の但書きの内容を推測するのは、かなり困難である。

代理人を選任しうる場合は、かなり限定されているように思われる。不在の当事者が代理人を選任しうるのは、その者が制限能力者である場合であり、一方、相手方当事者は、識字能力を有する者であっても（在・不在を問わず）代理人を選任しうるもの、と思われる。すなわち、当事者双方が識字能力を有する者である場合、代理人の選任は認められないことになる⁽⁴⁾。

(1) Zeno, op. cit., p. 134 は、とくに本条を取り上げ、Val 規則にもバルセロナの規則にも類似性を伴った規定が存在していなかった、と指摘している。

(2) 第5条において、そこに登場する「法律家」について若干の言及をした際、「弁護士」もそれに含まれうることを示唆しておいた。現在のイタリアで弁護士を表わすためには、avvocato が一般的用語であろうが、curiale も文語として残っている（池田廉他編「伊和中辞典」小学館（第2版）・1999年・438頁）。

(3) 確認しておくとして、ここにいる「制限能力者の代理人」とは、制限能力者である当事者に代わって訴訟遂行する代理人の意味である。制限能力者を代理人に選任しうる、という趣旨ではない。

- (4) Murino, op. cit., p. 310 は、代理人の選任が認められるのは、当事者の一方が不在かまたは制限能力者である場合 (una delle parti sia assente o incapace) と解している。これに対して、Zeno, op. cit. loco cit. は、識字能力を有しない者が欠席する場合 (contumace analfabeta) にのみ、例外が認められるとしている。Murino のいう “incapace” と Zeno のいう “analfabeta” の異同に関する議論には立ち入らないが、Zeno は、当事者の一方がたんに欠席する場合には、代理人の選任を認めないのであろう。

2—16 第16条 (Val 規則第5条)

[Di lo sigillo 《siyillu》 dilla curti : 裁判所の公印]

Item^① la curti dilli consuli divi haviri uno sigillo retundu grandi, la (sic) quali levi una navi, sutta dilla quali sia lu mari dipintu cum la vela spannata, in la quali vi la sunnu li armi dilla citati di Messina. In la puppa li armi dillo signuri re et in cante di^② lo sigillo divino essiri scritti quisti palori videlicet : *sigillum curie maris nobilis civitatis Messane*, cum lu quali sigillu insembla cum li dui anelli dilli dui consuli si sigillirannu tutti li littri, processi et concessioni facti per quissa 《kissa》 curti et lu dictu sigillu sarrà in potiri 《pudiri》 dillu maestru notaru di quissa 《kissa》 curti.^③

③ Genuardi, p. 37; Starrabba, p. 277. ① St 本には、ない。② St 本には、ない。

第2条から前条(第15条)までのあいだ途切れていた CCMM と Val 規則との類似・対応関係が、本条から、再開・本格化する(本条から第24条, 第26条から第32条および第34条から第45条)。

本条の内容は、すべての裁判書類に捺印される裁判所の大公印について定めている第6条の規定と関連する。ここに具体的に指示された公印の図柄および文言は、Val 規則第5条のものとは異なるが、その意図するところは同じ、といいうるであろう。その保管者を明示している点についても、同様の類似性を読み取りうる。

【同様に、評議員裁判所は、メッシーナ市の紋章入りの帆を広げ海に浮かぶ船を描いた大きな丸印を有しなければならない。船尾には王の紋章、周辺には

つぎの文言が記載されていなければならない。すなわち、高貴なメッシーナ市海事裁判所の公印。この公印および2名の評議員の認印付き指輪によって、本裁判所が作成したすべての書類、訴訟記録および認可は、捺印される。そして、前述の公印は、本裁判所の主任公証人⁽¹⁾の手に委ねられる。】

なお、St本では、本条において、はじめて、「見出し」が付せられている。このことと、CCMMとVal規則との類似・対応関係の再開・本格化とがなんらかの関係を有するのか、たんなる偶然にすぎないのか、現在の筆者には推測することさえ不能である。

また、解説文の注①でもふれたように、St本においては、本文文頭に、Itemが置かれていない。St本では、本条から姿をみせなくなったItemが、各条の文頭にふたたび現れることはない。

- (1) Val規則第5条においては、裁判所の公印の保管者は、「裁判所の書記 (l'escriva de la lur cort)」となっている。訳語は、樋貝・前掲635頁による。

2—17 第17条 (Val規則第6条)

[Quantu tempu divi lu consuli vacari : 評議員の再選禁止期間]

Item^① quilli li quali sunnu l'uno annu consuli, non ponnu esseri electi alo dicto officio fina allu terciu annu, ma divino, comu di supra dictu esti^{*}, esseri electi autri {{cumsuli}} : pero ca divino vacari dallu^② officio anni dui.[©]

© Genuardi, p. 37; Starrabba, p. 277. * [語順のちがひ] CCMMにおいても、これと同旨の文言がたびたび登場するが、Gen本とSt本とで語順が異なっていることがある。たとえば、第18条において、Gen本では、“comu di supra esti dittu”になっているが、St本では、“comu di supra dictum esti”になっている。これと同様に、名詞と形容詞、動詞と副詞などの語順のちがひがいくつかみられるが、これらは指摘しないことにする。

① St本にはない。Gen本でも、前半でItemが本文文頭に置かれているのは本条までである。Itemが本文文頭に再出現するのは、第49条においてである。② St本では、di lu。

本条は、評議員の再任禁止期間について定めている。前段が再任禁止期間を

2年間と宣言している。後段は、その確認のための文章にすぎない。無駄を厭う法律の規定としては、不要のものであろうが、往時の法文には稀なものではないようである。

【同様に、1年間評議員であった者は、前述の職務に3年目まで選任されえず、先にのべられているように、他人が選任されなければならない。それ故、2年間、職務から離れなければならない。】

本条は、Val 規則第6条との類似性を指摘されているが、後者は、2年間の再任禁止期間を要求していない文言になっており、1年間、職務を離れていれば、2年目に再選されうるように読むことが可能である⁽¹⁾。

本条は、評議員人事の停滞を防ぐ（評議員裁判に対する信頼を確保する）という意味からすれば、Val 規則第6条より徹底している、といえる。

- (1) 樋貝・前掲635頁によると、Val 規則第6条前段は、「或年領事ト為リタル者ハ他人ガ彼ト位置ヲ代ハル迄ニテ止メ翌年ハ領事タルコトヲ得ズ」と訳されている。ここにいう「領事」は、本稿が「評議員」との訳語を与えている者である。

2—18 第18条 (Val 規則第8条)

[Di quista manera 《Per kista maynera》 divino li consuli procediri alla justicia : 評議員の訴訟手続方法]

Quando serrà facta dimanda per alcuno in la curti predicta di cosa chi appartengna alo officio predicto di lo consulatu di la terminacioni et dechiarationi 《deklarationi》 essen (do^①) 《divi essiri》 accettata 《accirtata》 per lu sergenti ordinatu in la curti predicta la parti ad cui esti facta la addimanda unu giurnu 《iornu》 innanti et si per quillu giurnu medesimu 《midemmi》 fussi citata, non esti tenutu respundiri fina allu sequenti giurnu, esti tenutu respundiri in la curti ad quilla addimanda la quali fatta li serrà 《sarra》 : et da poi li^{①-2} serrà datu terminu all'una^② parti per domandari et ad l'autra per defendirsi et 《etiam》 per reconveniri ala dicta parti, si rinconveniri lu^③ volissi : alla quali dimanda tantu per provarì quantu per defendiri, quantu etiam per reconveniri, si divi dari lu

termino principali di giorni dieci : oy quindici 《v》 ad arbitriu dilli consuli, infra li quali l'una et l'otra parti divi presentari raxuni et defensionii, testimonii et instrumenti, et omni altra manera di provi et defensionii, li quali li parti preditti havissiro : nenti mancu si la parti lu addimanda, divi esseri datu sacramenti di calumnia et di diri la veritati sicundu voli {la} raxuni 《raiunj》 : tamen 《tantum^④》 si la parti non lu addimanda non lu divi la curti da si requidiri : et quillu 《quillum》 lu quali la parti confessirà in {lu} ditta (*sic*) sacramentu, divi esseri finitu incontinenti, quillu chi negatu serrà, si divi provarsi in lu tempu predictu et si in la questionii chi fussi alcuna donna, pupillu di^⑤ altri persuni restituibili, zo esti di haviri restitutioni, divino haviri la prima et la secunda restitutioni ; si non ci 《chi》 fussiro personi di restitutioni, divino haviri solamenti lu termino principali 《princhipali》, comu di supra esti dittu, et un autru terminu di jorni octo : tamen si jurassi di calumnia et volissi plu terminu la curti in chi lu divi dari allegandu per chi tali terminu voli, et si sonno justii et liciti, divi haviri plu terminu, jurando primo che lu dittu pluy termino non lu peti per bistentari li questionii, ma per sullivari la causa sua et li dicti restitutioni ciascuna 《chascuna》 divi esseri jorni octu : et in ciascuna dilacioni si divi fari la^⑥ publicacioni 《puplicatu》 et poi dari la copia di li testimonij alli parti : innanti la publicationi nè l'una, nè l'altra parti pò 《poti》 haviri la copia dilli testimonii, di li capituli et altri provi poti haviri la copia incontinenti che per la parti adversa serrannu presentati : si tamen fussiro capitoli 《capti》 et la parti adversa li^⑦ domandi 《chiya^⑧》 che^⑨ si interroghi, primo si divi interrogari ca prindiri la copia, exceptu si fussi la parti adversa fimmina, la quali divi respundiri consigliata et però primo divi haviri la copia : et poi si (*divi*^①) interrogari per alchunu spaci di tempu secundu la qualitati et {la} quantitati di la domanda 《lu adimandu》, infra lo quali tempu habilimenti si pozza consigliari, plu tempu non divi esseri datu ad nullu dilli parti.

Et si per adventura alcuna dilli parti dicissi haviri testimonii fora di la citati oi

dillo regno 《rennu》 et^⑩ intendissi provari sua intencioni cum li dicti testimonii et dimandira tempu divi primo presentari per scriptura li nomi et li cognomi di quissi testimonii, undi su, cum cui sunnu^⑪ andati, et poi divi jurari per condigno sacramento comu ipsu non peti lu tempu per nulla causa 《adimuranza》, o bistentu dari alla questioni, nè per calumnia, oi malvistati, ma che si renda multu certu potiri provari la sua intencioni cum quilli testimonii, cossi li consuli havendu respectu alla distancia di lo locu di^⑫ viaggiu undi li testimonii sunnu et cossi dari tempu bastanti chi li dicti testimonii pozzanu veniri alla 《in la》 citati et si fussiro li preditti personi stanti in altra terra, divi haviri littera di audiencia di testimonii in debita forma, cum la quali divi andari cum uno certo tempu et portari lu ditto di quilli 《kissi》 testimonii lu quali tempu etiam lu divino dari li predicti^⑬ consuli, havendu respectu alla^⑭ distancia dillo locu, in lo quali sarrannu li testimonii predicti et in ogni 《omni》 tempu dilacioni et actu judiciai divi la parti esseri citata per lu missu dilla curti predicta, {et} poi divi esseri datu ad l'una parti et {ad} l'altra tempu reprobatorio secundo 《secundum》 la quantitati dilli testimonii dati, alli quali li parti dechiarassiro 《dichissiru》 voliri reprobari, et facti tutti quisti solemnitati, si concludi la questioni, et dalloco li consuli con consiglio, si necessario fussi, proferino la sentenciam, regendosi la curti : et li dui insembla et in questa maynera lu processu esti validu et robboratu et non si può annullari.[©]

© Genuardi, pp. 38-41 ; Starrabba, pp. 277-279. ① Genuardi による補足と思われる。①-2 St本には、ない。② Gen本の写本では、alcuna になっているのを Genuardi が修正したようである (Genuardi, p. 38, n. 9)。St本の対応部は、a luna となっている。③ St本には、ない。④ St本 (写本) では、tantum になっているのを、Starrabba, p. 278, n. 1 は、tamen と読むべきとしている。⑤ St本では、oy。⑥ St本には、ない。⑦ St本には、ない。⑧ St本 (写本) では、chiya になっているのを、Starrabba, p. 278, n. 4 は、chieda と解するべきとしている。⑨ St本では、di ki。⑩ St本には、ない。⑪ St本では、su。⑫ St本では、oy。⑬ St本では、dicti。⑭ St本では、la。

本条は、評議員裁判所における訴訟手続に関して、訴えの提起、証拠提出の猶予期間、反訴提起の猶予期間、証人の申請、結審から判決の申渡しに至るまでの概略について定めている。本条は、いわば、評議員裁判所における訴訟手続に関する導入規定であり、次条以下に、個別的事項・手続に関する各則的な規定が多数置かれている。

本条は、Val 規則第8条と類似している、といわれているが、それよりも、長文であり、規定内容も詳細になっている。

また、Gen 本と St 本で、本条および次条に関して形式的には大きな差異がみられる。すなわち、Gen 本では、本条と次条は、独立した規定の形式を採っているが、St 本では、本条と次条は、一体化した規定になっている。

【いずれかの者により、前述の裁判所において、裁決および宣告に関する評議員の前述の職務に属する事項について、訴えがなされ、前述の裁判所の正規の事務官によって受理されるべき場合、訴えが提起された相手方当事者は、召喚された日の前日および当日までに応答することを要せず、翌日まで応答する義務を負わない。(被告は) 彼に対してなされる訴えに対し、裁判所において応答する義務を負う。そして、その後、一方の当事者に対して、請求をなすための期間が与えられ、そして、他方の当事者に対して、防御をなすための、および、もし彼が欲すれば、前述の当事者に対する反訴をなすための期間が与えられる。その訴えに対して、立証をするため、防御をするため、さらには、反訴をするために、10日間の最初の期間が与えられ、または、評議員の裁量により、15《5》日間の期間が与えられ、その期間内に、一方および他方の当事者は、請求理由および抗弁、証拠および文書ならびに前述の当事者が有するあらゆる他の立証および防御手段を提出しなければならない。しかしながら、当事者が申請すれば、その請求する理由に応じて、真実をのべる誓約がなされなければならない。当事者がそれを申請しなければ、裁判所は、誓約を求めてはならない。そして、当事者がその誓約において自白する事実は、争いがないものとし、否定する事実は、前述の期間内に立証をしなければならない。そして、審理に被後見人の婦人または返還を受けうるその他の人がいる場合、返還を受けうる

よう、最初と2番目の返還を受けなければならない。返還を受けうる人がいない場合、先にのべられているように、最初の期間および8日間の第2の期間のみが認められなければならない。しかし、真実の誓約がなされ、そして、付加期間が要求された場合、裁判所は、その期間を要する理由を示して、その期間を認めなければならない。そして、公正でかつ妥当な場合、前述の付加期間が審理を遅延させるために要求するものではなく、自己の根拠を挙げるためであることを、先に宣誓すれば、付加期間は、認められなければならない。そして、前述のすべての返還は、8日間（内になすもの）とする。そして、すべての遅延時に、開示がなされ、そして、その後、当事者に証拠の謄本が与えられなければならない。開示前に、双方の当事者とも、証拠の謄本を入手することができない。条項およびその他の証拠については、相手方当事者によって提出されるや、謄本を入手することができる。しかし、条項が存在し、そして、相手方当事者が尋問を求めた場合、謄本を受け取るより先に、尋問をしなければならない。ただし、相手方当事者が助言を要する婦人であり、先に謄本を入手すべき場合は、このかぎりではない。そして、ついで、訴えの質と大きさ（量）に応じて、ある期間内に、適切に助言を受けられるであろう期間内に、尋問がなされなければならない。付加期間は、双方の当事者のいずれにも与えられてならない。

そして、偶然、当事者のいずれかが、（メッシーナ）市外または王国外に証人を有し、前述の証人によって、その意図を証明する意向であり、そして、期間を要求する場合、最初に、書面で、その証人の姓名、所在地、関係を明らかにし、ついで、（証人請求）それ自体が無効な根拠もしくは審問を遅延させるため、または、讒訴もしくは悪意により期間を申請するものではなく、その証人により、自己の意図を確実に証明しうることを誓約しなければならない。それから、評議員は、証人の所在地・旅程を考量して、前述の証人が（メッシーナ）市に来るために足りる期間を与えなければならない。そして、前述の証人が他国にいる場合、往信に一定時間を要し、そして、その証人の証言を伝える然るべき形式の証人の聴聞文書を入手しなければならない。たしかに、前述の

評議員は、前述の証人の所在地の距離を考量し、その時間を与えなければならない。そして、あらゆる遅延および訴訟行為時に、当事者は、前述の裁判所の使者によって、召喚されなければならない。ついで、(相手方)当事者が反証することを望む提示された証拠の量に応じて、一方および他方の当事者に、反証期間が与えられなければならない。そして、これらすべてがなされてから、審問を終結し、それから、評議員は、必要なときには、助言を受けて、判決を申し渡す。そして、二人(の評議員)が共同しそしてこのように裁判所が運営されると、訴訟は、有効かつ堅固であり、そして、無効とされえない。】

先にのべたように、本条が評議員裁判所における訴訟手続に関する導入規定であることから(また、規定内容自体は、長文の説明的記述から、それほどの困難を伴わずに、理解が可能であろうから)、本条の分析・検討を控えることにして、次条の検証に移ることにする。

2—19 第19条 (Val 規則第9条)

[Comu si può allegari lu testimoniu per suspectu^①: 疑念のある証人の排除]

Et^② si per aventura alcuna dilli parti allo prindiri delli testimonii allegassi che li testimonii, li quali la parti contraria day, sonno soy parenti, oy homini corrupti per dunu, oy homini di alcuna malafama, oy soy inimici, supra zò li ditti^③ consuli divino cum maturo consiglio sopra zò providiri et si fussi cossi comu la parti contraria allegassi, non li divi fari prindiri, non obstanti che la parti putissi haviri lu terminu reprobatorio, infra lu quali puo reprobari li testimonij per lo so adversario dati: ca li consuli divino abreviari lu litigiu in quantu si può et non dari materia alli parti di litigari.^④

© Genuardi, pp. 41-42; Starrabba, pp. 279-280. ① 2—18 で指摘したとおり、St 本では、本条に対応する部分は、独立した条文の形式になっておらず、前条のつづきになっているため、見出しがない。② St 本においては、前条に対応する部分の文末にピリオドが打たれており、改行なしに、Et 以下の本条に対応する部分がつづいている。ただし、St 本において、条文の文頭以外の場所で大文字が使用されるのは、それほど多くない(第9条、第15条、第16条、第18条、第20条、第30条および第34条

に対応する条文においてなされているくらい。そのうちのいくつかは、誤植と思われる)。③ St 本には、ない。

本条は、当事者の一方が申請した証人に対して、相手方当事者が異議を申し立てた場合について規定している。本条に登場する「当事者」は、証人（証拠）申請をする者とそれに異議を唱える者の二人だけであるが、それらに付された形容詞および所有形容詞がかならずしも適切とはかぎらない（例えば、soy parenti と soy inimici では、同一人の親族と敵を表わしていない、と思われる⁽¹⁾）。したがって、本条の内容の理解に妨げが生じないように、適宜ことばを補って「当事者」の説明を行っておきたい。

【そして、偶然、いずれかの当事者が、証人の採用にあたり、相手方当事者の申請した証人がその者（証人申請者）の親族、進物によって買収された者、悪評高い者または彼（証人申請に異議を唱える者）の敵であることを主張した場合、それについて、前述の評議員は、熟練の助言者ととも審理し、そして、証人申請に異議を唱える当事者の主張するとおりであるとき、当事者には他方の当事者が提出した証拠に反証をなしうる期限が認められるにもかかわらず、（その証人を）採用してはならない。評議員は、可能なかぎり、紛争を短縮しなければならず、そして、当事者に争いの原因を与えてはならない。】

本条は、当事者の一方が申請した証人に対して、相手方当事者が異議を申し立てうる場合（その証人が採用されえない場合）について規定している。列挙された異議事由が制限列挙か例示列挙かについては、当然、議論のありうるころであろう。しかし、これに対して、筆者は、意見をのべうる立場にない。

また、本条の後段は、評議員に迅速な訴訟の進行を促しているが、間接的には、訴訟当事者に対して、いたずらに証人申請がなされることのないように求めている、とも解釈しうるであろう。

規定内容にはかかわりないが、Gen 本と St 本の規定のあいだにみられる形式的な異同について、若干論じておきたい。すなわち、St 本では1カ条にまとめられた形式になっている規定が、Gen 本では、第18条と第19条（本条）に分かれた形式になっている。そして、St 本の対応規定の途中に出てくる接

続詞・Et が、本条の文頭に置かれている⁽²⁾。Gen 本では、本条のほか、第30条と第39条から第42条の計6カ条の文頭に Et が置かれているが、接続詞・et が文頭に登場するのは、いかにも唐突であり、少なくとも、現代的な立法には相応しくない。

いうまでもなく、本条の文頭の Et は、前条との関連・継続性を強く推測させるに十分な用語である。一つの可能性として、長大であった（複数の内容を収めていた）条文が分割された折に、後半部にあった et がそのまま新条文の文頭に残った、と考えられるかもしれない。その考えが正しければ、Gen 本より St 本のほうが、より古い形式の規定を残している、といいうるであろう。

- (1) 本条と類似している、といわれている Val 規則第9条においては、「証人……ガ之ヲ提出シタル者ノ親族」と「提出セラレタル相手方ノ敵」というような明確な表現になっている（樋貝・前掲・638頁参照）。
- (2) これと類似の現象は、Am 第47条と Me 裁判所条項第99条・第100条にもみられた（序説・1829—1833頁，とりわけ，1832頁参照）。他の規定の文頭の Et については、それぞれの場所で論じることがある。

2—20 第20条（Val 規則第10条）

[Chi {si} divi fari in la questioni, facta la conclusioni : 結審後の意見聴取義務]

Facta la conclusioni divino li consuli insembla cum lu notaru legiri et ben comprendiri lu tinuri dillu dittu processu et poi andari ad boni homini mercanti dilla citati et declarari ad loru tutti li punti et facti di la dicta questioni et da loru prindiri consigliu in chi modu divinu {《in》} quillu factu et processu procediri et poi divinu prindiri consigliu di patruni di navi et homini boni in l'arti di lo mari et similmienti ad loru declarari li dicti punti di la questioni et si insembla sunnu concurdati supra quillu factu, li dicti consuli divino dari la^① sententia avanti 《annanti》 la^② parti comu esti dictu di^③ supra secundu lu dictu consigliu et si lu dictu 《predictu》 consiglio zo esti li boni homini mercanti cum li homini di mari non si concordassiro, li divino li dui consuli affrontari insembla (*et si affruntati*

insembra) li dicti consigli si concordirannu 《concordassiru》 si divi dari la sententia, comu di^③ supra esti dittu, et si accordari^④ non si ponnu divinu li consuli vidiri si esti actu di mercancia stari alo consiglio et ala buci di li mercanti et si esti actu marinu oi di mari stari per li dicti patruni di navi et homini di mari et tutto zo si divi fari in absencia di li parti et chi li parti non saciano cui sonnu quisti li quali sopra zo consiglierannu.

Et si in lu processu fussi casu di liggi, si divi dari ad^⑤ iudici, lu^⑥ quali eligirannu li dicti consuli, di lo quali iudici non divino haviri noticia li parti predicti, ne sapiri cui esti lu consigliu, lu quali lu divino pagari li dui parti predicti per mitati et si alcuna delli parti volissi chi si dassi ad autru iudici si divi dari etiam chi li {dicti} parti non di hayanu noticia et quistu consigliu lu divi pagari la parti che lu domandirà^⑦, et si serrannu in concordia si divi dari secundu loru consigli salvi tamen li capituli et ordinacioni di la dicta curti chi si lu consigliu di li dicti iudici contradicissi alli dicti capituli non si divi stari eceptu alli dicti capituli et si li dicti iudici non si concordassiro in lo modo supradicto, si divi dari lu dictu processu ad un altro iudici et divino pagari l'altra parti et poi divino li dicti consuli sembrari lu pariri di {li} dicti iudici et dari sententia secundu loro consigliu.^⑧

⑧ Genuardi, pp. 42-43; Starrabba, pp. 280-281. ① St 本には、ない。② St 本では、li。③ St 本では、da。④ St 本では、concordari。⑤ St 本では、ali になっているが、Starrabba, p. 280, n. 1 は、alu に修正すべき、としている。⑥ St 本では、alu。⑦ St 本では、dimanda。

本条は、公正・妥当な判決をえるため、専門家に意見聴取すべき義務を評議員に課している。本条は、Val 規則第10条に類似している、といわれているが、たしかに、その前半部（改行前の部）に定められた手続は、Val 規則第10条にほぼ一致している。

これに対して、本条の後半部については、Val 規則第10条に対応すべき文言を発見することができない。

【結審の後、評議員は、公証人とともに、前述の訴訟の趣旨を読みそして深く理解しなければならず、そして、(メッシーナ)市の良き商人のところに赴き、そして、彼らに前述の審理のすべての論点および事実を告げ、その事実と手続を処理するために、彼らから助言をえなければならない。そして、つぎに、船長および航海者団体の良き人の助言をえなければならず、そして、同様に、彼らに審理の論点を告げなければならない。そして、その事実について、(助言が)一致したとき、前述の評議員は、当事者の面前で、先にのべられているように、前述の助言にしたがい、判決をしなければならない。そして、良き商人の助言が海の人(の助言)と一致しないとき、二人の評議員は、協議をしなければならず、(そして、協議の後、)前述の助言が一致すれば、先にのべられているように、判決がなされなければならない。そして、一致がみられなければ、商業に関する事項のときは、商人の助言にしたがい、海事事項のときは、船長および海の人にしがって、(判決がなされなければならない)。そして、これらのすべては、当事者不在のところで、そして、当事者が、その事項について助言をする者が誰かを知ることなく、なされなければならない。

そして、訴訟中に法律問題があるとき、前述の評議員が選任する裁判官に委ねられなければならない、前述の当事者は、その裁判官について情報を有し、また、助言がいかなるものかを知ってはならない。前述の二人の当事者は、助言者に平分して報酬を支払わなければならない。そして、いずれかの当事者が、他の裁判官に委ねることを望んだときは、やはり、当事者が情報を有していない人に委ねなければならない。そして、この助言には、それを欲した当事者が支払いをしなければならない。(助言が)一致した場合、それに抵触すれば前述の裁判官の助言が存立しえない、前述の裁判所の条項および規則を除いて、彼らの助言にしたがって、判決がなされなければならない。そして、前述の裁判官が、上述のように一致しなかったときは、前述の訴訟は、他の裁判官に委ねられなければならない、他方の当事者がその裁判官に支払いをしなければならない。そして、つぎに、前述の評議員は、前述の裁判官の意見を集約して、彼らの助言にしたがって、判決を下さなければならない。】

本条の前半部と Val 規則第10条の趣旨・手続の概要は共通しているもの、と思われる。小さな差異（少なくとも、表現上の）をあえて指摘すれば、評議員が専門家の意見聴取に同行させる者（の表現）である。本条は、これを「公証人 (notaru)」としており、Val 規則第10条は、「書記 (scriva)⁽¹⁾」としている。

本条および Val 規則第10条に関連し、より注目すべき点を指摘しておきたい。評議員が意見聴取する専門家として「良き商人」と「船長および海の人」をあげている点、および、意見聴取の対象事項について、「商業に関する事項」と「海事事項」を明確に分けている点である。これら二つの点から、「商事事項」と「海事事項」に関して別個の慣習（法）が、往時すでに、存在しており、それぞれに別個の専門家（紛争解決に助言しうる人）がいたことが推測される（「商事事項」と「海事事項」に関して別個の慣習（法）が、往時すでに、存在していたことは、第28条および第43条からもうかがえる）。

本条の前半部が定めている専門家に対する意見聴取手続は、かなり慎重でありまた合理的である。すなわち、「商事事項」と「海事事項」の専門家の双方から意見聴取すべきこと、そして、双方の意見が一致したときと、不一致のときの判断のなし方が規定されている。さらには、この意見聴取は、訴訟当事者の関知しないところでなされるべきことなど、細やかな配慮がなされている。

本条の後半部における訴訟中に法律問題がある場合の手続についても、訴訟当事者の公平が計られている。

なお、公正・妥当な判決をえるための専門家に対する意見聴取手続であっても、第5条によるものは、訴訟当事者の要請によってなされるが、本条によるものは、評議員の義務としてなすべきものとされている。

(1) この訳語は、樋貝・前掲638頁のものである。CCMM にいう「公証人」と Val 規則にいう「書記」が類似の任務を遂行する場合として、前者の第19条と Val 規則第5条に定めがある裁判所の公印の保管があげられる。すると、本条の「公証人」と Val 規則第10条の「書記」は、同じ職種の者、という判断がなされうるかもしれない。しかし、思い出しておきたいのは、Me 裁判所条項第80条において、

notaru と scrivanu は、別の職種の人であることが明示されている（序説・1805頁）。

2—21 第21条（Val 規則第11条）

〔Di la appellacioni : 上訴〕

Da quista sentencia quillu, lu quali gravatu si sentirà, pò appellari infra giorni tri, contandu lu jornu chi pronunciata sarrà la sentencia, la quali appellacioni divi esseri auduta et infra giorni dieci dallu dictu jornu presentari carta et denari per fari lu processu : lu quali factu si divi cum lu sigillu di la curti, et di li consuli, mandari alla curti undi spectata la dicta appellacioni.©

© Genuardi, pp. 43-44 ; Starrabba, p. 281.

CCMM のなかに、上訴に関連する規定は、それほど多くなく（第6条、本条、第22条、第26条、第29条および第34条くらい）、上訴手続自体を規律した規定は、本条と第22条のみである。

本条は、評議員裁判に対して上訴が可能である旨ならびにそのための書類提出および上訴費用の納付について規定している。

【この判決によって、不服に思う者は、判決が申し渡された日から数えて3日以内に上訴することができる。その上訴は、受理されなければならない、（上訴人は、）前述の日から10日以内に、手続を遂行するための書類および現金を提出しなければならない。その事実を、裁判所および評議員の官印を押印して、上訴を管轄する裁判所に送付されなければならない。】

Val 規則第11条との差異として、上訴可能期間が評議員裁判の判決申渡日から10日以内とされているのに対して、本条では同様の日から3日以内とされている。上訴可能期間が7日間短縮されているのは、それだけ、迅速な法的紛争を可能なかぎり速く終結させたいからであろう。

本条の第3段は、上訴裁判所への上訴申請書類の送付について簡略に定めている。

2—22 第22条 (Val 規則第12条)

[Di quilla medesimi 《kissa midemmj》：同前]

Quillu 《Killu》 lu quali appillirà, divi prindiri lu processu di^① la curti di li consuli ad soi spisi, et presentarilu, comu di supra dictu esti, et fari citari la parti appellata, et si passassiro^② giorni dieci da lu jornu chi data esti la sentenciac et non fussi la dicta sentenciac appellata per scriptura, oy per palora, passa in cosa iudicata, et stari^③ ferma, et non si pò plui appellari et si passassiro li^④ giorni quaranta da lu iornu supradictu^⑤ et la parti appellanti non prendissi lu processu, similmenti la sentenciac di li consuli passa in cosa iudicata et sta ferma, et non sinci pò in nenti contradiri, eceptu tamen chi la parti non potissi haviri lu processu et per altra raxuni et zo fussi non per culpa, oy cum culpa di la parti.[©]

© Genuardi, p. 44; Starrabba, p. 281. ① St 本では, da。② St 本では, passariru。Starrabba, p. 281, n. 3 は, passirannu と解している。③ St 本では, staj。Starrabba, p. 281, n. 4 は, sta と解している。④ St 本には, ない。⑤ St 本では, predictu。

本条は、前条に引き続いて、上訴の手續方法について規定しており、前条を敷衍した規定内容になっているように思われる。

【上訴をしようとする者は、自己の費用で、評議員裁判所の訴訟記録 (processu) を入手し、先にのべられているように、それを提示して、被上訴人を召喚しなければならない。そして、判決のなされた日から10日が経過し、書面または口頭で上訴されなかったときは、前述の判決は、確定・終結し、もはや、上訴することができない。そして、上述の日から40日が経過し、上訴人が訴訟記録を入手しない場合、同様に、評議員の判決は、確定・終結し、以降、異を唱えることができない。ただし、当事者が、その過失によらず、または、その他の理由により、訴訟記録を入手できなかったときは、このかぎりでない。】

本条においては、上訴手續 (上訴に必要な書類の入手) 費用が上訴人の負担であることが明示されており、さらに、評議員裁判所判決の日から40日の経過

により、その判決が確定する旨を規定している。このような言及は、Val 規則第12条においてはなされていない。

2—23 第23条 (Val 規則第16条)

[Quando serra facta querela per lo constrictu di la curti non apparteniri all'ufficio di consolato^①: 評議員裁判所の管轄に対する異議申立て]

Quando serrà facta alcuna adimanda annanti li cunsuli oy per scrittura oy per parola: et alcuna di li parti proclamassi dicendu chi quilla addimanda non apparteni all'ufficio di lo consulatu di mari, li consuli cum consigliu si lu factu claru non fussi, divinu providiri et si casu 《cusu^②》 esti chi ad loru officiu appartegna, lu divinu judicari et si non esti factu, lu quali apparteni ad loru, lu divinu tramectiri allu judici allu quali quilla addomanda appartegna.^③

© Genuardi, pp. 44-45; Starrabba, p. 282. ① St 本には、ない。② Starrabba, p. 282, n. 1 は、cussi と解している。

本条は、訴訟当事者による裁判管轄権に対する異議申立てについて規定している。Val 規則第16条が本条と類似している、と解されている。

本条の内容を検討する前に、Val 規則の側から類似・対応関係を確認すると、前条と類似・対応しているのは、Val 規則第12条である。Val 規則の第13条から第15条の3カ条を飛ばして、第16条が本条と類似・対応しているのである。この3カ条の類似・対応関係の欠落・不存在は、CCMM と Val 規則の類似・対応関係の程度 (Am と Me 裁判所条項の関係ほど顕著な類似関係はみられない) を表わす徴憑の一つ、とというる。

【なんらかの訴えが、評議員の面前で、書面または口頭でなされ、そして、いずれかの当事者が、その訴えが海事評議員の職務に属しない旨をのべ、異議を申し立てた場合、評議員は、合議により、その事実が明確でなければ、先議しなければならない。そして、訴えが、彼らの職務に属するときは、訴えにつき判断をしなければならず、そして、彼らの職務に属しないときは、訴えをそれについて管轄権を有する裁判官に移送しなければならない。】

裁判管轄権は、公正な裁判にとって不可欠の前提・基盤をなすものであろう。その存否は、訴訟当事者にとり、大きな利害関心事である。

本条は、文言上、当事者双方（いずれかの当事者：alcuna di li parti）に、裁判管轄権に対する異議申立権を認めており、被告のみにその権利を認める形式を採用していない。

これに対し、Val 規則第16条は、被告（demanat）のみにその異議申立権を認めている。事実上、原告に異議申立権を認める実益は、それほど大きくはないのかもしれない。しかし、被告により反訴がなされたときなど、原告が管轄権の不存在に気付くことがあるのかもしれない。当事者双方に異議申立権を認めるのと、被告だけにその権利を認めるのと、いずれが望ましいのか、という議論に深入りはしない。ここでは、二つの規定のあいだにみられる形式的な差異（原告は、反訴がなされたとき、反訴の「被告」になる、というのであれば、両者に差異はないのかもしれないが）を指摘しておくにとどめたい。

付言しておく、異議申立てがなされた場合、管轄権の存否の判断は、評議員がするのであって、別組織によってなされるのではない。申立てを却下された者にさらに不服申立て（抗告）をする機会を与えられていない⁽¹⁾。

(1) Val 規則第16条は、その旨をより明確に示している。すなわち、「……事件ガ、彼等ニ繫属スベキモノナリト認定シタルトキハ、被告ヲ強制シテ訴ニ答辯セシメ上述ノ方式ニ従ヒ其ノ事件ニ付辯論セシムベシ」（樋貝・前掲641頁）。

2—24 第24条（Val 規則第17条）

[Comu si procedi a questioni facta summarie zoè senza scriptura：略式審理
手続]

Quando serrà {facta} addimanda innanti lu dicti consuli di palora senza scrittura, divinu li dicti consuli ben comprendiri lu diri et l'allegari^① dill'una et dell'altra parti et recipiri testimonii a bucca, carti oy altri informationi li dicti consuli in absencia di li dicti parti divino giri a boni homini mercanti per haveri di^② loru consigliu supra tali materia et declarari {«a loru lu dictu di li dicti

testimonij et mustrari^③}} ad loru carti oy provi altri, li quali li ditti parti loru havirannu datu et fari per lu modu, lu quali da supra in altru capitulu esti dicti, lu quali consigliu havutu darrannu la sentencìa di palora et^④ non per 《de》 scriptura, tamen si per alcuna di li parti sarrà demandatu chi la dicta sentencìa li sia misa in forma puplica, {et} chi di zo li sia factu instrumentu testimoniali, li divi essiri factu et quistu si fa per non dari ali mercanti dilacioni di judiciu et bistintari la questioni di li mercanti.[©]

© Genuardi, p. 45; Starrabba, p. 282. ① St 本では、di li alleganti。② St 本では、da。③ Genuardi, p. 45, n. 3 は、St 本にみられる付加（挿入）がより正確である（più esattamente aggiunto）、と認識している。④ St 本には、ない。

本条は、略式審理手続（口頭で、書面なしに訴えの提起がなされた場合）について定めている。解説文（とりわけ、注の③）でみたように、Gen 本においては St 本には存在する部分が欠落しているなど、注目すべき差異が認められる（St 本のほうが文章として精度が高い）。

【訴えが、前述の評議員の面前で、口頭により書面なしに、提起された場合、前述の評議員は、一方および他方の当事者の陳述および主張をよく理解し、そして、口頭の証人、書類または他の情報を受理しなければならず、前述の評議員は、前述の当事者が不在の場で、それらの資料について助言をえるために、良き商人のところに赴き、そして、{彼らに前述の証人がのべたことを} 陳述し、そして、彼らに前述の当事者が提出した書類またはその他の証拠を {開示し}、そして、すでに他の条項においてのべられている様式にしたがわなければならない、助言を受けて、口頭によるそして書面によらない判決をなす。ただし、いずれかの当事者により、前述の判決が正式の形式でなされること、それに関して証拠文書の作成が請求されたときは、そうしなければならない。そして、この手続は、商人に裁判の遅延をもたらしそして商人の審問を阻害することなしになされる。】

略式審理手続によるほうが、正式な手続によるよりも、簡易・迅速に紛争の解決に至ることができるであろう。しかし、但書きにあるように、いずれかの

当事者が正式な手続によることを望んだ場合、そうしなければならない。

本条と Val 規則第17条を比較すると、後者のほうがやや詳細（丁寧）な形式になっており、また、注目すべき差異が認められるが⁽¹⁾、両者の骨子に共通性・類似性を認めることは可能である。

本条は、訴訟当事者の発意に基づき略式の審理がなされる場合について定めているが、第43条は、同様の略式手続が、評議員の職権により採用されうる旨を規定している。

- (1) 本条によると、専門家（良き商人）の助言は、すべて、「訴訟当事者不在の場合」でなされる。一方、Val 規則第17条によると、当事者は、評議員に同道し、専門家に対して請求理由をのべる機会が与えられており（当事者の請求理由などが専門家に伝えられていない、との不満を残させないため）、評議員が証人の証言内容などを専門家に報告するところまで立ち会える。その後、当事者がその場から退席し、専門家が評議員に助言を与える（樋貝・前掲642頁）。当事者が助言の具体的内容を知りえない、という意味では共通しているが、上記の差異は、海事評議員裁判制度の信頼性にかかわる（立法政策的には）かなり大きな差異であろう。

2—25 第25条

[Li cunsuli divinu abbreviari li^① termini di li questioni : 評議員の審問期間短縮義務]

Supra ogni cosa si divinu forzari li cunsuli abbreviari lu questiniyari^② di li mercanti, lu plui chi ponnu quandu la questioni esti liquida et clara et chi vidirannu {ki} alcuna dilli parti si sforza plui bistintari la questioni per malvistati ca per justicia chi haya in quilla questioni.^③

③ Genuardi, p. 46; Starrabba, pp. 282-283. ① St 本では, la. ② St 本では, quistinuari. Starrabba, p. 282, n. 3 は, quistiunari と解している。

本条は、評議員に迅速な訴訟の進行を求めた規定である。本条と類似・対応関係にある規定を Val 規則のなかに発見することはできない。すなわち、第16条からつづいてきた Val 規則との類似・対応関係が本条で途切れている。

【いかなる事件に関しても、審問が決着し明確となり、そして、いずれかの

当事者が、当該審問で認められる権利というより、故意に審問を延引しているもの、と判断するときは、評議員は、可能なかぎり、商人の弁論の短縮に努めなければならない。】

迅速な訴訟の進行は、海事評議員裁判以外の一般的な（民事）裁判においても保障・確保されるべきであろう。本条は、海事評議員裁判に固有の要請を明文化した規定ではない、ともいいうる。Val 規則に本条と類似・対応する規定がないことは、とくに Val 規則の欠陥を意味しない、と思われる。

2—26 第26条（Val 規則第19条）

〔Spisi di questioni appellata : 第一審の費用〕

Quando la sentenza serrà appellata li cunsuli non ponnu condepnari li spisi, beni tamen li divino tassari et farili mettiri tassati intro lo processu.[©]

© Genuardi, p. 46 ; Starrabba, p. 283.

本条は、第一審の費用の負担について規定している。本条は、Val 規則第19条との類似・対応関係が指摘されているが、とりわけ、本条の本文は、Val 規則第19条に類似している。前条項でいったん途切れた Val 規則との類似・対応関係が復活している。

【判決が上訴される場合、評議員は、費用の支払いを命じることができない。ただし、（評議員は、）費用を算定し、そして、訴訟中に、費用を納付させなければならない。】

本文と Val 規則第19条との類似・対応関係は明白・顕著、といいうるが、本条の但書きについては、Val 規則第19条に類似した文言を発見しえない。但書きは、それと比較するとかなり簡略な形式になっているが、Val 規則第20条（前半部）に類似している、というべきかもしれない⁽¹⁾⁽²⁾。

(1) この類似性は、Genuardi によって指摘されておらず、筆者の判断によるものである。ただし、筆者の参照した文献は、ごく限られたものでしかないため、この類似関係を指摘した者が他に存するかもしれない。

(2) もし、本条但書きと Val 規則第20条の類似関係を承認しようと、Val 規則のほ

うから計算した類似関係にある規定数が1カ条増えることになる。すなわち、Genuardi の考えによれば、Val 規則全42カ条のうち28カ条が CCMM に類似・対応関係にある規定を有する、とされているが、その28カ条には Val 規則第20条は入っていないからである。

2—27 第27条 (Val 規則第21条)

[Chi iudicio pò fari l'unu consulu sulu et chi non senza lu compagnu : 1 名の評議員の面前でなしうる訴訟行為]

Davanti li dui consuli oy l'unu di li dui si ponnu presentari capituli, instrumentu, dari testimonii, dari terminu, prindiri juramentu di calumnia, publicari et concludiri et fari omni autru actu judiciali, oy per parola, oy per scriptu : eceptu tamen dari sententia, oy interlocutoria, la quali non si pò dari oy pronunciarri, eceptu chi intrambu dui li consuli non siano presenti, sedano in la seggia 《seia》 di la curti : et cossi sententia oy interlocutoria si pò pronunciarri et si aliter {si^①} facissi, non vali nenti.^{②③}

③ Genuardi, pp. 46-47; Starrabba, p. 283. ① Gen 本にはないが、aliter の前の si が現代標準イタリア語の接続詞 se に相当し、注①の si が再帰人称代名詞（3人称単数）と解したほうが、この文章の理解は容易である。② St 本では、ne teni。

第2条、第4条および第7条ですでに検証したように、評議員裁判は、2名の評議員が協力（共同）して運営・進行されるのが原則である。本条は、この原則に対する例外を定めた規定、とというる。

【2名または1名の評議員の面前で、契約条項、法律文書および証拠の提出、期限の決定、宣誓の受理、ならびに口頭または書面によるその他のあらゆる訴訟行為の開示、決定および遂行をすることができる。ただし、判決または中間判決は、評議員の双方が在席し裁判所で執務していなければ、申し渡すことができない。そして、このように判決または中間判決は、申し渡すことができるのであり、もし、他の方法で申し渡されても、無効である。】

本文にあるように、1名の評議員の面前でなしうる訴訟行為（以下、本条に関して、例外的許容行為という）は、列挙されている。それを限定列挙と解す

るにしても（本条が例外規定であれば、制限的に解釈がなされてしかるべき）、例外的許容行為は、かなり広い範囲に及んでいる。あるいは、例外的許容行為について、実質的に制約を設けることになっていないのかもしれない。しかし、本文は、たとえ、例外的許容行為について、実質的に制約を設けることになっていないにしても、その形式は、例外的許容行為を列挙しているように読むことができる。

これに対して、Val 規則第21条は、例外的許容行為について、制限を設けていない。1名の評議員がなにかの用事で欠席する場合に、他の1名の評議員の面前で、訴訟行為をなすことができる⁽¹⁾。

本条の本文が例外的許容行為をかなり広く認めているのに対して、但書きは、第4条に定められた2名の評議員による判決申渡しの原則に例外を認めていない。但書きは、第4条の原則を敷衍・補充説明した文言からなっており、1名の評議員によってなされた判決は無効である旨を明言している。

Val 規則第21条も、判決は2名の評議員によってなされるべきことを定めているが、そこに、1名の評議員によってなされた判決が無効である旨を明示した文言はみあたらない⁽²⁾。

(1) 「訴ハ二人ノ面前ニテ、又其ノ一人ガ或事ニ従事シ欠席スルトキハ他ノ一人ノ面前ニテ之ヲ為シ得ベク……」(樋貝・前掲643—644頁)。

(2) もちろん、Val 規則第21条の解釈上、1名の評議員によってなされた判決は無効、と解されるのであろう。

2—28 第28条 (Val 規則第22条)

[La potestà 《potestati》 dilli consuli : 評議員の権限]

Li consuli hannu potestati di terminari tutti questioni, li quali sunnu di noli, di dannu di robba, la quali serrà caricata in navi, di paga et soudu di marinari 《marina》, di fari parti ad navili, di fari incantari li navili, di factu di jectitu, di accomanda facta di^① patroni a mercanti oy ad marinari, di debitu lu quali patruni di naviliu havirà prisu ad opu et {ad} necessariu di so vaxellu, di promissioni facta

per patrui ad mercanti et da^② mercanti ad patrui di robba et cosi trovati ad mari, di armamentu di navi oy di lignu, di paga di menzani^③, di fari partiri mercancia infra mercanti, di ogni erruri di mercancia, di ogni actu mercantivili, di ogni cosa la quali virrà per mari fina ad tercia persona et di ogni altru actu, lu quali si conteni et declara in lo libro dellu consulatu.^④

④ Genuardi, p. 47; Starrabba, pp. 283-284. ① St 本では, a. ② St 本では, di.
③ St 本では, mizanu.

本条は、評議員の権限について規定している。規定の形式としては、権限事項とされるもののうち、主たるもの（その数が多いが）を列挙し、そして、後半部において、すべての商事事項および海事事項に関するすべての問題の解決権限に及ぶことが確認されている。

本条との類似性が指摘されている Val 規則第22条も、同様の形式を採っており、さらに、列挙された主要権限事項もほとんど一致している（列挙事項に若干の差異があったとしても、後半部における包括的権限の確認が、その差異を消してしまうであろう）。本条は、その解釈に困難や疑問が生じる規定ではないであろう。

【評議員は、傭船料、船積みされる貨物の損害、海員の報酬および賃金、船舶共有⁽¹⁾、船舶の競売、投荷行為、船長による商人または海員に対するコメンダ、船舶に必要なときに船長がする借財、船長による商人に対するまたは商人による船長に対する約定、海上で発見された貨物および物品、船舶（navi）または船（lignu）⁽²⁾の艤装、仲介人の報酬、商人間の商品の分割、商品のあらゆる間違い、あらゆる商業行為、第三者に対するあらゆる海事事項、ならびに、評議員職の文書中に含まれ宣言されているその他のあらゆる行為に関するすべての問題を決定する権限を有する。】

なお、2—20 でふれたが、海事事項と商事事項の分類が CCMM において定着していることが、本条からも推測される⁽³⁾。

(1) fari parti ad navili に対する試訳である。Val 第22条の対応部は、part de nau a

fer であるが、Twiss, op. cit., p. 473 は、partnerships in ship-building (楯貝・前掲 644頁は、造船組合) との訳語をあてている。

- (2) ここにいう navi と lignu にとくに注意を要するような差異はないもの、と思われる。CCMM において、「船舶」を表わす用語として、navi と lignu (o) のほか、naviliu (o) と vaxellu (o) も用いられている。本条は、naviliu と vaxellu の艀装を、評議員の決定権限事項から排除するもの、とは思われない。
- (3) そのことは、第43条からもうかがえる。

2—29 第29条 (Val 規則第23条および第24条)

[Comu mandirannu li consuli lor sentencia in execucioni et primo in beni mobili : 判決の執行方法・動産執行]

Li consuli mandirannu ad execucioni la sentencia oy interlocutoria per ipsi data in questa manera, quandu serrà deserta di appellacioni et passira in cosa giudicata, primo sequirannu alli beni mobili di lu condannatu, tantu supra vaxellu, quanto altra cosa, et comandirannu allu condemnatu chi^① infra giorni dieci diggia pagari et satisfari ala parti et si non havira pagatu, divinu prindiri tantu di {li} soi beni mobili et farili vindiri cum li debiti solemnitati di la curti, chi la parti sarrà integramenti satisfacta ; in quista manera farrannu fari la^② execucioni comu voli la forma di lu novu rithu supra la sentencia et poi^③ farrannu ispignari lu condemnatu et mandirassi la cedula chi infra giorni quindici diggia arricattari quilli cosi, li quali jorni quindici passati si vendirannu, facendu tri incanti alli cosi predicti, et poi si liberirannu et dillu preciu serrà pagata la parti tanto dilla cosa giudicata, quantu etiam dilli spisi chi condemnirà la parti, et divisi requediri la parti et darili tempu chi pozza arrecaptari li predicti cosi per tuctu quillu jornu chi vinduti sarrannu.©

© Genuardi, pp. 47-48 ; Starrabba, p. 284. ① St 本では, qui. ② St 本では, li.

③ St 本では, po.

本条は、確定判決（中間判決も含む）に基づく動産執行手続について規定しており、Val 規則第23条と第24条を一つにまとめたような内容になっている。

【評議員は、彼らがなした判決または中間判決を以下のように執行する。(判決または中間判決が⁽¹⁾) 上訴を退けられ確定した場合、(評議員は、) まず、敗訴者⁽²⁾の動産を、船舶も他の動産についても、差し押さえ、そして、敗訴者に対して、10日以内に相手方当事者⁽³⁾に支払い弁済するよう命じる。そして、(敗訴者が、) 支払わなければ、(評議員は、) 敗訴者の動産を没収し、裁判所が申し渡した相手方当事者に全額弁済すべき債務のために、その動産を売却させなければならない。(評議員は、) この方法により、判決に関する新しい規則 (novu rithu) の形式が求めているように、執行させる。そして、つぎに、敗訴者から担保をえて、そして、その物品を買い戻すべき15日間の支払猶予がなされる⁽⁴⁾。15日間の経過後、前述の物品は、3度の競売によって売却され、そして、(敗訴者は) 免責される。そして、売却代金から、相手方当事者は、確定判決をえた物および彼が要する費用について支払いを受ける。そして、相手方当事者は、売買のなされるすべての日について、前述の物品の買戻しを可能にするであろう期間を要求されそれを付与しなければならない。】

判決確定後10日以内の債務の弁済、弁済なく10日経過した場合の差し押さえ船舶および動産の競売、15日間の競売の猶予、競売代金からの弁済といった一連の手続の概要は、Val 規則第23条と第24条の規定するところにほぼ一致している (競売の猶予期間が Val 規則第24条では10日間になっている、というような差異はみられるが)。

本条において、まず、注目・確認しておくべきは、本条が定めている動産執行手続の対象財産のなかに「船舶」が含まれていることである。本条において、船舶は動産一般と同様に扱われている。不動産執行手続については、次条 (Val 規則では第26条) に規定が設けられている。ここには、わが国の民事執行法にみられるような船舶執行 (同法112条以下) と動産執行 (同法122条以下) との明確な分離および船舶執行と不動産執行の接近 (同法121条・不動産に対する強制競売の規定の準用) は、いまだみられない。

本条においてつぎに注目すべき (より注目すべき) は、「新しい規則」に対する明示的言及である。このような言及がなされていると、その「新しい規

則」がだれによって何年に公布された規則なのか、つねに議論になりうる。

これと同様の文言は、Me 裁判所条項第87条にも存在している。そして、同条との類似性が認められている Am 第32条にも「新しい規則」への言及がなされている。試論で紹介したとおり、Am において、その編纂時期推定の手がかりの一つとして、第32条の「新しい規則」に大いに注目がなされている⁽⁵⁾。

本条にいう「新しい規則」と Am 第32条および Me 裁判所条項第87条にいうそれが、同一のものを指しているのか、当然に、議論を呼ぶところである。しかし、同じ表現がなされていても、二つの「新しい規則」は、おそらく、別のものであろう (Am 第32条にいう「新しい規則」は、ナポリの *Magnae Curiae Vicariae* 規則167を指す、とする説が有力である⁽⁶⁾)。本条にいう「新しい規則」は、おそらく、第34条の「見出し」にいう「新しい規則」に関連するもの、と思われる。「新しい規則」については、第34条の場で検討を加えたい。

- (1) 本条において、主語の省略がいくつかみられるので、筆者において、適宜かつ書きで補充しておいた。
- (2) *condennatu* (*condemnatu*) の訳語である。
- (3) *parti* の訳語である。勝訴者との訳語もありえよう。
- (4) この文章は、かなり意識をしたものであるが、Murino, *op. cit.*, p. 313 を参考にしている。
- (5) Am 第32条の「新しい規則」に関する議論については、試論・71—72頁および108—109頁などを参照のこと。
- (6) 試論・前掲所を参照のこと。

2—30 第30条 (Val 規則第26条)

[Comu sequirannu 《exiquirannu》 in beni stabili : 不動産執行]

Et si casu fussi chi lu dictu condemnatu non havissi beni mobili et havissi beni stabili, la curti per cedula di primu decretu divi mettiri in possessioni a la parti di alcuna cosa stabili di lu dictu condemnatu et standunci la dicta parti alcuni jorni in possessioni, si divinu bandiri li dicti beni stabili publicamenti per la citati di Messina per li lochi debiti et consueti di la dicta chitati continuamenti per giorni

quindici et si di la dicta possessioni si trova preciu fina alla quinta parti minu chi vaglia raxunivilimenti havendu consideracioni di lu tempu, di locu, et di lo^① introytu di la possessioni si divi la dicta possessioni vindiri et pagari la parti, comu di^② supra esti dictu, et dari tempu allu condemnatu di arrecattari la possessioni predicta^③ per misi quatru, contandu dalu jornu chi liberata serrà et {si} infra li dicti misi quatru lu dictu condemnatu darrà a quillu lu quali accattirà la ditta vigna tuttu lu preciu et^④ li spisi etiam li pagherà 《partira》, (con^⑤) lu secundu decretu li divi esseri restituita la sua possessioni, passati li ditti misi quatru et^⑥ si preciu non sindi trovassi, comu di^② supra esti dictu, divinu li ditti consuli giri allu locu predictu et cum persuni experti haviri consigliu et extimari lu dictu locu et dari lu extimatu a la parti in lu modu et forma supraditti et reservari allu condemnatu lu dictu tempu di misi quatru comu di susu declaratu esti.^⑦

© Genuardi, pp. 48-49; Starrabba, pp. 284-285. ① St 本には、ない。② St 本では、da。③ St 本では、dicta。④ St 本には、ない。⑤ Genuardi の補足と思われる。St 本にも、ない。⑥ St 本では、直前にピリオドが置かれており、大文字Eではじまっている。St 本において、条項の文頭以外で、大文字ではじまる語は、数少ない。

本条は、不動産執行について規定しており、Val 規則第26条に類似している、といわれている。動産執行に関する規定（前条、Val 規則第23条・第24条）を設けたのちに、不動産執行の規定を配置する点でも、CCMM と Val 規則は共通している、といいうる。

本条は、冒頭にあるように、敗訴者が動産を有しないときに、不動産執行がなされることを明示している。Val 規則第26条の冒頭にも類似の文言がみられる。執行対象の財産を比較した場合、動産のほうが、債権者にとっては、簡便に執行しうるであろうし、債務者にとっては、執行により受ける影響が小さくて済むであろう。

しかし、両者の規定の形式は、その後、かなり異なってくる。本条は、不動産の差押え、15日間の公告、最低売却価格、4 カ月以内の買戻しなど、一連の

不動産執行手続について、かなり詳細な規定を設けている。

Val 規則第26条は、上述のような詳細な手続について規定しておらず、敗訴者所有の不動産の所在地の判事に対する執行依頼について、詳細に規定している。少なくとも、形式上、両者の規定間に顕著な類似関係はみられない。

【そして、前述の敗訴者が、動産を有せず不動産を有する場合、裁判所は、最初の命令の支払猶予により、前述の敗訴者のある不動産の一部の占有を取得しなければならない。そして、前述の部分は、幾日間か占有下に置かれたまま、メッシーナ市中、前述の市のしかるべきそして通常の場合において、公けにそして15日間継続して公告されなければならない。そして、前述の不動産について、時期、場所および不動産の収益を考慮して、合理的な価値より低く、5分の1の部分まで相場がある場合、前述の不動産は、売却されそして、先にのべられているように、相手方当事者に支払いがなされなければならない。そして、敗訴者には、免責がなされた日から数えて4カ月間、前述の不動産の買戻しの期間が与えられなければならない。そして、前述の4カ月以内に、前述の敗訴者が、前述の不動産の購入者に代金全額および費用を支払えば、第2の命令（によって）、前述の4カ月の経過後、敗訴者の不動産は、彼に返却されなければならない。そして、相場がない場合、先にのべられているように、前述の評議員は、前述の場所に赴き、専門家から助言を受け、前述の場所を評価し、上述の方法および形式にしたがい、相手方当事者に評価額を与え、そして、敗訴者に、先に宣言されているように、前述の4カ月の期間を留保しなければならない。】

次条の検討に移る前に、本条の文頭に置かれている Et について、若干の確認と推測をしておきたい。

第19条の検討の場（2—19）で若干論じたように、Gen 本の第18条と第19条は、別個・独立の規定の形式になっているが、St 本では、その2カ条の規定を1カ条にまとめた形式の条文になっている。Gen 本第19条冒頭の Et に対応する語は、St 本の規定においては、文頭ではなく途中に登場する。

これに対して、St 本においても、本条に対応する規定は、独立しており、

その規定の文頭に、やはり、Et が置かれている。St 本と Gen 本の双方において、文頭に Et が置かれているのは、本条とそれに対応する St 本の規定だけである。

筆者は、第19条の検討の場で、一つの解釈の可能性として、つぎのようにのべた。「一つの可能性として、長大であった（複数の内容を収めていた）条項が分割された折に、後半部にあった et がそのまま新条項の文頭に残った、と考えることができるであろう。その考えが正しければ、Gen 本の条項より St 本の規定のほうが、より古い形を残している、とというであろう」。

もし、この仮説が正しければ、かつて、第29条と本条が一つにまとまった形式の規定が存在していたことになるのであろう。

2—31 第31条 (Val 規則第27条；Am 第59条：試論・232頁以下)

[Di iudiciu supra addimanda di nolu：運送賃請求に関する審判]

{^①}

Si alcunu patruni di navi oy {di} autru^② vaxellu si reclamarà^③ di lo^④ so mercanti per lu nolu^⑤ dilla robba, la quali portatu l'havirà et quillu mercanti allegassi non li esseri tenuto pagari lu nolu, lu quali promiso li havirà^⑥, allegandu chi^⑦ quilla robba li fu caricata per littra di soi compagni 《compagnuni》 oy dirrà che^⑧ li fu caricata per qualsivoglia outra^⑨ manera oy^⑩ allegassi chi li havissi addimandari^⑪ alcuni dammagii^⑫, li quali si affirmirà^⑬ per lo^{⑬-2} dictu mercanti haviri patutu, {^⑭} si lu dictu^⑮ patruni non confissirà senza nulla^⑯ delacioni divi essiri costrittu pagari lu dictu nolu^⑰, lu quali obligatu serrà pagari^⑱ tantu di la abbagnata, quantu etiam^⑲ dilla asciutta, verum lu dictu patruni primu chi sia pagatu et innanti^⑲ divi dari plegiaria 《priaria》 bona di retornari et emendari 《admendari》 allu dictu mercanti tucta quilla robba, la quali serrà bagnata et male factata^⑲ in la sua navi incontinenti che canuxiutu serrà per defectu dillu patruni oy di lo^{⑲-2} navilio, et tali adimanda di nolu^⑳ non si divi fari per scrittura, purchè di lu dictu nolu^⑳ si mustri scrittura oy chi li parti {^㉑} confessanu.^㉒

© Genuardi, pp. 49-50; Starrabba, pp. 285-286. ① Am では, Jtem が入っている。② Am では, d'altro。③ Am では, reclamasse。St 本では, arriclamira。④ Am では, dal。⑤ Am では, nolito。⑥ Am では, che portasse, et detto mercante allegasse non essere tenuto pagare detto nolito, lo quale l'havesse promesso。⑦ Am には, ない。⑧ Am には, ない。⑨ Am では, qualche altra。St 本では, qualunque altra。⑩ Am では, et li。⑪ Am では, da dimandare。St 本では, ad amindari。⑫ Am では, danni。⑬ Am では, affermarando (または affermaranno。試論・233頁 Am 第59条解説文注⑦)。⑬-2 Am では, il。⑭ Am では, et が入っている。⑮ Am には, ない。⑯ Am では, alcuna。⑰ Am には, ない。⑱ Am には, ない。St 本にも, ない。⑲ Am には, ない。⑳ Am では, maltrattata。㉑-2 Am では, del。㉒ Am では, le が入っている。

本条は, Val 規則第27条および Am 第59条に類似している, といわれている。「1—1」でみたように, CCMM, Val 規則および Am の3者は, 相互に類似・対応する数カ条の規定を, それぞれのなかに有している。その類似・対応関係は, かならずしも単純ではない。CCMM のうちの6カ条が Val 規則および Am の双方に類似する規定を有している (といわれている) が, 本条は, その6カ条のうちの最初の規定である。

【船舶またはその他の船のいずれかの船長が, 商人に対して運送した商品の運送賃 (nolu) を請求し, そして, その商人がその物品は彼の相手方の書類にしたがって, またはその他の異なった方法で船積みされていた, と主張して, 約定した運送賃を支払う義務はないことを申し立て, そして, 前述の商人がこうむった, と主張する損害の賠償請求をなしうることを申し立て, そして, 前述の船長が認めなかった場合, なんらの遅滞なく, 前述の商人は, 水濡れしなかった (asciutta⁽¹⁾) 商品だけではなく, 水濡れした商品についても, 支払いが義務づけられた前述の運送賃を支払うことを余儀なくされる。しかし, 船長または船舶の過誤によることが確認されるや, 前述の船長は, 支払いを受ける前に, 彼の船舶において水濡れし, そして, 手荒く扱われたすべての物品につき, 再出頭しそして前述の商人に賠償するための相当の保証を供しなければならない。そして, 前述の運送賃につき書面が提示されるかまたは当事者が認めれば, そのような運送賃の訴えは, 書面によってなされることを要しない。】

本条と Am 第59条のあいだには、動詞の法と時制のちがいや語順のちがい（たとえば、解説文の注③でみた *reclamirà* と *reclamasse* や解説文の注⑥でみた *promiso li havirà* と *l'havesse prpmesso* など）が散見されるほか、修飾節の有無（解説文の注⑭でみた *lu quali obligatu serrà pagari*）など、いくつかの差異が存在している。しかし、それらの差異は、規定の内容・趣旨に及ばないであろう。

ここでは、つとに Guarino が指摘していること⁽²⁾を再確認しておきたい。すなわち、Am 第59条は、運送賃を表すことばとして *nolito* を用いているが、Am 第11条および第48条では、*nolo* が用いられている。この不統一は、Am 第59条と Am 第11条および第48条の編纂者（または翻訳者）が同一人物ではないことを推測させる。そして、Am 第48条については、前後の規定とともに、その編纂に私人の関与が推測されている⁽³⁾。

一方、本条（CCMM 第31条）と Me 裁判所条項第66条（Am 第11条に類似）および第101条（Am 第48条に類似）は、*nolu* で統一している。メッシーナの編纂者（または翻訳者）は、用語の統一性を心得ていた公人であったのかもしれない。

(1) Am 第59条の「水濡れしなかった（乾燥した）」ことを表す *asciutta* に関して、*arrivata* と読む者も複数いる（試論・234頁 Am 第59条解説文注⑭参照）。本条は、そのような議論に有力な手がかりを与えてくれる。

(2) Guarino, p. 124-59-1.

(3) 試論・221頁 Am 第48条試訳注①および③参照。

2—32 第32条（Val 規則第28条；Am 第60条：試論・234頁）

[Dimandi^① di soudo 《nolu》 et paga di marinari：海員の金銭および報酬の請求]

{^②} Di^③ addimanda di marinari, li quali dimandirannu^④ loru soudu oy portati^⑤ dallu 《alu》^⑥ patruni non^⑦ si divi fari {《per》} scrittura^⑧.^⑨

⑨ Genuardi, p. 50；Starrabba, p. 286. ① St 本では、Di adimanda。② Am では、Item が入っている。③ Am には、ない。④ Am では、dimandano。⑤ Am では、

soldi (,) o parti。⑥ Am では、da loro。⑦ Am では、tale dimanda。⑧ Am では、sine scriptis。

本条が Val 規則第28条およびAm第60条などと類似していることは、つとに、多くの研究者によって指摘・肯定されている。本条も、おそらく、Am第60条などと同様、海員が船長に対して金銭または持分を請求する訴えに関する規定であろう。

試論において、Am第60条の適用範囲に関する議論（往時の海員をいわゆる賃金海員と参加海員に分類した場合、いずれの海員を適用対象とするのか。それとの関連で、賃金海員の報酬請求権または参加海員の持分分配請求権のいずれを適用対象とするのか）の概略を紹介しておいたが⁽¹⁾、本条についても、同様の議論が生じうる、と思われる。

しかし、解説文の注、とりわけ、③、⑦および⑧で示したように、Am 第60条と本条のあいだには、注意を要する差異が存在している。また、Gen 本とSt 本においても見過ごしえない差異がある。

議論を簡略にするため、先行詞の marinari（海員）を修飾する“li quali……patrui（船長に対して、彼らの金銭または持分を請求する）”の節を省略して、三つの文を比較すると、

Am 第60条：“dimanda de marinari, tale dimanda si deve fare sine scriptis.”

Gen 本の本条：“Di addimanda di marinari, non si divi fari scrittura.”

St 本の本条：“Di addimanda di marinari, non si divi fari per scrittura.”となる。

Am 第60条には、文頭に Di が置かれていない。試論は、dimanda de marinari と tale dimanda を同格のもの、と解し、以下のように試訳している。

【……海員の訴え、そのような訴えは、書面なしに、なされなければならない。】

一方、Gen 本およびSt 本においては、本条の文頭に Di が置かれており、Am 第60条では tale dimanda が置かれている場所に non が置かれている。

主語になりうることばは、Gen 本では、文末に置かれた scrittura であろう。

すると、以下のように試訳ないし内容説明をすることが可能であろう。

【……海員の訴えについては、書面 (scrittura) は、作成されてはならない。】

ところが、St 本においては、scrittura の直前に per が置かれているため、scrittura を主語とすることはできない。ここでは、非人称形の si が用いられているもの、と解しうるであろうから、以下のように試訳ないし内容説明をすることが可能であろう。

【……海員の訴えについては、(訴えは,) 書面なしに、なされなければならない。】

以上のように、三つの文章には形式的なちがいが認められるにもかかわらず、それらが示している実質的な規定内容は同じであろう。おそらく、船長に対する訴えには書面の作成を要せず、迅速な解決が望まれていたのであろう⁽²⁾。

なお、本条において、第26条からつづいてきた Val 規則との類似・対応関係がまた途切れることになる。その関係は、Val 規則第25条を除くと (CCMM のなかに類似・対応関係を有する規定がない)、規定の順序どおりに正しく展開されており、規定の順序が入れ替わることはなかった。

(1) Am 第60条に関する議論については、試論・235頁 Am 第60条解説文注*参照。

(2) Guarino, p. 128-60-1.

2—33 第33条

[Di sacramentu simplicimenti addimandatu per la parti : 被告の宣誓]

Si alcuna persona sarrà^① dimandata per qualsivoglia 《qualumquata》 causa davanti li consuli preditti^② et citata da qualsivoglia 《qualumquata》 persona et la parti dimandanti vurrà chi si prinda senza interrogatoriu lu sacramentu di la parti dimandata 《dimanda》, non pò lu dittu dimandanti fari plui addimanda contro quillu lu quali lo sacramento factu havirà et si nega, non si {li} pò lu contrario provarli, da chi lu sou sacramentu simplicimenti fu dimandatu, si tamen confessirà in quillu lu quali confissatu havirà, divi esseri condemnatu.[©]

© Genuardi, pp. 50-51 ; Starrabba, p. 286. ① St 本では, sarria。② St 本では, dicti。

本条は、原告の要請に基づく被告の宣誓がなされた場合について規定している。本条と類似・対応関係にある規定は、Am および Val 規則のいずれにもみあたらない。本条は、「シチリアに固有の規定」なのかもしれない。

【いずれかの者が、いかなる理由により、いかなる者によって、前述の評議員の面前に訴えられそして召喚された場合においても、原告が、尋問なしに、被告の宣誓を求めたとき、前述の原告は、宣誓されたことに反する請求を重ねてなすことができず、反対の証明をなすことができない。宣誓が簡易に要請されたことから、自白がなされたときは、(自白した者は、) 敗訴を申し渡されなければならない。】

Val 規則との類似・対応関係が途切れた第25条が、(民事) 訴訟一般に妥当する訴訟経済の理念を示した規定であり、Val 規則がとくに類似の明文規定を設ける必要がなかった、と考えることが可能かもしれない。本条も、これと同様に、民事訴訟の口頭弁論に関する原則を示したものにすぎないのであれば、Val 規則がとくに類似の明文規定を設けていないにしても、それをもって、Val 規則の欠陥ということとはできないのかもしれない。

2—34 第34条 (Val 規則第29条)

[La forma comu si procedi alla execucioni secundu lu novu ritu : 新しい規則に基づく執行手続の方法]

Lu credituri virrà 《iura》 davanti li consuli et mostrirà istrumentu^① publicu factu in publica forma in lo regnu di Sicilia^② completu et factu di ogni solemnitati, li quali so requesti ad istrumentu publicu, per lu quali si provi obligationi expressa et presenti, lu quali sia liquidu et claru tantu di lo tempu di la solupcioni che sia passatu, quantu di ogni altra liquidacioni chi non sia necessariu fari probacioni extrinsica, si divi citari et esseri presenti lu debitori, oy in sua contumacia si divi procediri non essendu auduta la scusa di la sua absentia si

serrà presenti et lu credituri usirà^③ stringiri allu 《lu》 debitori in persona, divi lu debitori incontinenti pagari, dari pleggio comu bancu, oy esseri constrictu di la persuna per fino che paghi et satisfazza lu dictu debitu etiam li spisi liciti per la curti tassati et si pigno dassi oy pregiu comu bancu, divi lu debitori haviri jorni quindici di tempu a pagari, li quali finiti divi per ogni raxuni pagari, exceptu che lu debitori infra lu dittu tempu non si opponissi alla execucioni, lu quali, se si opponirà, divi dari pleggiu 《preiu^④》 comu bancu di pagari et essirili^{④-2} reservatu chi infra lu dittu tempu di jorni quindichi si pozza apponiri (*sic*) alla execucioni, lu quali, si infra quissu tempu non si opponirà, divi pagari : et si si opponirà, si divi procediri ad sententia secundu li acti oy condemnandu lo dictu debitori, oy absolvendulu et di tal sententia si pò appellari, ma si lu dictu^{④-3} debitori condemnatu serrà et vorrà appellari, divi primo pagari et poi sequiri la appellacioni, lu quali si primo non pagassi, non pò sequiri {la} dicta appellacioni, ma si divi mandari ad execucioni la dicta sententia, et si paghirà, et vurrà sequiri l'appellacioni, lu credituri li divi dari sufficienti plegiaria 《priia》 di restituiri li ditti denari, si in casu chi l'appellacioni in tuttu, oy in^{④-4} parti, altramenti determinassi la ditta sententia, et si per advintura^⑤ lu dittu credituri volissi la execucioni in beni oy tal beni serrannu mobili, oy stabili : si serrannu mobili, la curti li divi metteri in putiri alu dittu credituri di tanti beni mobili di quissu debitori chi plenariamenti sia quissu credituri beni contu^⑥ di esseri satisfattu di quillu debitori 《debitu》 et di li spisi et poi li divi dari per via di cedula jorni quindici di tempu, infra li quali etiam lu dittu debitori si pò opponiri ala ditta execucioni et procediri in lu modu et forma preditti et si lu dictu debitori condemnatu vulissi appellari, li ditti cosi si divino vindiri et dillu preciu satisfari ali^⑦ ditti credituri : et lu dittu credituri dari plegiu 《preiu》 comu di supra esti dittu ; tamen si lu dittu credituri havissi pigni assegnati per lu^⑧ dittu^⑨ debitori, li quali pigni fussiro scritti et annotati in lu dittu instrumentu, divi 《di lu》 haviri lu dittu debitori solamenti jorni tri, fatta la execucioni sopra dilli^⑩ ditti pigni scritti

et notati in la ditta carta, et si infra li ditti jorni tri non aricaptirà li ditti pigni, si divino vindiri et pagari lu dittu credituri, servandu li preditti modi, anzi «anti» tamen chi li ditti pigni notati in la ditta carta si vindano, lu dittu credituri non pò stringiri lu dittu¹¹ debitori in persona ne in beni, poichè serrannu venduti et lu preciu non bastassi satisfari lu dittu credituri, si divi contra di ipso procediri in persona et¹² in beni di lo dittu debitori secundu la quantitati di lo debitu in li riti di la curti, divi tamen primo et innanti lu dittu credituri dari alla ditta curti plegiaria di lu duplu, nè per aventura {et} malamenti et per falcia dimandassi lu dittu debitu et quistu serrà tantu si si addrizzirà {tantu} in persona, quantu in beni mobili, quantu stabili, quanto etiam¹³ in pigno, li quali in cauthela scritti fussiro.

Si per aventura si adrizzirà in beni stabili, divi lu dittu credituri esseri miso in possessioni di tanti beni stabili chi vagliano «uaguanu¹⁴» allu duplu plui chi lu dittu debitu, lu quali dimandirà per cedula di primu decretu di {in (sic)} la curti, in la quali possessioni lu dittu credituri starrà jorni quindici continui da lu jornu chi mandatu «mandira¹⁵» sarrà la ditta cedula, ha¹⁶ da cuntari; li quali jorni quindici passati, farrà la ditta curti procediri di¹⁶⁻² fari vindiri publicamenti li ditti beni allu incantu, li quali cosi venduti si divinu satisfari alu predittu credituri, exceptuatu «exceptu» tamen chi lu dittu debitori¹⁷ non fussi absenti per utilitati di la¹⁸ republica¹⁹, in qual casu si divi procediri, comu la raxuni dispensirà. Et la debita²⁰ execucioni si pò fari in quissi casi²¹ sulamenti videlicet :

Ad instrumentu de impruntitu «impruntu»: accumanda: deposito in denari oy cosi accomandati allu²² guadagnu: di vendicioni di mercancia: et chi tali instrumenti non hajanu passatu anni dechi, cuntandu dallu²²⁻² tempu chi {lu} dittu debitori divia pagari innanti, si anni dechi fossiro passati, si divi procediri per cedula et petitioni, comu in altri causi «cosi si» soli procederi per modu ordinariu.

Et si per aventura fussiro morti li²²⁻³ debitori et lu credituri oy alcuno di loro qualsivoglia «qualunquanta» heredi havirannu oy loro oy exstraney per fina alli

primi et a li secondi heredi, provata primo la morti et la successioni di quisto debitori oy {di} alcunu di quissi, divi la ditta execucioni procediri comu di²³ supra esti dictu, et ala²⁴ ditta vendicioni procedirà si accattaturi si trovarà altramenti²⁵ si divi li ditti²⁵⁻² beni {stabili cussi} grossamenti stimati dari ala parti creditrici, datu tamen²⁶ tempu²⁷ di misi quattro, infra li quali lu dittu debitori purrà arricuperari 《arricactari》 la ditta sua possessioni, dando la detta stima²⁸ cum tutti li spisi da loru fatti.[©]

© Genuardi, pp. 51-54; Starrabba, pp. 286-289. ① St 本では, scriptu. Starrabba, p. 286, n. 2 は, scriptura と解している。② St 本では, sichilia。③ St 本では, uorra。④ Gen 本の本条において, peggio, pregiu, pleggiu, plegiaria, plegiu が何度か登場しているが, Genuardi は, それらすべてに, St 本の対応語: preiu, preiia を示していない。④-2 St 本では, essiri。④-3 St 本には, ない。④-4 St 本には, ない。⑤ St 本では, la vintura。⑥ St 本では, cautu。⑦ St 本では, lu。⑧ St 本では, u。⑨ St 本には, ない。⑩ St 本では, li。⑪ St 本には, ない。⑫ St 本では, oy。⑬ St 本には, ない。⑭ Starrabba, p. 288, n. 2 は, vagliano と解している。⑮ Starrabba, p. 288, n. 4 は, mandira は明らかな誤記で, mandata が入るべきとしている。⑯ St 本には, ない。⑯-2 St 本では, da。⑰ St 本では, cridituri。⑱ St 本には, ない。⑲ St 本では, re puplica。⑳ St 本では, dicta。㉑ St 本では, causi。㉒ St 本では, a。㉒-2 St 本では, lu。㉒-3 St 本では, lu。㉓ St 本では, da。㉔ St 本では, la。㉕ St 本では, 前語とのあいだに小さな空白があつて, menti。㉕-2 St 本では, lu dictu。㉖ St 本には, ない。㉗ St 本では, terminu。㉘ St 本では, summa。

本条は、民事執行手続に関する長大・詳細な（CCMM のなかでもっとも長い）規定である。St 本が Gen 本と対応するのは、本条までである。Gen 本では、本条は、3度改行され、4段落に分かれているが、St 本では、Gen 本の2度目と3度目の改行に対応する所作はなく、2段落からなっている。

のちに省察するように、有力な異論が提示されているが、本条は、Val 規則第29条と類似する、と考えられている（Genuardiによると、修正されたものとの留保がなされているが⁽¹⁾）。Val 規則第29条との類似性を承認すると、前条で途絶えた Val 規則との類似・対応関係が本条でふたたび復活し、第45条

まで継続することになる。

そして、Murino は、本条について、つぎのようにのべている。「*“la forma como si procedi alla execucionesi secundu lu Novo Rith”* との見出しが付けられた長大な第34条は、王国のすべての裁判所のためにアラゴン王の Federico によって1322年に公布された手続 *super execucionibus* の、軽微な辞句の相違による、移調 (*trasposizione*) にすぎない⁽²⁾」と。

【債権者が評議員の面前に出頭し、シチリア王国内でなされたあらゆる申渡しの正式な形式の公的文書を提示する場合において、公的文書の要件を充たしているその文書により、明確なそして現存する債務が証明されており、経過した支払いの時期および付加的な証明を要しないその他のあらゆる弁済の時期が解決済みであり明確であるときは、債務者は、召喚され出頭しなければならない。債務者欠席の場合、その欠席の弁明を聞くことなしに、手続がなされなければならない。(債務者が) 出頭し、そして、債権者が債務者自身を掴捕することができる場合、債務者は、直ちに支払うか、銀行のような保証人を立てるか、または、前述の債務のほか裁判所が命じた正当な費用を支払いそして弁済するまで、本人自身が拘束されなければならない。そして、債務者は、質物または銀行のような保証人を提供するときは、15日間の支払猶予期間が認められ、その期間内に執行に異議を申し立てなければ、前述の期間の満了時に、全額を支払わなければならない。債務者が(執行に) 異議を申し立てるときは、銀行のような支払いの保証人を立て、そして、前述の15日間、執行に異議を申し立てられるようにしておかなければならず、その期間内に異議を申し立てなければ、支払わなければならない。そして、異議申立てがなされれば、前述の債務者を有責とするかまたは無責とするか、証書に基づき判決手続がなされなければならない。そして、その判決について、上訴することができるが、有責とされた前述の債務者が上訴を望む場合、先に支払いをなし、つぎに上訴をしなければならず、債務者は、先に支払いをしなければ、前述の上訴をすることができない。しかし、前述の判決が執行を命じ、そして、支払いがなされそして上訴がなされる場合、債権者は、前述の金額を返却するに十分な担保を供しなけ

ればならない。全部上訴または一部上訴・一部確定の場合において、偶然、前述の債権者が動産または不動産に対する執行を欲するとき、動産が目的物であれば、裁判所は、債権者に対して、その債務および費用を債権者に支払うに足りる当該債務者の動産を処分する権限を付与しなければならない。そして、つぎに、前述の債務者には15日間の支払猶予が与えられなければならない。その期間内に、前述の債務者は、前述の方法および形式により、前述の執行および手続に対して異議を申し立てることができ、そして、前述の敗訴債務者が上訴を欲すれば、前述の物は売却され、そして、その代金は、前述の債権者に支払われなければならない。そして、前述の債権者は、先にのべられているように、担保を供しなければならない。しかし、前述の債権者が、前述の債務者から提供された担保を有しており、その担保が前述の文書に記載・記録されている場合、前述の債務者は、3日間のみが認められなければならない。前述の文書に記載・記録された前述の担保のうえに執行がなされ、そして、前述の3日間以内に前述の担保が買い戻されなければ、(担保の)売却がなされ、そして、前述の債権者に対して、前述の方式を遵守しながら、支払いがなされなければならない。しかし、前述の文書に記載された前述の担保を売却する前に、前述の債権者は、前述の債務者自身も物も拘禁することができない。なぜなら、(担保が)売却されそして代金が前述の債権者を満足させるに足りないとき、債務者自身および前述の債務者の物に対して、裁判所の規則 (riti) にある債務の額にしたがい、手続がなされなければならないが、まずそしてその前に、前述の債権者は、前述の裁判所に2倍の担保 (plegiaria di li dublu⁽³⁾) を供しなければならない。偶然、悪意または虚偽によって、前述の債務を請求することがあってはならないからである。そして、これは、請求が人に、動産に、不動産に、および、保証書に記載された担保に対するものであるときにでもある。

偶然、(執行が)不動産に対する場合、前述の債権者は、裁判所の最初の命令の支払猶予により請求する金額の2倍に相当する不動産の占有が認められなければならない。前述の支払猶予が始まる日から数えて15日間、その占有をすることになる。その15日間が経過すると、前述の裁判所は、前述の物を競売によ

り公けに売却させる手続をし、売却された物（代金）は、前述の債権者に支払われなければならない。ただし、前述の債務者が公共の役務で不在のときは、このかぎりではない。そのときは、判決が定めるとおりに、手続はなされなければならない。そして、正当な執行は、以下の場合においてのみなされうる。すなわち、

貸金、コメンダ、有償の金銭もしくは委託物の寄託、または商品の売買の文書に対して。そして、そのような文書は、前述の債務者が先に支払いをなすべき時から数えて10年を経過してはならない。10年を経過していたときは、他の訴訟事件におけるのと同様、支払猶予および請願によって、通常的方式による手続のみがなされなければならない。

そして、偶然、債務者および債権者が死亡しており、すなわち、彼らのうちのいずれかの者にだれか相続人がいる場合、彼らまたは第1順位および第2順位の相続人は、当該債務者または債務者のうちのいずれかの者の死亡および相続を証明し、先にのべられているように、前述の執行をしなければならない。そして、買主がいるときは、前述の売却がなされ、さもなければ、概算された前述の物〔不動産〕は、債権者側に与えられなければならないが、債務者には、4カ月間が与えられ、その期間内に、前述の概算額および関連費用を支払って、前述の占有物を買戻すことができる。】

Genuardi がなした留保（本条は Val 規則第29条に修正をしたもの）を待つまでもなく、両規定の長さを比較すれば、両者間にそれほど緊密な類似関係が認められないのは、明らかであろう。おそらく、Genuardi などは、ごく広い意味での執行手続に関連する規定、という程度の意味で、両者の規定間に類似・対応関係を認めるのであろう。

規定内容に関しては、本条が1322年アラゴン王 Federico の規則 *super execucionibus* の移調にすぎないであるとか、本条の見出しにいう「新しい規則」が1322年規則 *super execucionibus* を意味する、との見解が提示されている⁽⁴⁾。

これに対して、Zeno は、Val 規則およびバルセロナ海事評議員裁判所規則

(Ordre iudiciari de la Cort dels consols de mar de Barcelona) における執行手続との差異を認め、むしろ、本条の独自性を強調する。

Zeno が差異と考えるのは以下のような点である。カタロニアの海法においては、債務者に対する執行手続は、有責判決 (sentenza di condanna) に基づいてのみ、債務者所有の船舶またはその他の財産の強制売却権限を債権者に付与する評議員の確認判決 (declaratoria) によって、なされた。これに対して、メッシーナでは、海上貸借、コメンダあるいは売買に関する公正証書 (strumenti notarili) も、執行力を有する証書 (titoli esecutivi) であった。すなわち、メッシーナでは、債権者は、判決を待たずに、公式の形式で作成された証書に基づき、弁済期が到来すれば、債務者の財産上に執行をなしえた⁽⁵⁾。

Genuaridi だけではなく、Murino も、おそらく、Zeno が指摘する差異を認識していたであろう。この差異をもって、本条はカタロニアの海法に符合しないと考えるか、些細な修正 (lievi varianti) と評価するか。いずれに理があるのかについて、本稿では、これ以上立ち入らないで置く。

(1) Genuardi, p. XIV.

(2) Murino, op. cit., p. 314.

(3) この用語は、つづりが若干異なるが、第9条に出てきた。

(4) Genuardi, p. XV.

(5) Zeno, op. cit., loco cit.

2—35 第35条 (Val 規則第30条)

[Di plegiaria di stari ad raxuni : 担保の提供]

Si per lu adimandanti oy atturi sarrà addimandata pregiaria alu addimandatu oy conventu per scriptura oy per palora di stari ad raxuni et pagari quillu li quali la curti condannirà, divi esseri lu dittu conventu strittu ad plegiaria di stari ad raxuni quandu sufficienti non fussi ad quilla addimanda la quali facta li serrà et quandu dari non la volissi, divi esseri misu prixiuni et starinci et defendirissi et si condemnatu non havirà da undi pagari et starranchi jorni quaranta la curti cum

sacramentu di fari parti di zo chi guadagnirà a lu so credituri, lu divi liberari et si lu conventu sarrà di la chitati et custirà alla curti chi ipsu haya beni bastanti ala dicta adimanda, la quali facta li serrà, non pò ne divi esseri costrictu dari la ditta plegiaria di stari ad raxuni.©

© Genuardi, pp. 54-55.

本条は、勝訴判決をえた債権者が望んだ場合、判決を遵守するための担保を提供すべき債務者の義務に関連した規定である。

本条は Val 規則第30条に類似している、といわれている。しかし、もう少しつぶさに観察すると、本条は Val 規則第30条の前半部分に、そして、次条が Val 規則第30条の後半部分に類似している。すなわち、本条と次条をまとめにすると、Val 規則第30条1カ条に対応する。これとはまったく逆の関係が、CCMM 第29条と Val 規則第23条・第24条にみられた。

【申立人または原告によって、被申立人または被告に対して、判決を遵守しそして裁判所が命じるものを支払うための担保が、書面または口頭で要求される場合、前述の被告は、判決を遵守するための担保を提供しなければならず、担保が彼に対する要求を充たさず、そして、被告が担保の提供を拒んだときは、被告は、監禁、拘束そして隔離されなければならない。そして、被告が支払うものを有せず、そして、40日間の拘束を命じられる場合、裁判所は、収入の一部を債権者に支払う旨の宣誓があれば、被告を解放しなければならない。そして、被告が(メッシーナ)市民であり、彼に対する前述の要求に足りる財産を有することが裁判所にとって明らかな場合、前述の判決を遵守するための担保の提供は、強制されえずまたされてはならない。】

担保不足・不提供の際の債務者の拘束、宣誓による解放、メッシーナ市民と非市民の処遇の差異など、規定内容の概要は、たしかに、本条と Val 規則第30条の前半部分のあいだに類似・対応関係を認めうるであろう。

もちろん、拘束期間が本条にあっては40日とされているのに対して、Val 規則第30条では不定期（訴訟終了までまたは債務の完済まで）とされている点、

あるいは、場合によっては、債務者に手錠が施される点は⁽¹⁾、Val 規則第30条のほうが本条より厳しい、とというるであろう。

(1) 筆者は、本条にいう“*esseri misu (prixioni et) starinci*”については、「手錠を施す」までの意味はない、と考えている。

2—36 第36条 (Val 規則第30条)

[*Plegiaria per la curti prisu esti periculu di magistratu*: 担保不足の場合の評議員の填補責任]

Guardannusi li consuli quandu prendirannu preyaria tantu di pagari, comu è bancu oy di stari ad raxuni oy di qualsivoglia altru modu chi prendanu homu sufficienti: et si per aventura prindirannu homu, lu quali fugirà oy non serrà sufficienti a pagari, sarrà periculu di magistratu.[©]

© Genuardi, p. 55.

前条の考察の場において指摘したように、本条は、Val 規則第30条の後半部分に類似している、といわれている。両者は、担保不足・不存在の場合における評議員の填補責任について定めている、という意味では、類似している。

しかし、評議員の填補責任の発生要件に差異がみられる。Val 規則第30条の後半部は、債権者の要請があったにもかかわらず、評議員が債務者に担保提供の要求をせず、債務者が行方不明または無資力になった（債権者の要請があったにもかかわらず、評議員の判断で、担保提供はなされなかった）場合に、評議員の填補責任を認めている。

一方、本条が評議員の填補責任を認めるのは、債務者の立てた保証人が逃亡したか無資力であった（一応、担保提供はなされた）場合である。

両者の規定の文言からだけでは、債務者に担保提供の要求をしなかったことについて、あるいは、不適切な保証人を受け容れたことについて、評議員は、無過失であっても、責任を負うのか、それとも、有過失のときのみ、責任を負うのか、かならずしも明確ではない⁽¹⁾。

【評議員は、銀行のように支払いをしもしくは判決を遵守するためまたはその他資力のある者を保証人として受け容れる場合には、熟慮を要する。そして、偶然、保証人として受け容れた者が逃亡しまたは支払う資力がないときには、判事が責任を負う。】

- (1) 文言上、手がかりになりそうなのは、「熟慮を要する」くらいであろう。しかし、本文でのべた疑問について明確な解答をなすには、その文言だけでは不十分であろう。

2—37 第37条 (Val 規則第31条)

〔Li consuli ponnu creari officiali et consuli fora di la citati et regnu : 評議員の市外・王国外における事務官・評議員の選任権限〕

Li dicti consuli hannu potestati creari et ordinari officiali et consuli infra regnu per li chitatini et fora di regnu per tutti siciliani undi et comu ad loru megliu parrà et nulla altra chitati di lo regnu pò fora di regno creari nè confirmari consuli exceptu li messinisi, zo esti li patruni di navi et mercanti eligiri et li dicti consuli confirmari.©

© Genuardi, p. 55.

本条は、見出しが示しているように、評議員の市外・王国外における事務官・評議員の選任権限について定めた規定である。Genuardi は、本条について、「修正されたもの」との留保（注意）を付してはいるが、Val 規則第31条との類似・対応関係を認めている。

Val 規則第31条は、評議員の権限について、「海事領事ハ海ノ慣習及ビ慣習法ニヨリテ決セラレルベキ、而シテ又海ノ慣習法ニ宣言セラレ、述ベラレ且特定セラレタル総テノ契約ノ上ニ一般ニ裁判権ヲ有ス⁽¹⁾」というように、概括的に宣言した形式の規定である⁽²⁾。その規定と本条に、少なくとも、その形式上、たとえ、「修正されたもの」との留保を付したにしても、類似関係を認めるのは、かなり困難なように思われる。

【前述の評議員は、王国内では（メッシーナ）市民のために、王国外では、

すべてのシチリア人のために、彼らにとってより良いと思われるように、事務官 (officiali) および評議員を選任し指名する権限を有する。そして、王国のその他の市民は、王国外では、評議員を選任することも再任することもできない。ただし、船長および商人であるメッシーナ市民が前述の評議員を選任しそして再任する場合は、このかぎりではない。】

本条と Val 規則第31条の形式的な類似・対応関係の評価もさることながら、注目すべき本条の用語およびそこから推測しうる往時の状況について、若干言及しておきたい。注目したいのは、「王国外 (fora di regnu)」という用語である。

同じ用語は、第18条にもみられるが、「王国外にいる証人」に関して言及するものであった。本条では、その用語から、王国外で活動している市民が紛争に巻き込まれ、評議員・事務官による解決を必要としている状況を読み取ることが可能であろう。すなわち、往時、「王国外」で、かなり多くの市民が活動していたもの、と推測できる。そして、メッシーナがシチリア全体のなかで指導的地位を占めていたであろう、と推測しても（王国外での評議員の選任は、「すべてのシチリア人のために」なされていた）、大過はない、と思われる⁽³⁾。

(1) 樋貝・前掲649頁。

(2) Twiss, op. cit., p. 483, n. 1 は、Val 規則第31条にいう「海ノ慣習法 (Customs of the Sea; costumes de la mer)」に関して、Val 規則第22条および第41条の参照を求めている。Val 規則第31条自体からも推測が可能であるが、Val 規則第22条および第41条、とりわけ、第41条は、「……判決ハ、『書カレタル海ノ慣習法』ニ従ヒ、……与ヘラルベシ」というように、往時すでに、文書化された海事慣習法が存在していたことを明示している。

(3) 本条の規定内容は、Gen 本の第3部に収録された第126条によって再確認されている。その内容は、1283年12月15日、アラゴン王 Infante Giacomo が付与した特権と同様のもの、と考えられている。その特権は、いわゆる「シチリアの晩鐘」事件（1282年3月31日に勃発）が契機となって、シチリアの支配者がアンジュー王朝からアラゴン王朝に代わった（アラゴン王朝 Pietro 3世がメッシーナに入ったのが1283年10月2日）直後に認められたものである。

2—38 第38条 (Val 規則第32条；Am 第61条の一部：試論・236頁以下)

[Comu si divi dividiri lu prezzu di navi venduta allu scaru : 新造船舶の売却代金の分配]

{^①} Li^② navi oy lignu ad instancia di credituri, la^{②-2} quali da novu serrà facta et hedificata innanti^③ chi^④ sia varata et^⑤ livata di^⑥ scaru oy innanti^③ che haya factu alcunu viaggiu serrà venduta, supra lo precio di quillu^⑦ tali naviliu, megliu chi^④ havirannu^⑧ raxuni^⑨ quilli alli quali dovuta^⑩ serrà : per quillo li quali^⑪ hedifichiranno^⑫ quisto navilio : per lignami, pichi, stuppa, chiova, sarcia zo^⑬ li quali zò esti^⑭ comparati sarrannu ad opu di quistu^⑮ vaxellu, havendondi carti oy non carti oy^⑯ cum quillo lu quali improntassi ala ditta edificaciones soy dinari {^⑰} et tucti quisti currino allo ditto prezzu^⑱ per unu modu^⑲ et divino primo essiri^⑳ pagati ca^㉑ li altri credituri. ©

© Genuardi, p. 56. ① Am では、Jtem が入っている。② Am では、si (または se。試論・237頁 Am 第61条解説文注①参照)。②-2 Am では、lo (または la。試論・237頁 Am 第61条解説文注③参照)。③ Am では、avante。④ Am には、ない。⑤ Am では、o。⑥ Am では、da。⑦ Am では、del。⑧ Am では、haverando (または haveranno。試論・238頁 Am 第61条解説文注⑨参照)。⑨ Am では、ragione。⑩ Am では、demum。⑪ Am では、quelli。⑫ Am では、edificarando (または edificaranno, edificarono。試論・238頁 Am 第61条解説文注⑪参照)。⑬ Am には、ない。⑭ Am では、cioè。⑮ Am では、quel。⑯ Am には、ない。⑰ Am では、et questi de corriero al prezzu predetto が入っている。⑱ Am には、ない (前注⑰参照)。⑲ Am では、numero。⑳ Am では、esserne。㉑ Am では、tra。

本条から第41条までの4カ条は、Val 規則第32条から第34条までの3カ条と Am 第61条および第62条の2カ条の規定に重複して類似・対応している、といわれている。類似・対応する規定の数が異なることから分かるように、3者間の関係は、少し込み入っており、Genuardi にも混乱がみられる (1—1の注(3)を参照のこと)。

本条は、Val 規則第32条および Am 第61条の前半約3分の1の部分と類似・対応している。

筆者は、試論において、Am 第61条について、「現代法の表現を借りれば、船舶先取特権（の物上代位効）に関する規定，とというるであろう。船舶の売却代金のうゑに優先弁済権を有する債権者の範囲，優先の順位および弁済の割合に関して，かなり明確な規定を設けている⁽¹⁾」とのべている。このことは，それと類似・対応する本条以下の規定と Val 規則についても，ほぼそのままあてはまるであろう。

まず，本条は，航海開始前に売却された新造船舶の売却代金のうゑに，建造費用債権者および融資債権者の優先権を認めている。すなわち，優先権が認められる債権を列挙し，その債権を有する者たちが同一順位にある旨を明示している。

【債権者の要請に基づき，新しく造船されそして建造された船舶または船が，造船台から進水もしくは離される前，または，いずれかの航海をなす前に，売却された場合，板材，ピッチ，まいはだ，釘，索具，すなわち，その船舶の建造のために使用された物によって，船舶の建造に貢献した債権者は，書面を有しようといまいと，前述の建造に対し金銭を貸与した債権者とともに，その船舶の代金のうゑに，優先権を有する。そして，すべてこれらの者は，同一順位に属し，そして，他の債権者のなかで，最初に弁済されなければならない。】

本条の基本的枠組み，すなわち，一定の債権者に対して，航海開始前に売却された新造船舶の売却代金上に，同一順位の優先権を認める点において，Val 規則第32条および Am 第61条（前半約3分の1の部分）の基本的枠組みと異ならない。

優先権を認められる債権者として，建材提供者が列挙されているが，Val 規則第32条に若干の表現上の差異があるにしても，3者は，実質的には同一の範囲の債権者を規定しているもの，と思われる。

3者の規定で，債権者の範囲を異にするかのような表現上の差異は，Val 規則第32条が建材提供者に先んじて「日傭人 (iornales; journeymen)⁽²⁾」に優先権を明示的に認めている点である。

つぎの差異としては，Val 規則第32条が，優先権者が「……書面ヲ有スルコ

トヲ申立テ得ル者ニ対シテモ優先シテ権利ヲ有ス」と規定している点である。本条および Am 第61条（前半約3分の1の部分）には、そのような文言はみられない⁽³⁾。

しかし、これら二つの文言・表現上の差異・有無は、3者の規定に本質的な差異をもたらすほどのものではない、と思われる。

- (1) 試論・237頁 Am 第61条解説文注*。
- (2) 樋貝・前掲649頁の訳である。これと同じ者をいうのか、断定はしがたいが、次条および Am 第61条（後半約3分の1の部分）には、「その船を造った前述の船大工」という文言がみられる。
- (3) Twiss, op. cit., p. 484, n. 1 は、そのような条件は Am にはみられないが、黙示されている、と考えている。すると、本条および Am 第61条（前半約3分の1の部分）においても、優先権者は、書面によりその債権を申立てる債権者に対しても、優先権を主張しうることになるのであろう。

2—39 第39条（Val 規則第33条；Am 第61条のつづき：試論・236頁以下）

[Si non bastirà lo prezzo：売却代金不足の場合]

Et si lu prezzo reciputo da^① quisso^② navilio non fussi bastanti a pagari alli^③ ditti mastri, li quali lavuratu havirannu in^④ quissu^② lignu et ali vendituri della stuppa, pichi^⑤, lignami, chiova et altri cosi, quillu tali preciu si divi infra^⑥ loru partiri soudu per libra^⑦, però^⑧ ca^⑨ ciascuno di loru esti in simili justicia et raxuni^⑩ et a tal credituri in quistu casu anterioritati di tempu non juva.[©]

© Genuardi, p. 56. ① Am では、di。② Am では、tale。③ Am では、li。④ Am には、ない。⑤ Am には、ない。⑥ Am では、tra。⑦ Am では、soldo per lira。⑧ Am では、prima。⑨ Am では、che。⑩ Am には、ない。

本条は、冒頭におかれた Et から分かるように、形式的にも、また内容的にも、前条との連続性が認められる。本条は、Val 規則第33条および Am 第61条の前半約3分の1の部分と類似・対応している、と述べている。

本条は、船舶の売却代金が債権総額に不足する場合の分配方法について定めている。各債権者は、各自の債権額の債権総額に対する割合にしたがって分配

を受ける。この場合、債権の発生時期は、無視されている。

【そして、その船舶から受領した代金が、その船を造った前述の船大工ならびにまいはだ、ピッチ、板材、釘およびその他の物品の売主に支払うのに充分でない場合、その代金は、債権者の各人が同等の公平および比率になるように、債権者のあいだで、割合に応じて分配されなければならない。そして、この場合、時の優先性は、それらの債権者にとって、役に立たない。】

3者の規定の類似・対応関係は、顕著である。ただ、Val 規則第33条においては、本条の「債権者のあいだで、割合に応じて分配されなければならない」に相当する文の後に、「何トナレバ、此等各人ハ売上金ニ対シテハ各人同一ノ権利ヲ有スレバナリ⁽¹⁾」との文言が挿入されている。

これに類似の文言は、本条および Am 第61条（中半約3分の1の部分）には存在しないが、規定の趣旨・理由説明にすぎず、少なくとも、現代的な感覚からすれば、不要のもの、というべきであろう。

本節の冒頭で言及した Et について、若干補足しておきたい。2—19 および 2—30 でふれたように、条文の冒頭にある Et は、その前条との連続・関連性を推測させる（次条の冒頭にも、Et が置かれている）。

興味深いのは、本条に類似している Val 規則第33条の冒頭にも、Eが存在していることである（Val 規則第35条の冒頭にもEが置かれている）。繰り返すが、冒頭の Et (E) は、その条文がかつて前条の一部（後半部）であった可能性を示唆するものなのかもしれない。そうであれば、本条が前条の一部をなしていたのかもしれないように、Val 規則第33条も第32条の一部をなしていたのかもしれない。

(1) 樋貝・前掲650頁。

2—40 第40条 (Val 規則第33条 (?); Am 第61条のつづき：試論・236頁以下)

[Comu poi chi havirà fattu viaggiu : 航海開始後の場合]

Et si per aventura lo^① ditto vaxello havirà fatto alcunu viaggiu et poi serrà vendutu ad instancia di li^② ditti credituri, lu preciu riciputu di quillu vaxellu si

divi per^③ quistu modu distribuiri, primo si divino pagari li serviciali et li marinari di li^② navi di quillu lu quali custirà ipsi diviri^④ recipiri per loru soudi et poi quilli li quali custirà primo haviri^⑤ impruntatu supra lu edificiu di quilla^⑥ navi secundo^⑦ chi primo serrà in tempo.[©]

© Genuardi, pp. 56-57. ① Am では, il. ② Am には, ない。③ Am では, in。
④ Am では, se conoscerà doverno. ⑤ Am では, conoscerando (または conosceranno) haverno (試論・239頁 Am 第61条解説文注④参照)。⑥ Am では, tal. ⑦ Am では, cioè。

本条は、小見出しに表示したとおり、Genuardiによると、前条と同じく、Val 規則第33条に類似する、と認識されている。しかし、本条は、航海開始後の船舶売却代金の分配について規定しており、Val 規則第34条の前半部分⁽¹⁾ (および Am 第61条の後半約3分の1の部分) と類似・対応関係にある、というべきであろう。

本条においては、海員の報酬債権が船舶建造費に関する債権より優先的に扱われている点が注目に値する。

【そして、偶然、前述の船舶がいずれかの航海をなし、そして、その後、前述の債権者の要請に基づき、売却された場合、その船舶の受領した代金は、以下のように分配されなければならない。最初に、船舶の使用人および海員に、彼らの金銭として受け取るべき、と認められるものにつき、支払われなければならない、そして、つぎに、その船舶の建造につき以前に与信したと認められる者に、時において優先するものから順にである。】

本条と Am 第61条の後半約3分の1の部分との類似関係は、一方が他方の引写し、とというるほど顕著である。

これに対して、Val 規則第34条の前半部分には、第1順位者に対する支払いの方法と理由を表わす文言が挿入されている⁽²⁾。これは、2—39で検討したVal 規則第33条における規定の趣旨・理由説明文の挿入と同様の所作である。

(1) Laband, a. a. O., S. 334, N. 140; 試論・237頁Am第61条解説文注*で「第1項」と表現している部分。

(2) 「而シテ之ハ其ノ金銭ヲ返還スベキ担保ヲ供セシムルコトナシニ為サルベシ。何トナレバ、此等売上金ニ関シテハ何人モ時ノ点ニ於テ優先セズ、又権利ノ点ニ於テ此等使用人又ハ海員ヨリ優良ナルモノナキカ故ナリ。……」(樋貝・前掲同所)。この挿入文言の前半部は、第1順位者に対する支払いの方法を表わしており、挿入の意義を認めるべきかもしれないが、後半部は、規定の趣旨・理由説明にすぎず、少なくとも、現代的な感覚からすれば、不要のものでしかない。

2—41 第41条 (Val 規則第34条；Am 第62条：試論・240頁以下)

[Supra quistu medesmi：同前]

{^①} Et si alcuna cosa divissiro rechipiri li mastri, li quali havissiro in questo^② facto jornati oy vendituri^③ di pichi, lignami, stuppa, et chiova, si ipsi^④ carta non havirannu^⑤, in tali casu non hannu li pirsuni preditti alcuna anterioritati^⑥, ne prerogativa di tempu, nè^⑦ miglioranza contra di quilli li^⑧ quali fussiro primo in tempo et fussiro credituri di quisso^⑨ vaxello, et si li parti di lo^{⑨-2} patruni non bastiranno pagari li ditti^⑩ debiti, li quali prisiro^⑪ havirà, si divino li ditti credituri pagari di li parti di li altri^⑫ personali^⑬ et patroni di carati di quisso^⑭ navilio, si dato li havirannu potestati comu patruni, ca^⑮ in altra maynera^⑯ li ditti parcionali non forano^⑰ tenuti, ca lo ditto patroni, non havendo potestati, non pò obligari li beni di li ditti^⑱ parcionali, si como patroni oy in altra maynera potestati non havirà^⑲.[Ⓒ]

Ⓒ Genuardi, p. 57. ① Am では、Jtemが入っている。② Am では、quello。③ Am では、venditrine となっているが、venditure と解する立場も有力である(試論・241頁 Am 第62条解説文注④, 同242頁 Am 第62条試訳注①参照)。④ Am では、essi。⑤ Am では、haverando (または haveranno。試論・241頁 Am 第62条解説文注⑥)。⑥ Am では、integritate。⑦ Am では、di。⑧ Am では、delli。⑨ Am では、quel。⑨-2 Am では、delli。⑩ Am では、predetti。⑪ Am では、primo。⑫ Am には、ない。⑬ Am では、parzonari (または porzonali。試論・241頁 Am 第62条解説文注⑮)。⑭ Am では、questo。⑮ Am では、che。⑯ Am では、modo。⑰ Am では、sariano。⑱ Am には、ない。⑲ Am では、haveranno。

本条は、Genuardi によると、Val 規則第34条に類似している、と評価され

ている。そのこと自体否定しえないが、より正確には、本条は、Val 規則第34条の後半部分⁽¹⁾に類似している、というべきであろう。

なお、本条と Am 第62条との類似・対応関係を省察しておく、Am 第62条は、その後半部において、条件節に対応すべき帰結節が省略されるなど、解読・解釈が難しい規定である。しかし、そのことによって、本条と Am 第62条との類似・対応関係が否定されるいわれはないように思われる。

【そして、日雇い作業をした船大工またはピッチ、板材、まいはだおよび釘の売主が、いずれかの物を受け取るべき場合、書面を有しなければ、その時、前述の者は、時において優先するその船舶の債権者に対して、なんらの優位性も時の優先権も有しない。そして、船長の持分が彼の負担した前述の債務を弁済するのに足りない場合、この船舶のその他の人 (altri personali) および持分所有者が船長に船舶共有者としての権限を付与していたときには、前述の債権者は、この船舶のその他の人および持分所有者の持分から支払いを受けなければならない。ただし、前述の船長が、船舶共有者としてまたはその他の様式で権限を有しなければ、無権限で、前述の参加者 (ditti parcionali⁽²⁾) の財産に責任を負わせることができないので、前述の参加者は責を負わない。】

本条と Am 第62条の類似・対応関係は、やはり顕著である。見出しにあるように、本条は、前条の継続規定である。そのことは、冒頭の Et からも了解することができる。Am 第62条の冒頭に Jtem が入っているが、直後に Et が置かれている。ここにおいても、前条との継続性が読み取れる。

そして、解読文の注⑱でみた節に相当するものが Am 第62条には存在しない、という形式上の大きな差異がみられるものの、両者の規定内容に類似性を認めることにそれほど大きな困難はないであろう。

(1) Laband, a. a. O., S. 335, N. 143; 試論・241頁 Am 第62条解読文注*で「第2項および第3項」と表現している部分。

(2) Val 規則第34条のこれに対応する文言は、dits personers であり、Twiss, op. cit., p. 487 は、これの訳語として said part-owners を与えている (樋貝・前掲651頁も、同様に、(船舶) 共有者、としている)。本条における parcionali には (も) 船舶共

有者が含まれるであろうが、船舶共有者だけを意味するのではない、と思われる（たとえば、当該船舶により行われているコロナ契約の参加商人なども含まれるかもしれない。試論・156頁など参照）。parcionali は、CCMM 第45条にも登場する。

2—42 第42条（Val 規則第35条）

〔Comu di tal prezzu si paga dota di donna：妻の優先権〕

Et si lo patruni di lo ditto vascello havirà mugleri, et havirà carta contra li beni di lo dicto patrni sou marito di la sua dota et lu ditto marito non havirà altri beni da undi la ditta donna si porrà pagari di sua dota et havirà discussu li ditti beni di so maritu, da undi ipsa si pozza pagari et intandu si adrizzirà a lu preciu di quillu vaxellu et per la sua carta dotali porrà primo in tempu di li altri, li quali supra quistu vaxellu impruntaru, in questu casu la ditta donna esti primera in tempu et megliu raxuni et quistu esti solamenti in li parti li quali quistu so maritu supra questo vaxello havirà, ca li altri credituri di quistu so maritu et quistu voli esseri in casu di arrendiri dota secundu la costuma di Messina sia ja venutu.[©]

© Genuardi, pp. 57-58.

本条は、Val 規則第35条と類似・対応関係にある、といわれているが、Am には類似の規定を求めることができない。たしかに、以下に示す規定内容の長文の第1文（前段）は、Val 規則第35条と類似している、といいうる。第2文および第3文（中段および後段）に対応する文言は、Val 規則第35条にはみられない。

本条は、船長の妻の持参金返還請求権について、船舶売却代金上に優先権を認めている。海事・商事の世界に活躍の場を求めている船舶所有者、商人あるいは投資家に比べると、使用人や海員は、一般的に、経済的弱者の立場にある。第40条がそれらの者に優先権を与えているのは、理にかなった所作といえよう。それと同様、往時、夫に比べ経済的に弱者の地位にあったであろう妻に優先権を与えるのも、やはり、望ましい態度であろう。

【そして、前述の船舶の船長が妻を有し、そして、(彼女が)彼女の持参金について、その夫である前述の船長の財産に対して書面を有しているが、前述の夫が彼女の持参金について彼女に支払いができる他の財産を有せず、彼女がその夫の財産から弁済を求めている場合において、彼女が支払いを受けることができ、そして、その船舶の代金について訴えがなされ、そして、彼女の持参金の書面が、この船舶に貸付けをしたその他の者より、時において優先するときには、この場合、前述の夫人は、時において優先し、優先権を有する。そして、これは、彼女の夫が船舶上に有する持分においてのみのことである。彼女の夫の他の債権者および夫は、持参金の返還の場合には、メッシーナの慣習 (*costuma di Messina*) にしたがうことを望むからである。】

本条において注目すべきは、「メッシーナの慣習」という文言である。この文言は、次条にみられるような「海および商行為の慣行および慣習⁽¹⁾」とは明らかに異なっている。本条にいう「メッシーナの慣習」は、メッシーナ市の一般的な社会生活関係における慣習(法)を意味するもの、と思われる。

海事慣習(法)とは別個に一般的な社会生活関係における慣習(法)が併存していた、と考えらる例として、たとえば、アマルフィなどが好例であろう。周知のように、アマルフィでは、Amに示されている海事慣習(法)とアマルフィ市慣習(法: *Consuetudines civitatis amalfie*)が併存していた。アマルフィ市慣習(法)は、女性の「嫁資」ないし「持参金」に関する規定を多く有していることで、知られており、そして、Murinoは、本条とアマルフィ市慣習(法)第19条の類似性を認めている⁽²⁾。同条は、以下のような規定である(一部、省略)。

[*Modus servandus inter creditores capientes bona debitoris*: 差押債権者間の分配方法]

Bona debitoris cum capiuntur creditores non secundum quod jus dictat qui priore tempore potiore jure set concurrentes jnsimul equalentes inter se dividunt per libram nec obstat si alter creditor si prior alteri posterior. . . . Uxor debitoris

si prior sit tempore sive expresse sive tacite bona virj sint sibj pro dotibus ypothecata jn dyochero profertur omnibus creditoribus, et si sit posterior tempore concurrat jnsimul cum alijs creditoribus prioribus virj suj bona eius equa lance inter se dividenda per libram.©

© Andrea de Leone e Alessandro Piccirillo (a cura di), *Consuetudines civitatis amalfie*, Cava dei Tirreni, 1970, p. 60.

【債務者の財物が収容される場合、債権者は、『時間的に先順位の者は、権利においても優先する』の法原則が定めるところにしたがわず、ある債権者が時間的に先順位であり、他の債権者が後順位であっても、すべての債権者が平等にそれらの債権者のあいだで、比例して、その財物を分配する。……債務者の妻は、時間的に先順位であるとき、すなわち、明示的または黙示的に、夫の財物が妻のために嫁資の担保として、自筆証書のなかで、抵当に入れられているとき、すべての債権者に優先する。しかし、(妻は)時間的に後順位のとき、夫の他の先順位の債権者のすべてと平等に、債権者のあいだで、比例して、夫の財物の分配に参加する。】

なお、アマルフィ市慣習(法)については、おそらく、(少なくとも)3種類の写本の存在を認めるべきであろうが⁽³⁾、あと二つの写本の規定を併せて検証しているいとまは、本稿にはない。

- (1) 類似の表現として、第20条でみた「海事事項」および「商業に関する事項」がある。
- (2) Murino, *op. cit.*, p. 314, n. 1.
- (3) 本文で引用した(Murinoが言及している)De Leone e Piccirillo, *op. cit.*, pp. 28-90が報じているもののほか、Tommaso Gar, *Tavola e consuetudini di Amalfi*, in *Archivio storico italiano*, Appendice, 1842-1844, pp. 271-289 および Matteo Camera, *Memorie storico-diplomatiche dell'antica città e duca di Amalfi*, vol. 1, Salerno, 1876 (ristampa: Salerno, 1972), pp. 459-471が報じているものがある(試論・297—301頁)。

2—43 第43条 (Val 規則第36条)

[Comu ponnu li cunsuli terminari summariamenti et abreviari li questioni :

評議員の簡易終結権限]

Li consuli hannu potestati chi li questioni li quali innanti di essi si mettirannu, li ponnu determinari brevementi summariamenti secundu ad loru et lu consigliu parrà senza figura et scriptu di judiciu, sulamenti guardandu la veritati di lo factu secundu chi è usu et costuma di mari et di actu di mercancia.[©]

© Genuardi, p. 58.

本条は、第24条と同様に、略式の審理手続について定めている。第24条が訴訟当事者の発意による略式手続について規定しているのに対して、本条は、評議員（および助言者）の判断による場合について定めている。

【評議員は、海および商行為の慣行および慣習にしたがい事の真実のみを凝視して、彼らの面前に提起された問題を、彼ら（の判断）および助言にしたがい、裁判の形式および文書なしに、簡易に要約的に決定する権限を有する。】

前条の検討の場（2—42）でも省察したように、本条には、「海および商行為の慣行および慣習」という注目すべき文言が含まれている。CCMM のなかに、「慣習」ないし「慣行」に言及した規定がいくつか散見され、その多くが「海の慣行および慣習」であることは推測が可能であるが、直截に「海の慣行および慣習」と表現しているのは、本条のみである。もっとも、本稿が検証対象としている CCMM は、「海事評議員」に関するものであるから、そこで言及されている「慣行および慣習」は、本来的には、「海の慣行および慣習」のはずであり、「海の」と、いちいち断る必要はないのかもしれない。

海事法の分野では、往時すでに、簡易・迅速な紛争解決の思想とその具現化の方策が定着していたであろうことが、本条からも、読み取ることができる⁽¹⁾。

- (1) 海事評議員裁判制度は、一般的な裁判制度と異なり、簡易・迅速な紛争解決に対する海事関係者（多くは商人）の要請に即して生成・発展したものであろうが、さらに、本条などは、その要請に具体的に貢献する趣旨の規定、といいうる。

2—44 第44条（Val 規則第39条）

[Quando li cunsuli serrannu allegati suspectti : 評議員の忌避]

Quando alcuni di li consuli oy ambidui per alcuna delli parti litiganti serrà allegata per suspettusu et provirassi quilla allegacioni et serrà bastanti fari allu predittu consulu oy alli dui suspectti, li altri quattru cunsuli futuri oy preteriti et futuri divino di loro dui eligiri alli parti non suspettusi, li quali supra tali causa divino dari loru judiciu et si li consuli preditti sarrannu pruvati esseri tutti suspectti, si divino eligiri altri gentilhomini non suspectti alli quali divino per scarfii eligiri li ditti consuli, li quali sulamenti judichirannu in quista causa suspectta li sententii, li quali per li ditti consuli si darannu, si divino dari secondo requefino et volino li capituli di quista curti et illa undi li costumi et capitulo non bastanu si divi requefiri lu consigli in lu modu et forma che in li supraditti capituli si conteni.©

© Genuardi, pp. 58-59.

本条は、訴訟当事者により評議員が忌避された場合における執務代行者の選任方法について定めている。

本条は、Val 規則第39条と類似するといわれているが、審理の公平性を確保する趣旨からすれば、本条のほうが徹底しているであろう。すなわち、忌避申立てが正当であった場合に、本条は、当該評議員を審理担当から除外（執務代行者を選任）するのに対して、Val 規則第39条では、海事関係の専門家を審理に加えるが、当該評議員を除外しない。

【評議員のいずれかまたは双方が、紛争当事者のいずれかによって忌避を申し立てられ、そして、その申立てが真実であり前述の評議員または双方を忌避するに足りる場合、他の4名の後順位のまたは先順位および後順位の評議員は、彼らのなかから、当事者に忌避されない2名を選任し、その2名が、かかる訴訟について彼らの判決を下さなければならない。そして、前述の評議員がすべて忌避された場合⁽¹⁾、当事者に忌避されない他の紳士を抽選により選任しなければならず、その者は、忌避された訴訟において、審理をするだけである。彼らによって下される判決は、本裁判所の規則が要求し欲するところにしたがい、

なされなければならない、慣習および規則がなければ、前述の規則に定められている方法および形式により、助言が要請されなければならない。】

評議員の忌避制度がいつころから存在したのか、きわめて興味深い疑問であるが、本条の規定自体から、その疑問を解く鍵は発見できない。Val 規則第39条においても、同様の状況である。Am には、評議員の忌避制度に関する規定が存在していない。

- (1) この場合の解釈について、若干疑義がありそうであるが、おそらくは、以下のような場合であろう。6名の評議員（AからF）のうち、当該訴訟を担当していたAとBが忌避され、残り4名（CからF）のうち、CとDを執務代行者に選任したが、やはり忌避された。この場合、EとFが残っているが、この二人よりCとDのほうが適任者として選任されていたのであるから、EとFは、改めて執務代行者に選ばれることなく、「他の紳士（PとQ）」が選任されるのであろう。Murino, op. cit., p. 310 の解釈も同じ趣旨であろう。

2—45 第45条（Val 規則第42条）

[Di sequestracioni : 強制執行]

Supra ogni sequestracioni, lu quali li ditti consuli farrannu, divino primu recipiri pregiaria di lu sequestranti che sia cossi comu illu alla curti darrà ad intendiri, et tal sequestro si divi fari a persuni li quali non fussiro bastanti ad quilla dimanda, ca si bastanti serrà, non si pò, ne divi fari sequestro, exceptu tamen in factu di nolu, lu quali si divi fari senza pregiaria et ad ogni persuna di qualsivoglia statu et conditioni sia et senza pregiaria a dinari di multi parcionali, li quali venuti fussiro di comuni columna.[©]

© Genuardi, p. 59.

本条をもって、CCMM と Val 規則との類似・対応関係は、終了する。本条は、Val 規則の最後の規定である第42条⁽¹⁾に比べると、かなり長文になっており、一見したところでは、両者の規定に類似性を認めることに困難を覚えるほどである。

しかし、債権者の主張の正しさを保証するための担保の提供は、すべての執

行に先んじてなされる可能性があることと、傭船料の請求に関連しては、担保提供が不要であることとする、その骨子は、たがいに類似している、といいうるかもしれない。

【評議員は、なそうとするすべての強制執行に関して、裁判所をあざむこうとするような執行債権者から、先に、担保を受け取らなければならない。そして、かかる強制押収は、請求に応じる資力を有しない者に対してなされるべきであり、資力を有する者に対してなされえず、なしてはならない。ただし、傭船料に関しては、担保なしに、そして、いかなる状態および状況にあってもすべての者に対して、そして、複数の参加者 (parcionali⁽²⁾) の共通のコロンナから支出された金銭による担保なしに、強制執行をなすことができる。】

本条においては、執行債権者の担保提供は、無条件で要求されているわけではない。まず、担保提供が義務づけられるのは、いわゆる裁判所をあざむこうとするような「怪しげな」債権者である。そして、十分な資力を有する債権者に対しては、担保提供を要求してはならない。

Val 規則第42条には、本条にみられるような担保提供を要求するための条件は、一切設けられていない。また、但書きの表現・文言もかなり異なっているが、傭船料の請求に関連する強制執行については、担保提供が不要、とする点では、——かなり漠然としているが——類似性を認めても差し支えないであろう。

- (1) 「裁判所ニ対シテ立ツル保証ハ領事ノ為ス凡テノ財産管理ニヨリテ認メラレル。但シ自ラ運送賃支払ノ義務ヲ負担シ居ル船荷ヲ管理スルコトニヨリテハ此ノ限ニ在ラズ」(樋貝・前掲654頁)。
- (2) この用語は、CCMM 第41条にも登場したが、筆者は、2—41注(2)において、船舶共有者のみを指すものではなく、もう少し広い範囲の者を含む用語であろう、との考えを示した。本条の parcionali は、私見の論拠の一つである。

2—46 第46条

[Di chi cosa esti tenuto lu citatinu pagari contumacia : 被告が欠席の責を負う場合]

Per li causi infrascritti persona citata non esti tenuto pagari contumacia zo esti quandu citata sarrà per esseri facta contra di ipsa execucioni et quando serrà citata ad acti giudiciali per questioni ordinaria, poy tamen contestata la liti ca innanti beni esti tenuta et quistu si divi intenderi la parti citata non per impetu et mala intencioni non volissi veniri in la curti oy chi fussi contumaci in ogni actu giudiciali, ma occupata per alcuni liciti et evidenti fachendi, ad uno o dui atti fussi contumaci nenti di minu per ogni modu contra di lu citatu in sua contumacia si può et divi sequiri a la questioni oy fari la execucioni.©

© Genuardi, pp. 59-60.

2—45 でふれたように、第45条をもって Val 規則との類似・対応関係は終わっている。そして、本条に類似の規定は、Am にもみられない。本条は、メッシーナあるいはシチリアに固有の規定なのかもしれない⁽¹⁾。

CCMM は、訴訟当事者（とりわけ、被告）が裁判に欠席（不出頭）をした場合に関する規定をいくつか設けており、第10条でみたように欠席者に罰金を科してまで、当事者に出席を促している。本条は、被告が欠席の責任を負わない（例外的な）場合を列挙している

【下記の理由により、被告は、欠席の罰金を支払う責を負わない。すなわち、召喚された時に、自己に対して、執行がなされようとしていた場合および通常の審問のため、訴訟行為に召喚されようとしていた場合。先に財産を保全する判決を宣告され、そして、このことを被告が了解していなければならず、衝動および悪意によらず、出廷することを欲しない場合、または、あらゆる訴訟行為に欠席したけれど、なんらかの正当かつ明白な用件でふさがっていて、一個または二個の行為に欠席した場合。しかしながら、いずれにせよ、欠席した被告に対して、審問を行いまたは執行をすることができそしてしなければならない。】

本条により被告が欠席の責を負わなくてよい、とされている場合は、なるほど、被告の意思や自己都合により欠席する場合ではなく、むしろ、他方で出席

が強制されている場合、ということができよう。

そして、おそらくは、本条が定めている被告が欠席の責を負わなくてよい場合（事由）は、本条が例外的規定であることからすると、制限的に列挙されたもの、と解すべきであろう。

- (1) トラパニには、Gen 本の規定に類似する条項を含んだ18カ条からなる海法（略称：De officio Consulm maris et capitulis de ordinacionibus officii eiusdem）が残されている（試論・263—266頁）。Zeno, op. cit., p. 139 は、その12カ条と、Murino, op. cit., p. 322, n. 1 は、その13カ条と Gen 本の規定との類似関係を認めているが、それらのなかに、本条に類似する規定はない。

2—47 第47条

[Di quissa midesmi causa : 同前]

Lu citatinu, zo esti quillu chi habita infra li mura di la chitati, cadutu in contumacia sindi pò purgari, si comparrà in curti, mentri la curti si terrà ; si tamen venissi poy, finuta la curti, divi per ogni ragioni pagari la pena di la contumacia ed esseri spignatu per la cosa la quali dimandata li serrà per accasciuni di reservari et cossi spignatu da locu innanti si divi defendiri spignatu et si per aventura habitassi infra lu tenimentu, havi tempu purgari la contumacia per tuttu quillu jornu, altrimenti si divi prochediri comu di supra dictu esti.©

© Genuardi, p. 60.

本条も、見出しが明示しているように、前条につづいて、被告が欠席した場合に関する規定である。本条は、とりわけ、第10条と関連した規定である。第10条は、訴訟当事者（実質的には、被告）が欠席した場合に支払うべき罰金（1タリ）と追完金（5グラーナ）について定めている。本条は、とりわけ、後者に関連している。

【被告が、市の城壁の内側に居住し、欠席した場合⁽¹⁾、法廷が開かれているあいだに出廷し、欠席をあがなう（追完する）ことができる。しかし、閉廷後

に現れた場合、いかなる理由であれ、欠席の罰金を支払い、そして、留保するに際して (per accasciuni di reservari⁽²⁾), 彼に要求される物をもって、追完しなければならない。そして、このようにして追完が認められると、その後、防御をしなければならない。そして、(被告が,) 偶然、保有地に居住する場合、その日中、欠席をあがなう時間を有する。さもなければ、上にのべられているように、手続をしなければならない。】

被告は、遅参あるいは欠席をしても、直ちに自己に不利益な措置 (たとえば、敗訴判決の申渡し) を受けるわけではなく、遅参あるいは欠席をあがなう機会が認められている。

なお、本条の末尾にある「上にのべられているように」は、おそらくは、第34条の規定を意味するもの、と思われる。被告は、追完全を支払わないままであると、欠席裁判の不利益を甘受しなければならない。

- (1) ここにいう「欠席した場合: cadutu in contumacia」は、「開廷に遅参した場合」の意味と思われるが、この後に、「欠席の罰金: la pena di la contumacia」が出てくるので、訳語を統一しておいた。
- (2) シチリア方言の accasciuni は、多義であり、主なもので、occasione, pretesto, molestia などの意味がある。したがって、上記の句には、「留保する迷惑料として」というような試訳なども考えうるであろう。

2—48 第48条

[Di tempu factu a debitori per mayuri parti di credituri : 債権者の多数決による弁済猶予]

Si fussi alunu patruni di navi oy mercanti lu quali a multi et diversi personi fussi obligatu per accomanditi oy per qualsivoglia altra raxuni et la mayor parti di quilli credituri cio esti in quantitati di denari concidirannu tempu ad quillu loro debitori certu et saputu quilli dilla minuri quantitati si divino stringiri et stari ad quillu tempu per quilli credituri datu et zochi lu dittu tempu sia senza nulla fraudi et malicia, ca si fraudi et malicia in chi fussi, non si ponnu nè divinu li minuri credituri stringiri ; in casu et actu di fraudi et si lu debitu fussi in tanta quantitati

lu accordatu alu tempu, quantu lu discordatu si divi stari ala quantitati di li persuni et si in persuni et quantitati di denari fussiro tanti li discordati, quantu li accordati, si divi stari alla parti la quali per equitati farrà lu dittu tempu.©

© Genuardi, pp. 60-61.

本条は、債務者（船長または商人）が複数の債権者に対して債務を負っている場合において、債権者の多数決によって、債務者に弁済猶予期間が付与される旨を定めている。その多数決は、債権者の頭数によるのではなく、債権の額の多数によるのを原則としている。

【いずれかの船長または商人が、複数の者に対して、コメンダまたはその他あらゆる原因により、債務を負っており、その債権者の多数、すなわち、金額における多数者が、彼らの債務者に時間を与えた場合、少額の債権者は、多額の債権者が与えた時間に拘束され猶予しなければならない。そして、これは、前述の時間に詐欺および悪意がなければのことであり、詐欺および悪意があれば、少額の債権者を拘束することはできずまたしてはならない。詐欺行為の場合および債務額が時間を与えた債権者と付与に反対した債権者の額が同じ場合、人数が多い方にしたがう。そして、人数および金額において、反対者と賛成者が同数の場合、衡平によって認められる前述の時間、猶予しなければならない。】

本条は、債権額の多数決を原則としながらも、頭数の多数決が認められる場合（猶予に賛成する者と反対する者の債権額が同額の場合）および頭数も同数の場合についての措置も定めている。多くの場合、原則によりことが決せられるであろうが、たしかに、原則による解決が図られないことも生じうる。ただし、「人数および金額において、反対者と賛成者が同数の場合」、最後の判断基準となる「衡平」が具体的にいかなるものをいうのか、本条の文言のみからは推測することができない。

規定内容にとくに不合理は認められず、むしろ、本条は、商取引界における常識を確認した規定にすぎないのかもしれない。Am のなかに本条に類似した

明文規定を発見することはできない。

2—49 第49条 (Am 第63条：試論・242頁以下)

[Di curredu chi non si trovirà scripto in lo inventario, quando si vendirà :
船舶売却時の財産目録に記載のない調度品について]

Item si alcunu navili si^① vindissi et lu^{①-2} patruni cum animo di fraudari oy per qualsivoglia altru modu non si^① scrivissi tuttu lu corredu^② in l'inventario, quilli lu quali l'accapta^③ sentendu^④ provari qualsivoglia^⑤ cosa mostrassi^⑥ esseri statu^⑦ di lo navilio et^⑧ non alienata, la^{⑧-2} divi haviri lu predictu accaptaturi senza alcunu preciu, non obstanti chi non sia scripta (in) inventariu eceptu chi^⑨ lu predictu patruni {^⑩} legitime mustrassi havirili acaptatu di^⑪ lu so^⑫ propriu.^③

© Genuardi, p. 61. ① Am には、ない。①-2 Am では、il。② Am では、credito。ただし、corredo を置くべき、とする説も有力である (試論・243頁 Am 第63条解説文注⑤)。③ Am では、lo havrà comprato (,)。④ Am では、possendo。⑤ Am では、qualunque。⑥ Am では、mostrando。⑦ Am では、fatta。⑧ Am には、ない。⑧-2 Am では、lo。⑨ Am には、ない。(in) は、Genuardi の補足と思われる。⑩ Am では、si が入っている。⑪ Am では、da。⑫ Am では、duplo。

本条は、船舶の売買がなされたときに、船舶とともに買主の所有に帰する物品 (調度品) の範囲について規定している。

船舶は、多くの構成部分からなる、いわゆる合成物であるが、航行の用に供するためには、いわゆる属具も必要になるし、航行の利便性・快適性を高めるためには、より多くの物品を必要とするであろう。

船舶の売買がなされた場合、船舶自体とともに、どの範囲の物品が買主に移転するのか、本来は、「売買当事者間の合意」によることになるが、実際上は、それほど簡単・明瞭に解決しうる問題ではない、と思われる。

本条にいう「財産目録」は、わが国の商法第685条にいう「属具目録」と同様の作用を果たしていたもの、と推測される。

【同様に、いずれかの船舶が売却され、そして、船長が詐欺の意図またはその他のあらゆる動機をもって、すべての調度品を財産目録に記載しなかった場

合、船舶を購入した者は、船舶のあらゆる物品および引き渡されていない物品についても契約がなされたことを立証できれば、前述の購入者は、代金支払いなしに、財産目録に記載されていないにもかかわらず、その物品をえるべきである。ただし、前述の船長が、自己の金銭をもって購入したことを正当に立証したときは、このかぎりではない。】

Am 第63条は、解説文の注②に対応する語を *credito* とし、同⑨に対応する文言を欠き、さらに、同⑫に対応する語を *duplo* とするなど、解釈に困難が伴う規定である⁽¹⁾。しかし、同条にいくつかの不明な箇所を認めるにしても、それをもって、同条と本条の類似・対応関係を否定することは適切ではない。

(1) Guarino, p. 140-63-1；試論・243頁以下・Am 第63条の試訳の注②参照のこと。

2—50 第50条

[*Ogni naviliu si divi bullari*：喫水線印の打刻]

Item chi ogni patroni di navilio covertu di Messina novu oy vechio non divi partiri di lu portu di Messina per andari ad altra parti caricata, ne vacanti, fina in tantu chi non sia ferrata per li personi ordinati supra lu ferrari di li navili sub pena di florini cento di li quali li consuli di lo ditto anno divino haviri la quarta parti et delli altri tri parti in la maragma di la dicta curti.[©]

© Genuardi, p. 61.

本条は、船舶の安全な航行を確保するための安全基準（満載喫水線）について定めた規定である。船舶の安全な航行は、船主の私的利益にかかわるだけでなく、共同体全体の利益にも資する。往時すでに、このような認識が広く・深く浸透していたのであろう。

【同様に、新旧を問わずメッシーナの有蓋船のすべての船長は、船積みしてしようと空船であろうと、船舶の（喫水線を示す）鉄鋌打ちの権限を付与された者によって鉄鋌が打たれるまで、メッシーナ港から他の場所に出帆してはならない。これに反した場合、100フローリンの罰金が科せられ⁽¹⁾、その4分の

1を前述の年度の評議員が取得し、そして、他の4分の3は、前述の裁判所の公庫に収めなければならない。】

なお、本条の違反者が支払う100フローリンの罰金のうち、4分の1が評議員に帰属する。これは、評議員の職務遂行に対する対価（報酬）というべきものなのか、議論がありえよう。おそらく、次条に規定の手数料のほうが、評議員の対価（報酬）により近い性質を有するであろう。

- (1) 第10条にいう「罰金」に関連して、「課す」ものか「科す」ものか、といった議論を行った（2—10注(1)参照）。「私法」「公法」あるいは「行政法」というような分類が、現代ほど、明確に意識されていなかったであろう往時の「罰金」の意味を問うのにどれ程の意味があるのか、筆者には不明であるが、第10条の「罰金」と本条にいう「罰金」では、後者のほうがはるかに公的制裁の性質が濃厚であろう。2—3注(1)も参照のこと。

2—51 第51条

[Di quisto casu : 同前]

Item chi li ditti consuli li quali sedirannu pro tempore cum consigliu di sei marinari esperti oy plui digianu signari et fari mettiri li ferri a li ditti navili et di ogni naviliu di una coverta ciaschedunu di li dui consuli digia haviri per pidagiu tari uno et chascuno di li ditti marinari grana dieci et si lu navilio fussi di dui coverti divino haviri paga dubla.[©]

© Genuardi, pp. 61-62.

前条は、船舶の安全航行を徹底するため、先に、満載喫水線印の打刻前の船舶の航行禁止および違反した場合の罰金について、おそらく、強行法的に規定を設け、本条は、前条を受けて、喫水線印の打刻手続および費用について定めている。

【同様に、執務している前述の評議員は、状況に応じて、6名またはそれ以上の熟練した海員の助言を受けて、前述の船舶に打刻をしそして鉄鋌を打たせなければならない。そして、すべての1枚甲板の船舶について、2名の評議員

の各人は、手数料 (pidagiu⁽¹⁾) として、1 タリを、そして、前述の海員の各人は、10 グラーナを受け取るものとする。そして、船舶が二重甲板の場合、2 倍の手終料 (paga dubla⁽²⁾) を受け取るものとする。】

2—50 において若干言及したように、本条により評議員が受け取る 1 タリの手数料は、第50条に定められている25フローリンよりも、評議員の職務遂行に対する報酬により近い性格を有する、と思われる。

- (1) pidagiu (現代標準イタリア語の pedaggio) に「報酬」という意味が含まれているのか、筆者の知るところではない。
- (2) paga の試訳として「手数料」は不適切かもしれないが、本条では、pidagiu と同じものを指すために使用されている (同一語の繰返しを避けるために、paga が用いられている) と思われるので、あえて、paga の試訳として「手数料」をあてておいた。paga は、compenso, ricompensa (o) などと同様、労働の対価を表わす用語の一つである。

2—52 第52条

[Di quisto casu : 同前]

Item nullu patruni diggia caricari lu so naviliu ultra dilli ditti ferri posti et ordinati per li ditti consuli sub pena di quattru di florinu per butti, di quanti butti serrà diportatu lu naviliu.[©]

© Genuardi, p. 62.

本条は、前2カ条に引き続き、船舶の安全な航行を担保するため、船長に対して、打刻された満載喫水線を超える船積みを禁止している。安全基準を設けても、それを遵守しなければ、意味がない。

【同様に、いかなる船長も、彼の船舶に、前述の評議員によって設置・配備された鉄鋌を超えて、船積みしてはならない。それに違反した場合、船舶が積むことができない積荷について、積荷ごとに4分の1フローリンの罰金を支払わなければならない。】

本条に違反した場合に支払われる罰金について、計算方法は、明示されているが、その納付先については、第50条のような明示的言及がなされていない。

可能性として、評議員裁判所の公庫にすべて帰属する、と推測しうるが（評議員の取分に関する明示的言及がない）、たしかな根拠があるわけではない⁽¹⁾。

- (1) ほかに考えられる納付先としては、第3条および第12条に定められている市の聖母（教会）の公庫がある。

2—53 第53条（Am 第64条：試論・244頁以下）

[Di lo cangio di la bona munita : 良貨の為替]

Item di^① qualsivoglia^② mercancia si vindirà et lu accattaturi^③ paghirà di bona munita et di argentu^④ divi haviri^⑤ di^① lassitu ad raxuni^⑥ per unza di grana quattu et quistu si chiama lu lassitu di lu cangiu^⑦.^⑧

© Genuardi, p. 62. ① Am には、ない。② Am では、qualunque。③ Am では、il compratore。④ Am では、buono argento。⑤ Am では、haverlo。⑥ Am では、raggione。⑦ Am では、l'affitto delo cagno。cagno の意味について、多くの議論・推測がなされている（試論・244頁の Am 第64条の解説文の注⑧）。

本条は、Am 第64条と同様、良貨で現金払いする買主に代金の減額を認めた規定である⁽¹⁾。その用語に関して、方言による差異はみられるものの、Am 第64条とほぼ正確に一致している（割引きの割合も一致している）。

しかし、Am 第64条は、海法の規定というより、陸上の都市法の規定としての性質を帯びている、といわれている⁽²⁾。本条も、海事評議員（裁判所）と直接に関連する規定ではない。

【同様に、いかなる商品についても、売却されそして買主が良い銀貨で支払う場合、1 オンスにつき4 グラーナの割合で、割引を受けるべきであり、そして、これを為替の放棄という。】

(1) Guarino, p. 140-64-3 ; 試論・244-245頁の Am 第64条の解説文の注⑧。

(2) Guarino, p. 140-65-1 ; 試論・244頁の Am 第64条の注*。

2—54 第54条（Am 第65条：試論・245頁以下）

[Lu chitatinu pò haviri parti di la mercancia si vindi a lu pisu et ala misura (con la sua interpretazione in pede) : 市民の市場販売商品購入権（解釈付き）]

{^①} Di qualsivoglia^② mercancia che si vindi alla chitati et^③ lu^④ chitatinu supravegna alu mercatu a lu pisu oy alla misura oy per tuttu quillu jornu di lo mercatu^⑤ pò et divi haviri quilla mercancia per quillu precio proprio per lu quali lu havi havuto lu mercanti quantu^⑥ ad si^⑦ è necessaria per usu so et di la^⑧ famiglia sua.^⑨

⑨ Genuardi, p. 62. ① Am では、Jtemが入っている。② Am では、qualunque。
③ Am には、ない。④ Am では、il。⑤ Am には、ない。⑥ Am では、quando。
⑦ Am には、ない。⑧ Am には、ない。

本条は、Am 第65条に類似している、といわれている。Am 第65条は、アマルフィ市民に対して市外の商人に優先して商品を先行取得しうる権利を認めた規定、と考えられている⁽¹⁾。本条も、Am 第65条と同種の権利をメッシーナ市民に認める趣旨の規定、と考える。

本条は、解説文の注⑤にみられるように、Am 第65条には存在しない文言が含まれているが、両者の規定における文言の差異・有無は、やはり、その間の類似性を否定するほどのものではない。

【(メッシーナ) 市において販売されているあらゆる商品について、市民は、市場に来れば、自分自身およびその家族の使用のために必要なだけ、重量でもしくは数量でまたはその市場の日中、商人がその商品を取得したのと同じ価格でそれを入手することができ、そして、すべきである。】

Am 第65条について、同条をアマルフィ海法に挿入したのは私人の所作、とする者が存在している⁽²⁾。それが正しければ、本条を CCMM に挿入したのも私人の所作、ということになるのであろう⁽³⁾。

なお、見出しのかっこ書きにあるように、本条には、「解釈」文が付加されている。「上掲の条文の解釈 (Interpretatione del soprascripto capitolo)」のタイトルのもとに、1428年7月4日に二人の評議員によって示された本条に関する解釈が報じられている⁽⁴⁾。

このような所作は、本条においてはじめてなされるものであり、前条までにおいてはなされていない。この添付文は、Gen 本の第111条以下に収録される

べきもの、と思われる。しかし、これは、CCMM が適用されていた事実およびその時期を示すたしかな証拠の一つであり、資料的価値を否定されるものではない。

- (1) Laband, a. a. O., S. 336, N. 148 ; 試論・245頁の Am 第65条の注*。なお, Am 第65条も, Am 第64条と同様, 海法の規定というより, 陸上の都市法の規定としての性質を帯びている, といわれている。本条も, やはり, CCMM 第53条と同様, 海法の規定というより, 陸上の都市法の規定としての性質を帯びている, というべきであろう。
- (2) Guarino, p. 140-65-1.
- (3) Guarino, p. 140-65-1 がいうように, 陸上法の性質を帯びる規定 (Am 第65条) を海法に混在させた所作 (過誤) が私人ないし法律の素人によるものである, というのであれば, 同様の過誤が場所と時代を異にした CCMM に関しても生じていたことになる。
- (4) Genuardi, p. 63.

2—55 第55条

[Innanti sia partutu lu pisci ognunu pò haviri parti : 分配前の魚の購入権]

Item standu lu pisci in lu ponti oy in qualsivoglia parti si vinda innanti chi sia partutu, qualsivoglia persuna supraveni pò et divi aviri parti di quillu pisci.©

© Genuardi, p. 63.

本条に類似・対応する規定は Am には存在しない。しかし、本条は、前2カ条、とりわけ、前条と同趣旨・性質の規定、といいうる。

規定内容は、やはり、海事法というよりは、市民に（前条におけるように、市民 (chitatinu) に限定した用語は用いられていないが）売買の機会を保障した規定であろう。逆に、売買の目的物は、魚に限定されている（前条では、Am 第65条と同様、目的物について、限定がなされていない）。

【同様に、魚が船橋またはどのような場所にあっても、分配される前に売却されるのであれば、来た人は、だれであっても、その魚の一部を取得することができ、そして、取得すべきである。】

第53条から本条までの3カ条は、それ以前の規定と性質を異にしている、と

いわざるをえない。これらの規定が CCMM に収められた理由は不明、というほかないであろうが⁽¹⁾、規定群の最後に配置したのは、妥当な措置であったのかもしれない。CCMM は、実質的には、本条をもって終了することになる。

(1) Murino, op. cit., p. 315, n. 2. は、第53条および第54条については、なにもふれていないが、本条が CCMM に収められた理由が不明である、としている。

2—56 第56条

[Declaracioni di lo capitulu di stari quaranta jorni carzeratu : 40日間拘束規定の確認]

Item perchè in lo libro di la corti di consulatu si trova uno capitulo tenoris sequentis. (*omissis*)[©]

© Genuardi, p. 63.

本条は、その見出しにあるように、「40日間拘束規定」の趣旨を確認・宣言するものである。本条自体が、とくに独自の規定内容を有するわけではない。CCMM のなかで「40日間の拘束」を定めているのは、第35条である。本条は、第35条の趣旨を確認・宣言する規定である。

【同様に、つぎのような趣旨の規定が評議員裁判所規則集のなかに存在する理由。(以下省略)】

Gen 本 (pp. 63-65) によると、上掲のようなごく短かな本文の後、改行され、次行の中央部に、挿入語 *videlicet* が1語だけあって、次々行以下に、長文の説明文が置かれている。

説明文は、1528年2月12日に6名の評議員によってなされた第35条に関する解釈を詳細に報じるものである。

その意味では、本条は、Gen 本の第111条以下に収録されるべき性質のものであろう。2—55 でのべたように、CCMM は、実質的には、第55条をもって終了しているのである。

3 むすびにかえて

われわれは、「2 メッシーナ海事評議員条項」において、Val 規則との類似・対応関係に意を払いながら、CCMM の全56カ条を分析・検討してきた。その作業からみえてきたこと、あるいは、本稿の成果を再確認しておくことにしよう。

3—1 全体的構成 CCMM は、海事評議員の選任、その職責、海事評議員裁判所の訴訟手続および執行手続などについて定めている。56カ条のうちのほとんどの規定が、「海事評議員条項」のタイトルに相応しい規定、とという。それに相応しくない規定を探せば、第53条から第55条の3カ条くらいであろう。

また、CCMM には、「私が先にのべたように」といった Am および Me 裁判所条項に散見される「私人の編纂への関与」をうかがわせるような表現・用語は、使用されていない。

ただし、全56カ条が体系的に整序されたかたちで配置されているわけではない。また、Item⁽¹⁾に典型的にみられるように、個別用語の使用に統一性を欠くこともある。

(1) Item は、Me 裁判所条項では、Am 第2条に対応する第58条から第110条までのすべて（全54カ条中、53カ条）の条文の文頭に置かれている。これに対して、CCMM では、第3条から第17条（St 本では、第15条）および第49条から（第54条を除き）第56条までの合計22カ条の文頭にしか置かれていない。この不統一がどのような意味を有するのか、CCMM にまつわる謎の一つであろう。

3—2 Val 規則との類似・対応関係 人により評価が異なる規定があるが、Val 規則の約3分の2と CCMM の約半数の条文が類似・対応している。

類似・対応関係にある条文の配列をみると、類似・対応関係が認められない条文が途中に入ることがあっても、前後が入れ替わることはない。全体的には、CCMM と Val 規則は、かなり類似・対応している、と評価することが可能であろう。

しかし、詳細に観察すると、CCMM と Val 規則の類似・対応関係は、Am と Me 裁判所条項にみられるほど緊密ではない。類似・対応関係が認められている条文の数が著しく多いわけではなく（約半数と約3分の2の条文が類似・対応）、規定内容についても、「一方が他方を引き写した」ほど類似しているものは、かなりかぎられている（もっとも、Am と Me 裁判所条項ほど類似（酷似）している例は、ほかにないのかもしれないが）。

CCMM 全体は、決して、Val 規則の「焼直し」や「移調」として独自の価値を否定されるものではない。

3—3 先行的な慣習（法）の存在 CCMM が Val 規則のたんなる「焼直し」ではないことを示す例として、先行的な慣習法への言及がしばしばなされていることをあげよう。

メッシーナは、すでに11世紀中葉には、繁栄していた。11世紀中葉といえば、イベリア半島においてアラゴン王朝が成立したころである。このころ、まだ、アラゴン王朝の支配は、シチリアに及んでいない。アラゴン王朝のシチリア支配は、いわゆる「シチリアの晩鐘」事件（1282年）が契機となって、アンジュー王朝がシチリアを退いてからのことである。

ノルマン王 Ruggero 2 世の1129年5月15日の特権付与（王国の他の場所においても、海事評議員を選任しうる権限をメッシーナ市民に付与）が後世の贋作であったとしても、1283年12月15日にアラゴン王 Giacomo が同様の権限をメッシーナ市民に付与したことは、ほとんどの歴史家の承認するところであろう。その特権付与は、Val 規則が公布された時期より50年前後遡る。

そして、いくつかの条文自体（第2条、第4条、第42条、第43条など）が、CCMM の制定（成立）・編纂の時期より先に、メッシーナに海事慣習（法）が存在していたことを、明示的および黙示的に規定している。

また、Gen 本の第2条から第6条の見出しは、ラテン語で表示されており、他の条文のなかにも、しばしば、ラテン語の章句がみられる。この事実は、CCMM のもとの条文はラテン語で書かれていた、との推測を根拠づけるであろう⁽¹⁾。

(1) Zeno, op. cit., p. 136.

3—4 Am 第59条から第65条との類似・対応関係 CCMM のいくつかの規定は、Val 規則の規定と類似・対応関係にあると同時に、Am 第59条から第65条とも類似・対応関係にある。便宜のため、1—2 の注(3)に掲げた表を再度ここに掲げておく。

CCMM	31	32	38	39	40	41	49	53	54
Am	59	60	61	61	61	62	63	64	65
Val 規則	27	28	32	33	33*	34			

* 筆者は、CCMM 第40条と Val 規則第34条が類似する、と考えている（本稿 2—40 参照）。

この表から 3 者の関係について、いくつかの興味深いことが浮き上がってくる。主なものを順不同であげてみる。

- ① 類似・対応関係が認められる規定の配列について、Am では第59条から第65条まで連続しているが、CCMM では 3 度、Val 規則においては 1 度、途切れている。
- ② CCMM 第38条から第41条の 4 カ条に類似・対応するのが、Am では第 61条および第62条の 2 カ条であり、Val 規則では第32条から第34条の 3 カ条である。
- ③ CCMM と Am の後半の 3 カ条に類似・対応する規定が Val 規則には存在しない。

これらが、それぞれ、または、全体として、なにを意味するのか、目下のところ不明、というほかない。3 者を表面的に比較しただけの印象程度のことであれば、つぎの点を指摘しうるであろう。

③に関しては、当然、相互に類似・対応する規定を有する Am のほうが、その種の規定を有しない Val 規則より、CCMM との強いつながりを感じさせる⁽¹⁾。

しかし、②についていうと、関連する条文の数のちがいだけでなく、使用言語に差があるにもかかわらず、3 者の法は、かなり濃密な類似・対応関係を

呈している。もちろん、同じイタリア語で記されているため CCMM と Am の類似性を認識することは容易である。一方、とりわけ、Val 規則第33条および第34条には、規定の趣旨・理由説明のための文言など、CCMM 第39条、第40条および Am 第61条にはみられない文言が含まれている⁽²⁾。そうした文言の存在を捉えて、CCMM と Am により強固な類似・対応関係を承認することがはたして妥当かは、即断しがたい。

それよりも、CCMM および Val 規則においては、海事評議員裁判手続に関する規定群がかなり体系化されたかたちで残っているにもかかわらず、アマルフィにも存在したはずの同種の規定が、Am 第59条から第65条以外、なぜ、いまに伝わっていないのか（逆にいうと、Am 第59条から第65条だけが Am に挿入されたかたちで伝わっているのか）、古くからの疑問かもしれないが、改めて思い起こされる。

- (1) ただし、CCMM 第53条および第54条（Am 第64条および第65条）は、CCMM（Am）に配置されている妥当性について、疑問のある規定である（海法ではなく、陸上の都市法の性質を帯びている）。
- (2) 2—39 および 2—40 注(2)でみた文言。このほか、Val 規則第34条の半ばには、但書きの形式で、CCMM 第40条・第41条および Am 第61条・第62条にはみられない文言が含まれている（樋貝・前掲651頁参照）。逆に、CCMM 第40条および Am 第61条にあって Val 規則第34条に存在していない文言なども、ちがいとして指摘しうるが、そのような文言の存否にもかかわらず、②関連の3者の法の規定は、かなり濃密な類似・対応関係を示している。

3—5 本稿の成果 本稿は、CCMM 全56カ条の逐条的分析・検討により、メッシーナ海事評議員裁判制度の全貌を解明するとともに、Val 規則（および Am 第59条から第65条）との類似・対応関係の検証を試み、そして、[1—3]にかかげた[本稿の目的]を（ほぼ）達成することができた。

メッシーナ海法が有する中世イタリア海法史ないし中世地中海海法史研究上の重要性は、広く認識されているにもかかわらず、その実体（規定内容）は、ほとんど紹介されてこなかったが、Me 裁判所条項の分析・検討（Am との類似性の確認・検証）を試みた序説と CCMM を検討対象にした本稿を併せると、

メッシーナ海法の中核・最重要部のおおよそのところは、理解が可能にならなかったはずである。

筆者は、本稿が、序説とともに、メッシーナ海法に関する個別的研究として、中世イタリア海法史ないし中世地中海海法史研究⁽¹⁾⁽²⁾の深化・発展の礎の一つになりえたのではないかと自答している。

本稿は、篤学の角田猛之教授のご還暦を寿ぐ論稿としては、「推敲不足」の感を免れえないであろうが、そのささやかな成果（および筆者の意図）を角田教授および読者諸賢にお読み取りいただければ、筆者にとって望外の喜びである。

- (1) 「一都市の海法が他の都市の海法の影響を受けずに生成・発展した、というようなことは、ほとんど考えられない」（試論・247頁）。CCMMが規定している海事評議員裁判制度も、メッシーナにおいて独自に生成・発展したわけではないであろう。むしろ、13世紀後半から14世紀初頭には、地中海の広い範囲において、海事裁判慣習（法）に関する共通の基盤が存在していたもの、と推測される。その慣行ないし慣習法の淵源は、ティレニア海の沿岸にあったのかもしれない（Zeno, *op. cit.*, pp. 134-135）。知られているところでは、中世三大海法の一つであるコンソラート・デル・マーレの起源をピサ（Pisa）に求める有力説が存在している（Michele de Jorio および Domenico Alberto Azuni：拙稿「Michele de Jorio 小伝」関西大学法学論集49巻4号540頁）。
- (2) 前注(1)でみた「推測」に確信を与えるには、一都市の海法に特化した個別的研究の蓄積のみならず（西）地中海諸都市の海法の全体を鳥瞰する概略史研究が有用（不可欠）であろう。そのような概略史研究がまたれる。

（2014年7月8日脱稿）